

第 2 次

新城市 森づくり基本計画

育成と共生 しんしろ “未来の森”づくり
～森を育て、人が育ち、森と共に暮らす～



令和3年度～令和12年度
(2021年度) (2030年度)

はじめに



近年、地球温暖化に起因した局地的豪雨や大型化する台風など、異常な気象現象が相次いでいます。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、世界的な規模に及んでいます。これら地球規模での環境変化に対応するため、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標 (SDGs)」が提唱され、国際社会全体の課題を包括した長期的な開発指針として「持続可能な森林の経営」を含む 17 の目標と 169 のターゲットが定められました。また、令和 2 (2020) 年 10 月の菅首相の所信表明演説では、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロを目指すことが示され、脱炭素社会に向けて森林の二酸化炭素吸収源としての役割に、さらなる期待が高まっています。

本市は市域の約 8 割を森林が占め、東三河の水源地域として重要な役割を果たしています。一方、山地災害等が発生する恐れのある区域が多く、豪雨による山崩れや倒木等は増加傾向にあります。地域の安全を確保するため、山地災害による被害の未然防止に向けた対策として、土砂流出防止等の森林の持つ公益的機能を高めるための森林整備が求められています。令和元 (2019) 年度に始まった、森林環境譲与税と森林経営管理制度は、これら課題解決に向けての大きな制度改正と言えます。

こうした森林の役割に鑑み、本市では平成 21 (2009) 年 4 月に策定した「新城市森づくり基本条例」第 9 条に基づき、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「新城市森づくり基本計画」策定し、人工林の健全化などに取り組んできました。その計画期間が令和 3 (2021) 年 3 月に終了することから、10 年間の評価・検証を行うとともに、最近の社会動向や本市の森林・林業の課題を改めて整理し、次の 10 年間の計画期間とする「第 2 次新城市森づくり基本計画」を策定しました。計画の推進にあたっては、行政はもとより、森林所有者、市民、事業者の皆様がそれぞれの立場で森林整備への意識を高め、行動していくことが必要となります。皆様のご理解とご協力、そして積極的な参加をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり「新城市森づくり会議」の皆様をはじめ、アンケート等でご協力いただいた森林所有者並びに市民の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位の皆様から感謝申し上げます。

令和 3 (2021) 年 3 月

新城市長 穂積 亮次



－目次 Contents－

第1章	計画の基本的事項	1
1-1	計画策定の趣旨	2
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	3
第2章	森林・林業の現状と課題	4
2-1	森林の多面的機能	5
2-2	本市の森林資源及び林業・木材産業	6
2-3	森林所有者及び森林組合の現状	13
2-4	森づくりに関する市民意識	19
2-5	森づくりを取り巻く主な社会動向	30
2-6	第1次計画の成果と課題	33
2-7	計画策定の視点	37
第3章	計画の目標	38
3-1	森づくりの基本理念及び将来像	39
3-2	森づくりの基本目標	40
3-3	施策体系	41
第4章	具体的な施策	42
基本目標1	公益的機能が持続的に発揮される森づくり	43
基本目標2	森林資源の循環利用を促進する社会づくり	49
基本目標3	森づくりと一体となった地域づくり	54
基本目標4	森づくりを担う人づくり	57
重点プロジェクト	63
指標及び目標値	69
第5章	計画の推進にあたって	70
5-1	計画の推進体制	71
5-2	進行管理の考え方	73
資料編	75
資-1	新城市森づくり基本条例	76
資-2	新城市森づくり会議等	80
資-3	新城市の森づくりの歩み	84
資-4	用語解説	85

第 1 章

計画の 基本的事項

本章では、計画策定の背景や目的、計画の期間、位置づけといった基本的事項を説明しています。

- 1-1 計画策定の趣旨
- 1-2 計画の位置づけ
- 1-3 計画の期間

■新城市の市街地



1-1 計画策定の趣旨

本市は、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接しています。市域の8割以上が、三河山間部を形成する森林に覆われ、東三河一体の水源地の役割を担っています。また、本市の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギ、ヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えています。

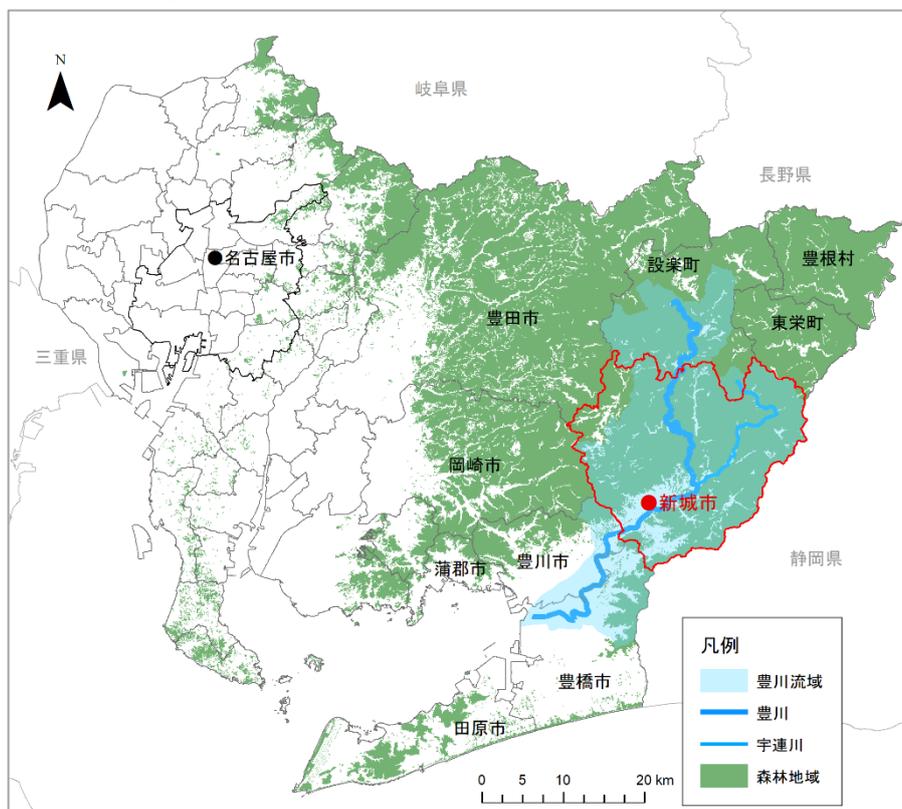
一方、森林の所有形態は小規模・分散的で、長期的な木材価格の低迷による経営意欲の低下や、所有者の世代交代などにより森林への関心が薄れ、管理が適切に行われないなどの事態が発生しています。

森林には、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材を始めとする林産物の供給など多くの機能があり、適切な管理が行われなくなると、森林がもっている本来の機能が十分に発揮されなくなります。

こうした状況を踏まえ、本市では、豊かな森林環境や森林資源を次世代に継承し、住み良い地域としていくため、平成21(2009)年4月に「新城市森づくり基本条例」を制定するとともに、平成22(2010)年8月には「新城市森づくり基本計画」(以下、「第1次計画」という。)を策定し、森林の持つ多くの機能が十分発揮されるよう、森づくりに関する各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和3(2021)年3月で第1次計画の計画期間が終了することから、最近の社会動向を踏まえるとともに、10年間の成果と本市の森林・林業の現状・課題等を改めて整理し、次の10年間に向けた新たな「第2次新城市森づくり基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

■森林現況図と新城市の位置

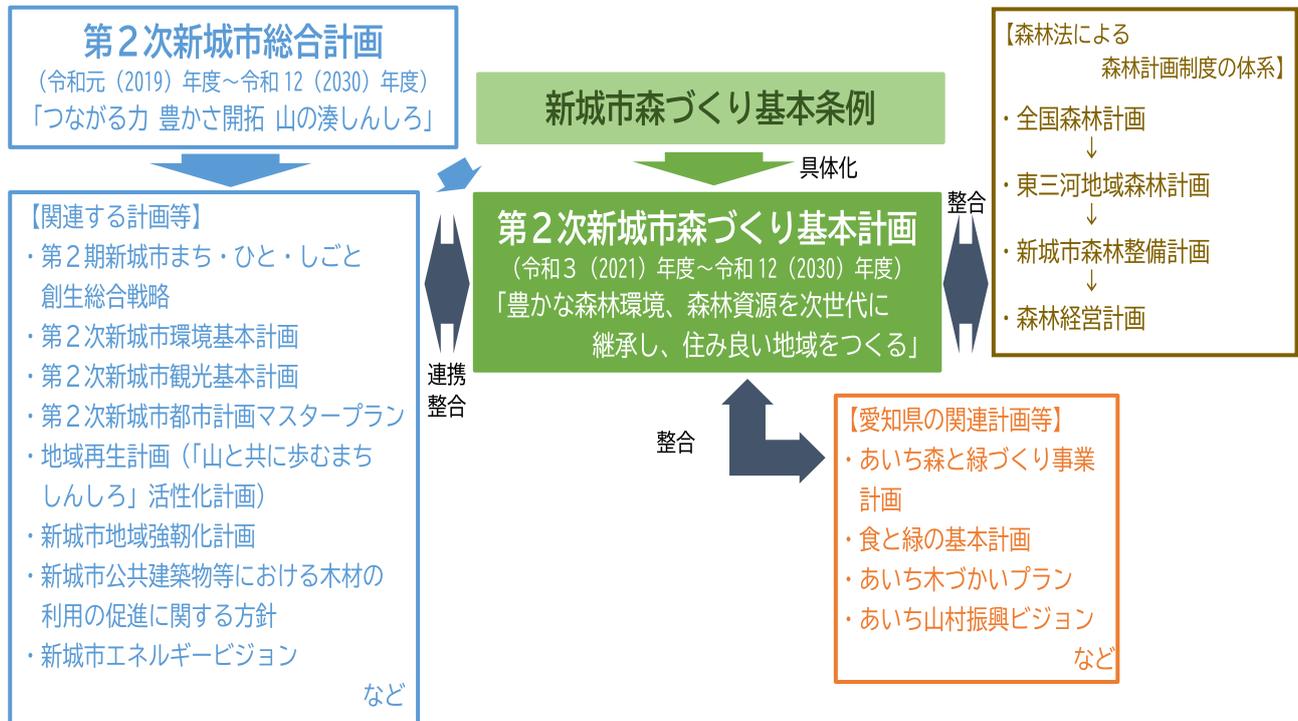


資料：国土交通省 国土数値情報 森林地域・河川・流域界データを加工して作成

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「新城市森づくり基本条例」第9条に基づき、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

また、本市のまちの将来像やまちづくりの方向性を示した「第2次新城市総合計画」における森林・林業分野の個別計画として整合を図ります。



1-3 計画の期間

本計画は、第1次計画の考え方を踏襲し、令和42(2060)年度を見据えた中・長期的なビジョンを描きつつ、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間とします。また、中間年である令和7(2025)年度には、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

R元 (2019)	R2 (20)	R3 (2021)	R4 (22)	R5 (23)	R6 (24)	R7 (2025)	R8 (26)	R9 (27)	R10 (28)	R11 (29)	R12 (2030)
第1次新城市森づくり基本計画		第2次新城市森づくり基本計画									
		前期					後期				
第2次新城市総合計画											
前期				中期				後期			

第 2 章

森林・林業の 現状と課題

本章では、森林の多面的機能を紹介するとともに、本市の森林を取り巻く状況について解説し、第1次計画の成果と課題を踏まえた本計画策定の視点を説明しています。

- 2-1 森林の多面的機能
- 2-2 本市の森林資源及び林業・木材産業
- 2-3 森林所有者及び森林組合の現状
- 2-4 森づくりに関する市民意識
- 2-5 森づくりを取り巻く主な社会動向
- 2-6 第1次計画の成果と課題
- 2-7 計画策定の視点

■新城市名号の森林



2-1 森林の多面的機能

森林は、人々の生活や環境を支える様々な機能（多面的機能）を有しています。森林の多面的機能は、経済的な機能である木材等の生産機能と水源かん養機能や二酸化炭素吸収機能などの公益的機能の二つに大きく分けられます。

近年では、台風、集中豪雨等による水・土砂災害の多発や地球温暖化問題等もあって、森林の公益的機能に対する社会的な関心や期待が高まっています。

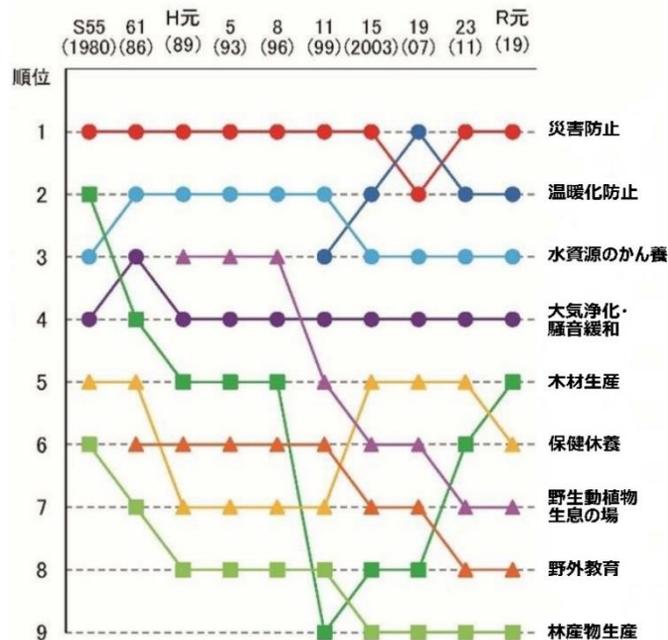
■森林の有する多面的機能

○ 土砂災害防止／土壌保全 ・表面侵食防止【28兆2,565億円】 ・表層崩壊防止【8兆4,421億円】等		○ 水源かん養 ・洪水緩和【6兆4,686億円】 ・水資源貯留【8兆7,407億円】 ・水質浄化【14兆6,361億円】等	
○ 保健・レクリエーション ・保養【2兆2,546億円】 ・行楽、スポーツ、療養		○ 地球環境保全 ・二酸化炭素吸収【1兆2,391億円】 ・化石燃料代替エネルギー【2,261億円】 ・地球の気候の安定	
○ 物質生産 ・木材（建築材、燃料材等） ・食料（きのこ、山菜等）等		○ 生物多様性保全 ・遺伝子保全 ・生物種保全 ・生態系保全	
○ 快適環境形成 ・気候緩和 ・大気浄化 ・快適生活環境形成		○ 文化 ・景観・風致 ・学習・教育 ・芸術	・宗教・祭礼 ・伝統文化 ・地域の多様性維持 

資料：日本学術会議管轄「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料（平成13年11月）
 注：【】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したもので、いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

資料：林野庁 HP 森林・林業・木材産業の現状と課題

■国民の森林に対する期待



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年）、内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15年、平成19年、平成23年、令和元年）

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。

注2：選択肢は、特になし、わからない、その他を除いて記載。

資料：林野庁 HP 森林・林業・木材産業の現状と課題

2-2 本市の森林資源及び林業・木材産業

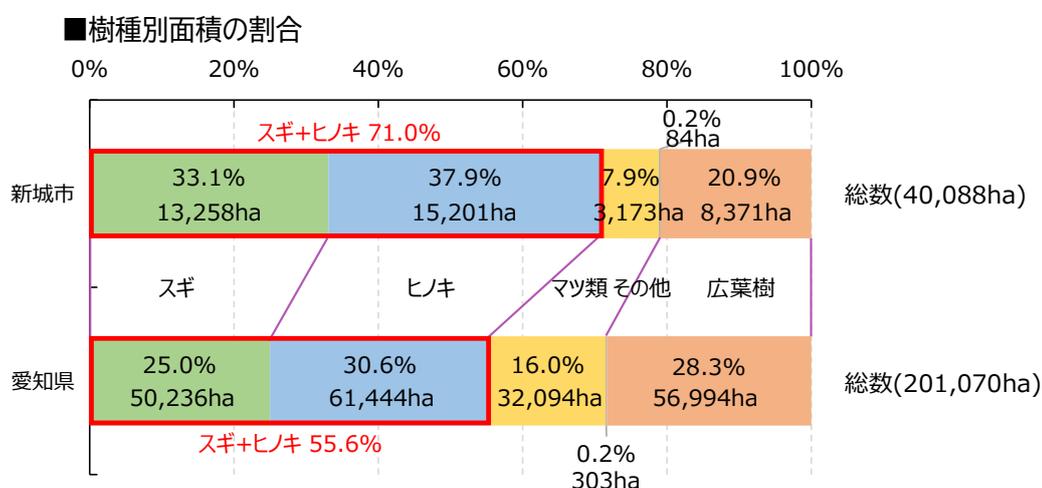
(1) 本市の森林資源

① 樹種別面積構成

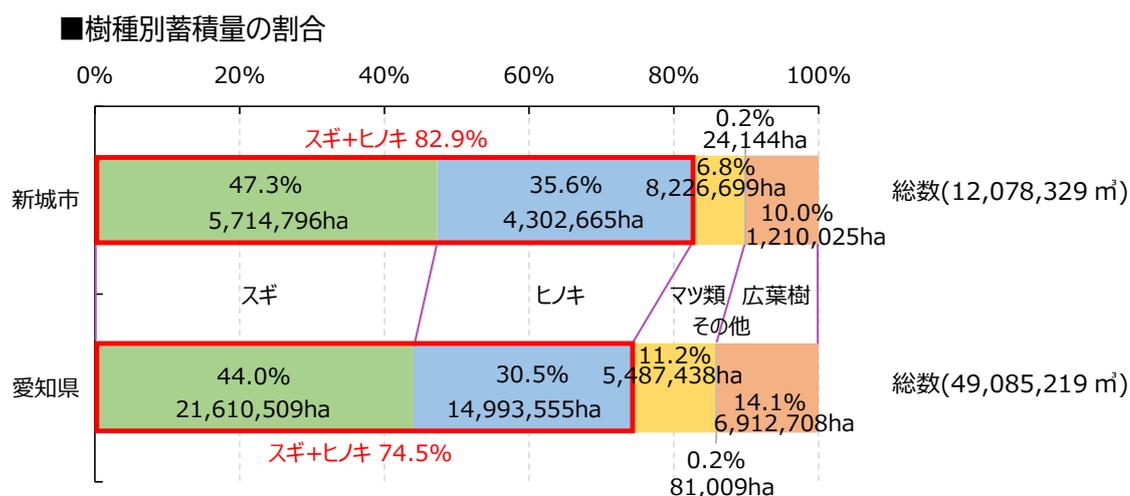
本市の森林の面積は 40,088ha で、そのうち 71.0%がスギ・ヒノキです。愛知県全体ではスギ・ヒノキの占める割合は 55.6%であり、愛知県全体に対して本市は 15.4 ポイント高くなっています。

本市の森林の蓄積量は 12,078,329m³ で、そのうち 82.9%がスギ・ヒノキです。愛知県全体ではスギ・ヒノキの占める割合は 74.5%であり、こちらも愛知県全体に対して本市は 8.4 ポイント高くなっています。

愛知県全体よりもスギ・ヒノキの割合が高い本市では、森林の公益的機能を十分に発揮するために、スギ・ヒノキ林を適正に管理していくことが不可欠であることが分かります。



資料：愛知県林業統計書 2019(R元)



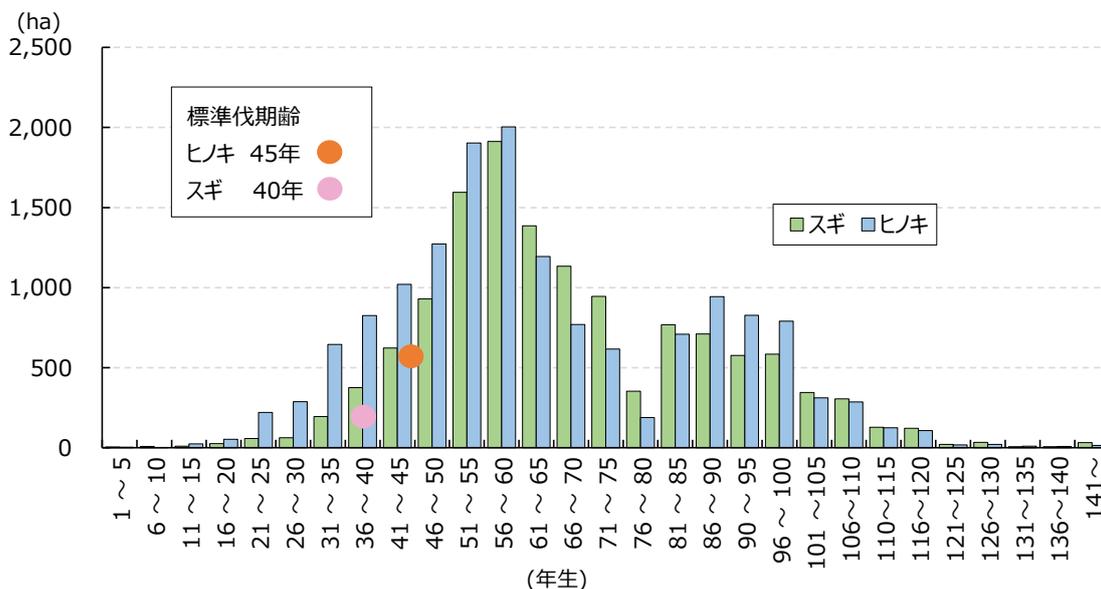
資料：愛知県林業統計書 2019(R元)

② 人工林の齢級構成

本市の約 28,000ha に及ぶスギ・ヒノキの人工林の多くは戦後の拡大造林期に植えられたものです。50 年以上が経過した現在、これらの人工林は主伐が可能な時期を迎え、その蓄積量は過去にないほど充実しています。

本市の人工林の齢級構成は、新城市森林整備計画で定められている標準伐期齢（スギ 40 年・ヒノキ 45 年）に達しないものが 23%、超えたものが 77%と、齢級構成が高齢級に偏っています。また、近年の造林面積は著しく減少しており、林齢 20 年生以下の面積は 155.37ha で全体の 0.5%です。このまま推移するとその大半が標準伐期齢を超えた森林になることが想定されます。

■人工林（スギ・ヒノキ）の林齢別面積



資料：森林資源構成表 2019(R 元)



コラム 『拡大造林』

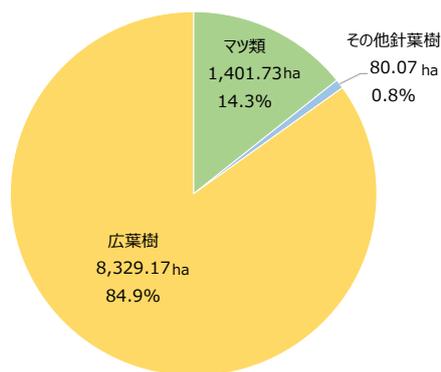
拡大造林とは、天然林を伐採した跡地や原野に人工造林を行うことで、昭和 20~30 年代、戦後の復興のために急増した木材需要に応えるために進められた林業政策です。伐採跡地への造林をはじめ、里山の雑木林、奥山の天然林などを伐採し、代わりに、成長が比較的早く、経済的に価値の高い、スギやヒノキ、カラマツ、アカマツなどの針葉樹の人工林に置き換えていきました。

③ 天然林の構成

令和元（2019）年度における本市の天然林面積は9,811ha、蓄積量は160万m³で、森林の総面積に対する天然林の割合は約23.7%です。主に集落に近い里山や、人工林の中の植林不適地、奥山に分布しています。

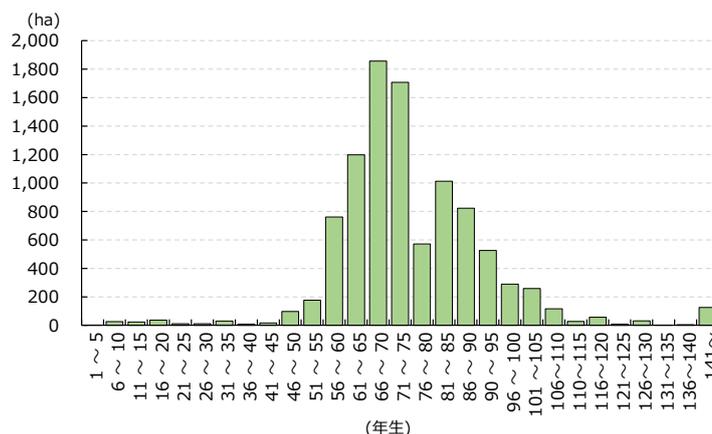
本市の天然林の樹種構成は、広葉樹が84.9%を占め、残りはマツ類など針葉樹です。また、林齢構成では全体の約88%が林齢61年生以上となっています。現在は、薪炭利用が少なくなったため天然林は高齢化しています。

■天然林の樹種別面積



資料：森林資源構成表 2019(R元)

■天然林の林齢別面積



資料：森林資源構成表 2019(R元)

④ 森林病虫害・鳥獣被害

本市では、一時期猛威をふるっていた松くい虫によるマツ枯れの被害は沈静化しつつあります。また、シカによる食害も、近年大きく減少しています。

統計書に記載はないものの、高齢化林分のスギ・ヒノキ林ではエダムシ（スギノアカネトラカミキリ）の発生も報告されています。エダムシは幼虫が生立木の幹内部で食害し、大きな変色や腐食を発生させるため、木材の商品価値の低下につながります。被害を防ぐには、森林の適切な管理が必要です。

また、野生鳥獣による枝葉の食害および剥皮の被害等は、林家の経営意欲を減退させるとともに、森林の有する公益的機能への影響も懸念されます。既存の獣害対策を強化することに加え、地区ごとに効果的な対策を検討していく必要があります。

■森林病虫害・鳥獣被害の発生状況

害虫・鳥獣名	単位	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
松くい虫	(m ³)	121	126	60	45	34	32	16	19
カシノナガキクイムシ	(m ³)	24	69	88	197	58	47	42	28
カモシカ	(ha)	1	1	1	2	1	—	—	—
野ネズミ	(ha)	—	—	—	—	—	—	—	—
野ウサギ	(ha)	—	—	—	—	—	—	—	—
シカ	(ha)	33	35	20	22	24	34	2	0

資料：愛知県林業統計書 2019(R元)

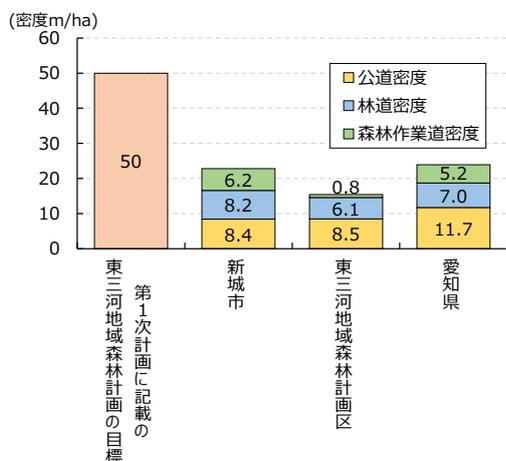
(2) 本市の林業・木材産業

① 木材生産

本市における林内路網密度（公道＋林道＋森林作業道）は 22.8m/ha であり、愛知県平均の 23.9m/ha を少し下回っています。東三河地域森林計画では概ね 50m/ha を目標としていますが、この目標に対する達成率は 45.6%にとどまっています。

木材生産の方法は、架線による搬出から林内路網を活用した車両による搬出が主流になりつつあります。低コストで木材を搬出するためには、高性能林業機械（スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ等）の利用や施業の集約化が必要であり、その基盤として、現地に適合した林道や森林作業道の整備を積極的に推進する必要があります。

■林内路網密度の現状



資料：あいちの林道 R2 (2020)

■高性能林業機械による素材生産量



資料：新城市森づくり基本計画進捗状況報告

■高性能林業機械（プロセッサ）による玉切り作業



■高性能林業機械（フォワーダ）への積込み作業



※玉切り：伐り倒した木を、建築用材等に利用するため 4m や 3m の長さに切り揃えること。

② 木材流通

国産の素材の生産と流通は、地域によって大きく異なっています。

東三河地域では、三河材流通加工センターが林業・木材産業の振興を図るために整備され、平成13（2001）年度から稼働しています。同センターは、民間の製材、原木市場、近隣の森林組合と愛知県森林組合連合会で組織する三河材流通加工事業協同組合（以下、「HOLZ 三河」という。）が運営しています。

大型製材工場やプレカット工場では、主に製材用のスギ素材や集成材用のラミナ（Laminar）を生産しています。また、HOLZ 三河流通事業部が運営する原木市場では、需要に対応した素材の安定供給とオンライン入札の導入により流通経費を削減し、木材加工の合理化と製品の高付加価値化を図っています。

今後は、更なる効率性・生産性の向上と高付加価値の製品供給に努め、経営基盤の安定と強化を図りながら、競争力・営業力を高める必要があります。

■HOLZ 三河の原木市場



■HOLZ 三河のプレカット工場



地域材の使用は生産過程を地域内で行うことになるので、地元産業の活性化につながり、そこでの技術技能の伝承にも良い影響が期待されます。なお、本市では、平成24（2012）年6月1日から施行されている「新城市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設に地域材を活用する取り組みを行っています。

■つくで交流館



■新城市役所本庁舎

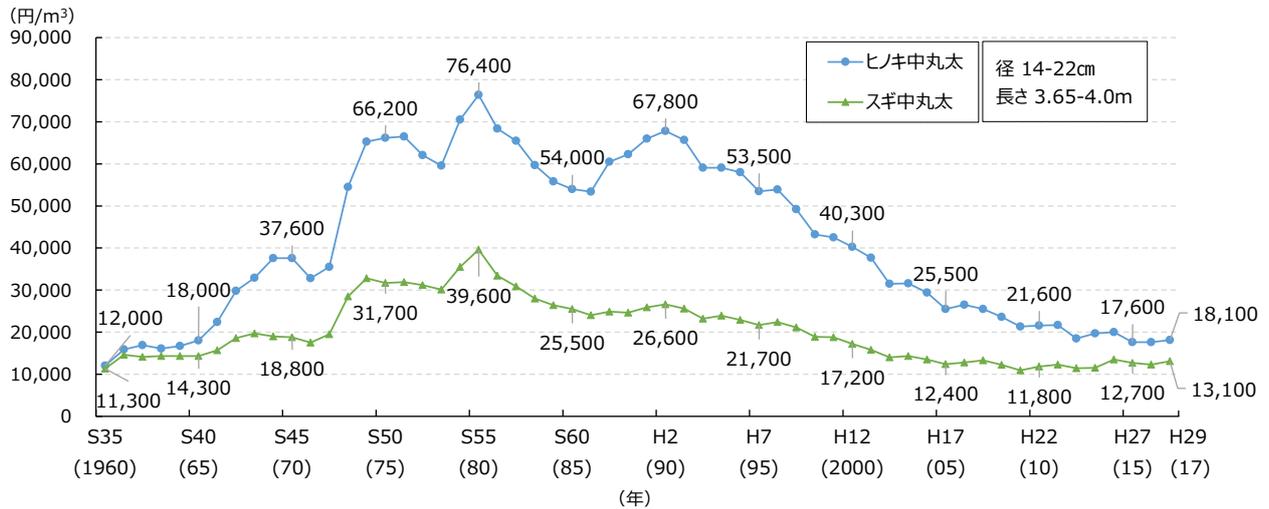


③ 製材

間伐や主伐により生産された木材は、製材工場等へ販売されます。日本の木材価格は、昭和 55 (1980) 年をピークとして長期的に下落傾向でしたが、平成 21 (2009) 年以降はほぼ横ばいで推移してきました。平成 29 (2017) 年に、スギ 13,100 円/m³、ヒノキ 18,100 円/m³となりました。

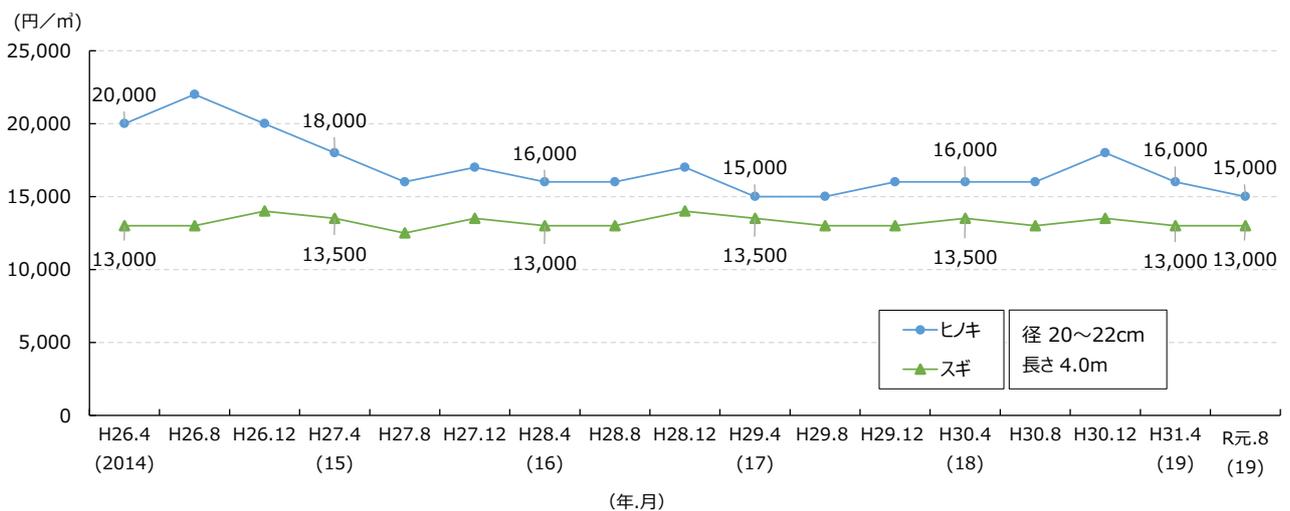
HOLZ 三河における木材価格の推移をみると、ほぼ横ばいの状態が続いており、令和元 (2019) 年 8 月時点のスギの価格は 13,000 円、ヒノキの価格は 15,000 円です。

■丸太価格の推移 (全国平均)



資料：農林水産省 木材需給報告書

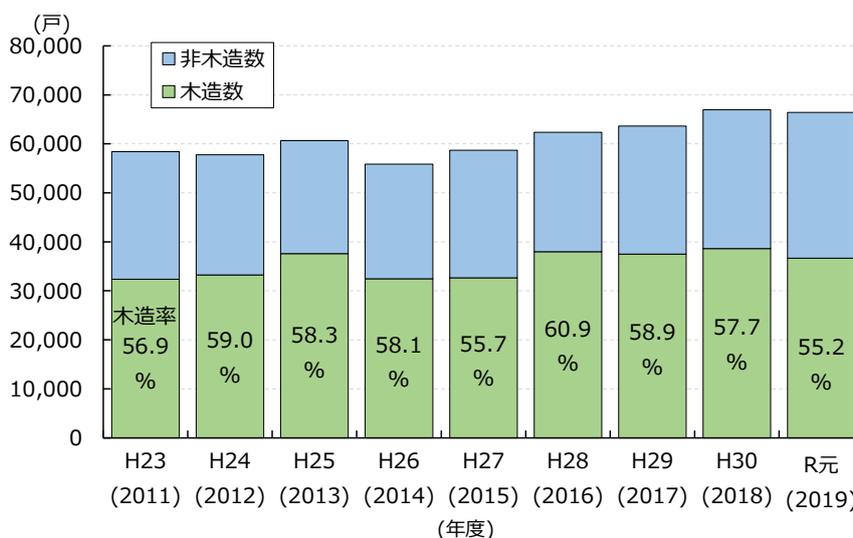
■HOLZ 三河での丸太価格の推移 (中値)



愛知県内で新設された住宅着工戸数は、平成 26（2014）年度から増加していましたが、令和元（2019）年度は減少しています。また、新設された住宅の木造率は、過去 5 年間は概ね 58%程度で推移しています。

木材は、湿気の吸収、熱の遮断、快適な居住環境をつくる上で最適な素材です。地域材を活用した住宅づくりを進めることは、建築現場まで運搬するためのコストを減らすとともに、二酸化炭素を吸収した木材をまちの中で活用することで、都市部でも地球温暖化防止への貢献ができます。

■着工新築住宅（愛知県）



資料：愛知県林業統計書 2019(R元)



コラム

『地域材』

本計画では、本市の山林も含めて、東三河地域の山林から採れた材木を地域材として定義しています。「2-1 森林の多面的機能」でも示したとおり、森林は人々の生活や環境を支える様々な機能を有しています。しかし、人工林では木材価格の長期低迷によって採算性が悪化し、手入れ不足のところも見られ、人工林を支える地域の林業・木材産業が衰退しています。地域材を使うことは、その生産過程を地域で行うことになり、地域の林業・木材産業の活性化につながり、ひいては、森林の多面的機能の発揮につながります。

2-3 森林所有者及び森林組合の現状

(1) 森林所有者の現状

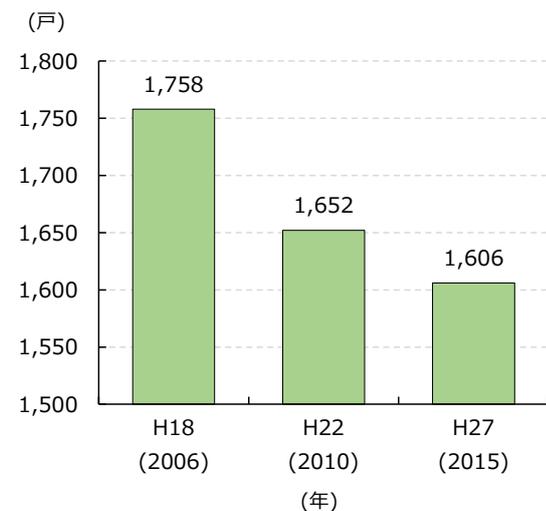
① 森林所有者の現状

本市の私有林面積は34,937haで、市内の森林の約84%を占めています。平成27(2015)年の1ha以上の森林を保有する林家は1,606戸であり、平成18(2006)年の1,758戸から152戸減少しています。

本市内の森林所有者の56%を1～3haの小規模林家が占めています。また、平成30(2018)の住宅・土地統計調査によると、山林を所有する世帯は3,810世帯であり、農林業センサスに集計・掲載されていない1ha未満の森林所有者も一定割合存在すると考えられます。このように、小規模な森林所有者が多く、森林所有者の市外への転出、高齢化及び世代交代が進む中、森林の所有が森林の管理に結びつかないことが森林管理上の支障となっています。

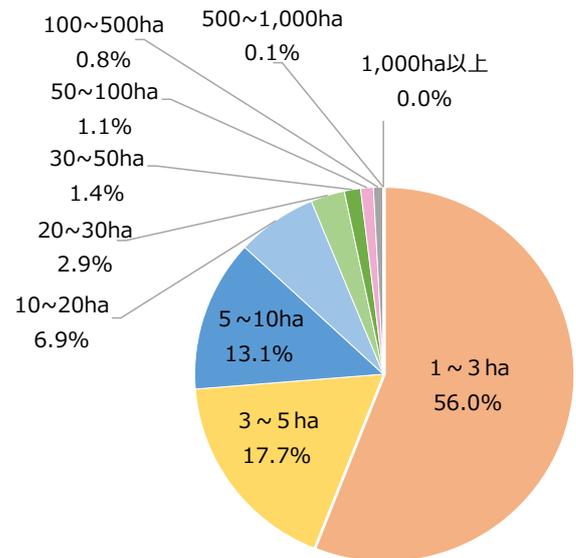
本市を含む豊川流域の地域では、古くから「入会林野」による地域共有の森林資源管理がなされてきました。本市の郷土資料にも入会山を入会権者に一定期間分割して利用させる「割り山」に関する記述があります。現在、「里山」と呼ばれる場所は、かつて採草地や薪炭林として利用されてきた入会山です。残存する入会林野では、過疎化や高齢化、権利意識の希薄化などにより入会の実態が変化しており、森林管理上の課題を抱えています。

■林家数



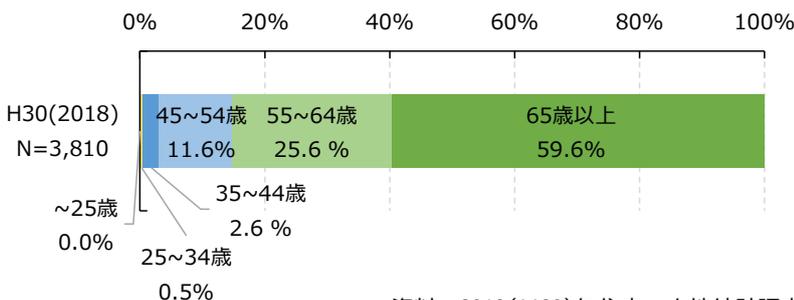
資料：2010(H22)年世界農林業センサス
2015(H27)年農林業センサス

■保有山林規模別林家数



資料：2010(H22)年世界農林業センサス

■年齢別山林を所有する世帯数



資料：2018(H30)年住宅・土地統計調査

② 森林所有者の意向

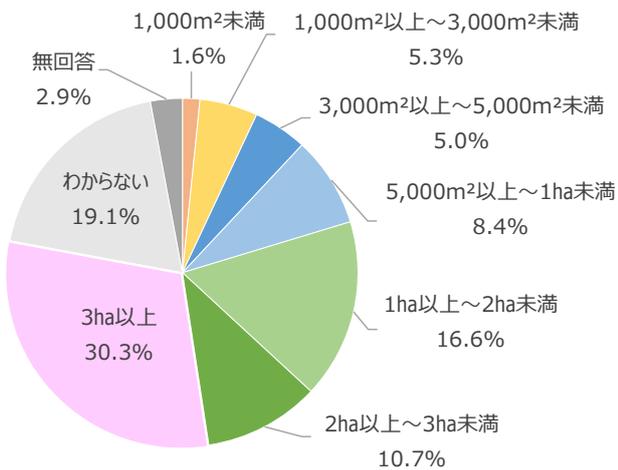
平成31(2019)年4月1日に「森林経営管理法」が施行され、森林の管理について所有者に適正な管理をすることが義務づけられました。同時に、森林の管理ができない場合には、所有者の意向を調査した上で、市町村が間伐などの経営管理ができる「森林経営管理制度」が創設されました。こうした状況を踏まえ、森林所有者の森林に対する意識について、令和元(2019)年12月に、本市内に森林をもつ所有者1,904名を対象にしたアンケート調査を実施しました。

宛先不明で返信された54通を除く1,850通のうち、回収数は1,124通で回収率は60.8%でした。

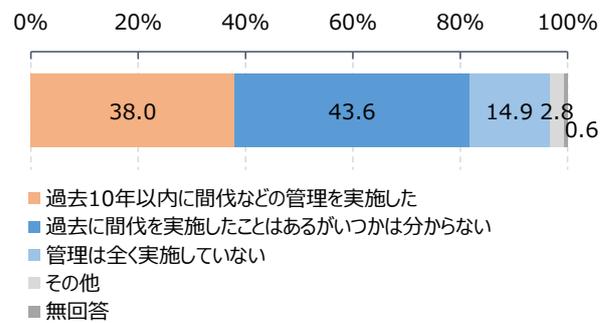
アンケートでは、所有する山林の管理について、「過去に間伐を実施したことはあるがいつかは分からない」が43.6%と最も多く、次いで「過去10年以内に間伐などの管理を実施した」が38.0%でした。

所有する山林の規模別にみると、3ha以上は「過去10年以内に間伐などの管理を実施した」が62.5%であるのに対し、1,000㎡未満は「管理は全く実施していない」が27.8%でした。山林の規模が小さいほど管理が実施されていないことが分かります。

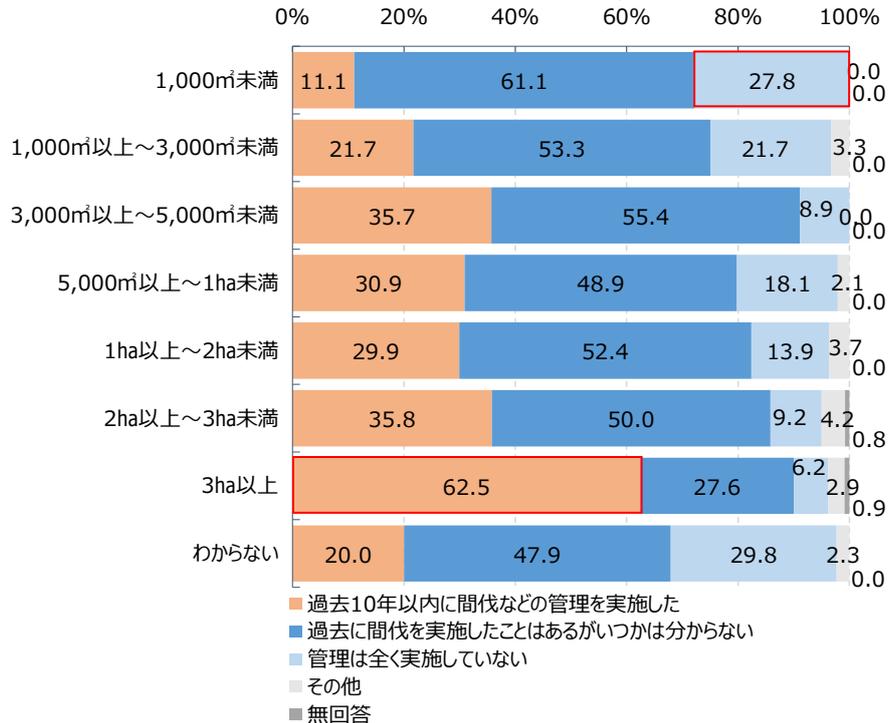
■保有する山林の規模 (N=1,124)



■所有する山林の管理について (N=1,124)



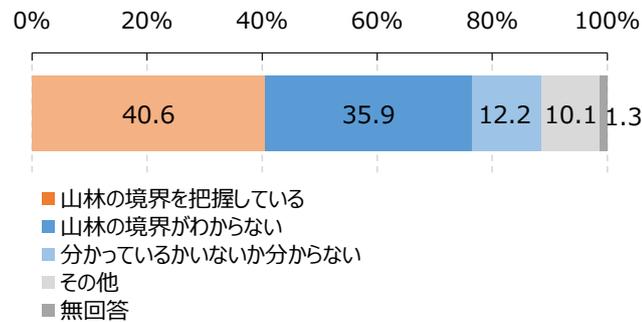
■所有する山林の規模×所有する山林の管理 (N=1,124)



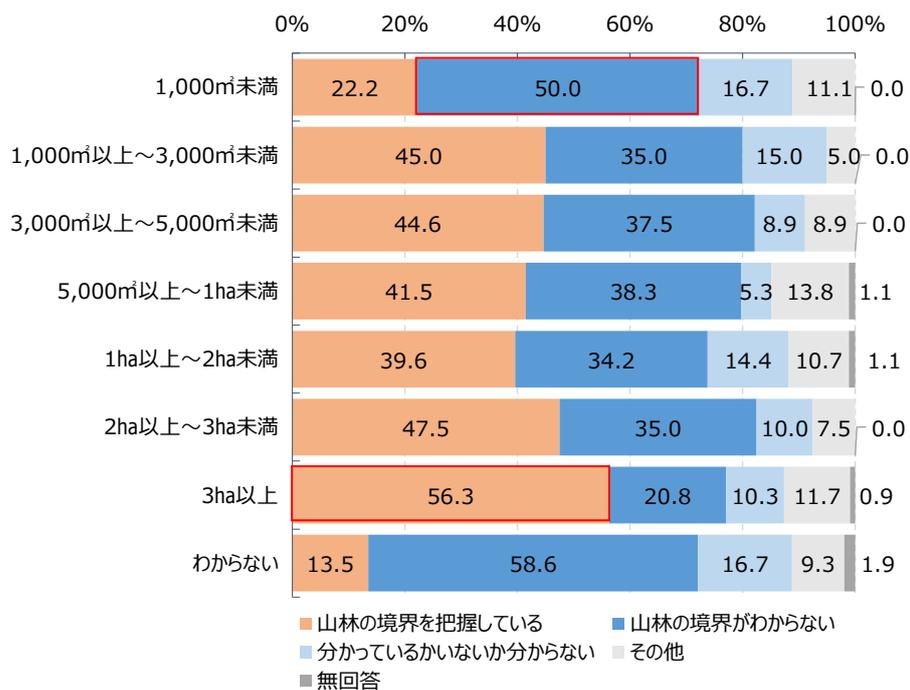
山林の境界について、「山林の境界を把握している」が40.6%と最も多く、次いで「山林の境界がわからない」が35.9%でした。

所有する山林の規模別にみると、3ha以上は「山林の境界を把握している」が56.3%であるのに対し、1,000㎡未満は「山林の境界がわからない」が50.0%でした。山林の規模が小さいほど、境界を把握していないことが分かります。

■山林の境界について (N=1,124)



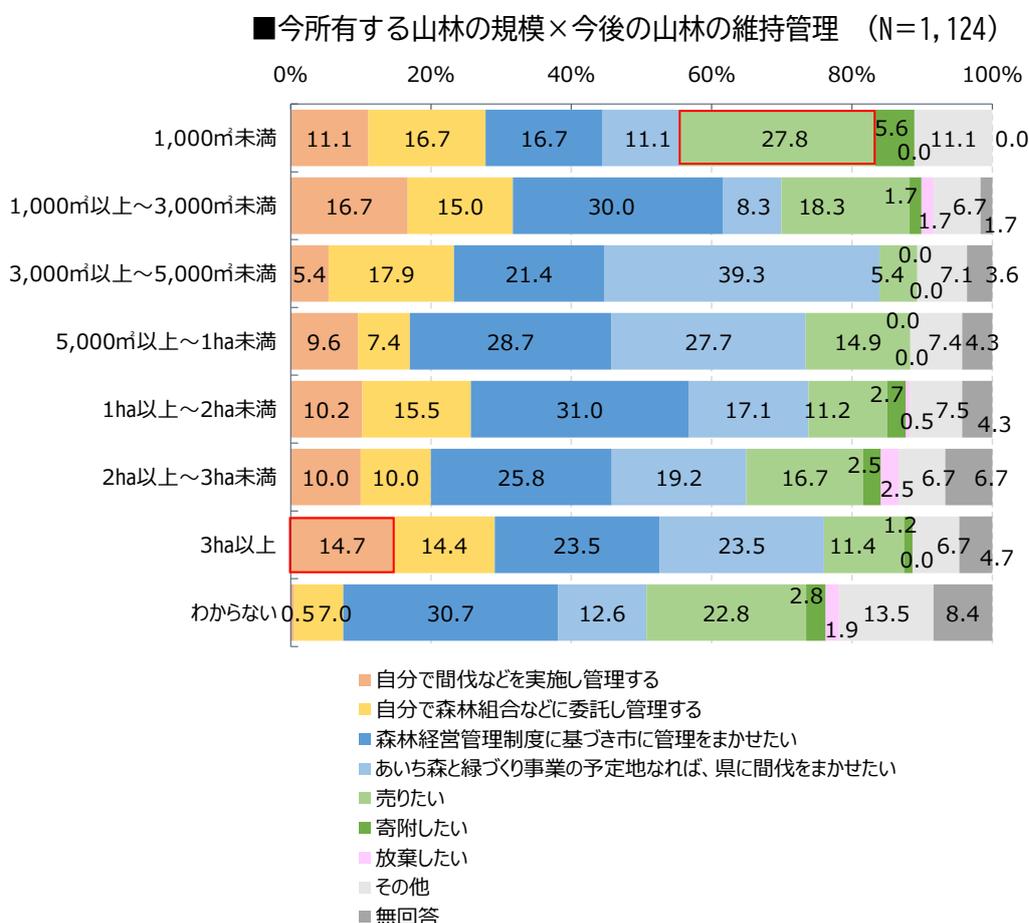
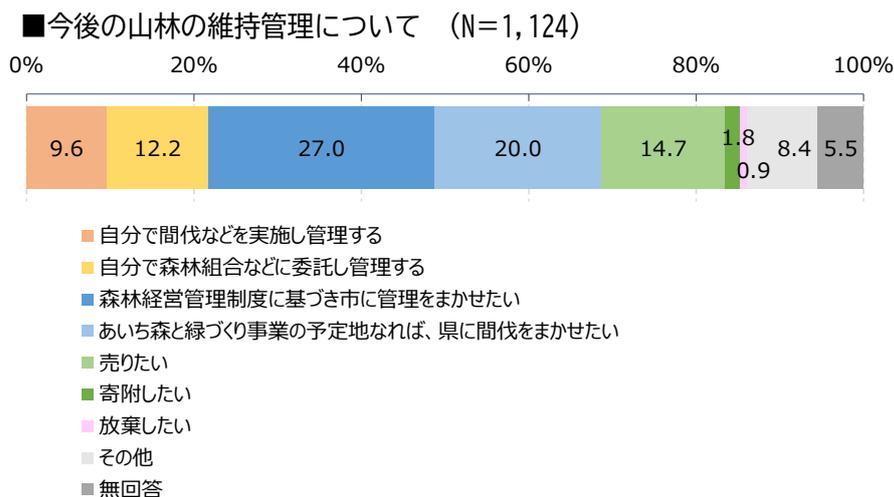
■所有する山林の規模×山林の境界 (N=1,124)



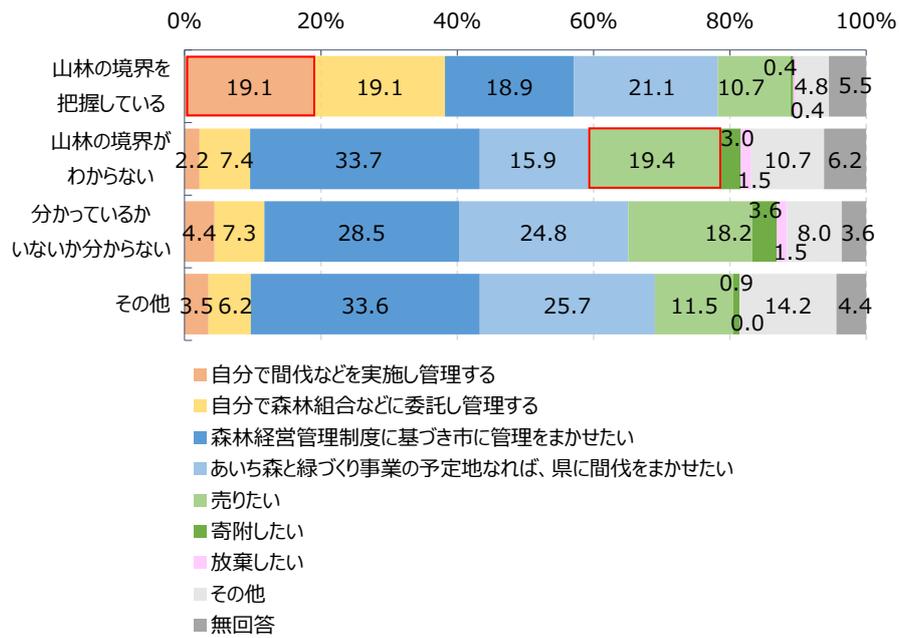
今後の山林の維持管理について、「森林経営管理制度に基づき市に管理をまかせたい」が27.0%と最も高くなっています。

所有する山林の規模別にみると、3ha以上は「自分で間伐などを実施し管理する」が14.7%であるのに対し、1,000㎡未満は「売りたい」が27.8%でした。所有する山林の規模が小さいほど売却意向が高いことが分かります。

山林の境界の把握状況別にみると、境界を把握している方は「自分で間伐などを実施し管理する」が19.1%であるのに対し、境界が分からない方は「売りたい」が19.4%でした。山林の境界が分からない方は売却意向が高いことが分かります。



■山林の境界の把握状況×今後の山林の維持管理 (N=1,124)



現状における管理の実施の有無、今後の維持管理や売却の意向には、山林面積の規模や境界の明確化が大きく関係していることが分かります。山林の所有形態が小規模・分散的な本市において、山林を継続的に管理し公益的機能を発揮していくためには、計画的・戦略的な集約化をしていくことが重要と考えられます。

(2) 森林組合の現状

① 組織体制

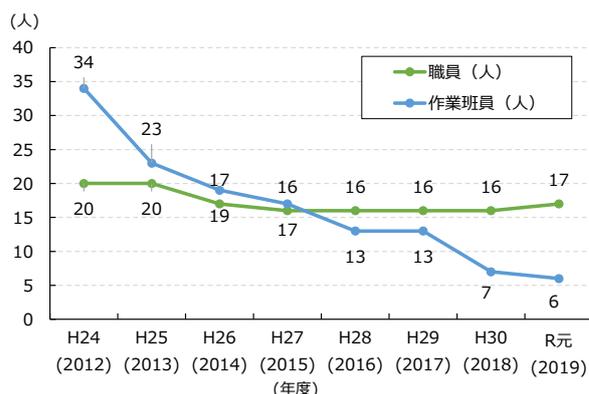
令和元（2019）年度における新城森林組合（以下、「森林組合」という。）の組合員数は正組合員 2,447 人、准組合員 4,469 人の計 6,916 人であり、平成 24（2012）年度から微減傾向にあります。森林整備及び木材生産の中核的な担い手として、また今後も組織の経営基盤の強化と体質強化が求められます。特に作業班員数の減少が顕著で平成 24（2012）年度から令和元（2019）年度までで 34 人から 6 人に減少しており、作業班員の育成が求められます。

■森林組合の組合員数の推移



資料：愛知県林業統計書 2019(R元)

■森林組合の職員・作業班員数の推移



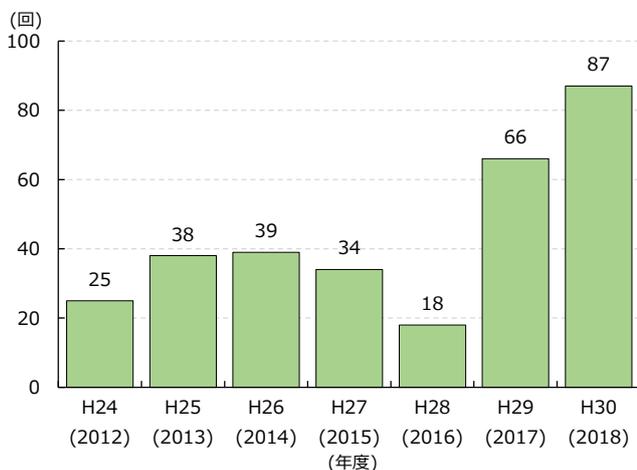
資料：愛知県林業統計書 2019(R元)

② 技術指導

森林組合では、森林・林業の技術・技能の向上を図るため、各種の講習会の開催や研修会への参加に取り組んでいます。組合員向けの講習会・研修会の開催・参加回数の推移をみると、平成 28(2016)年から平成 30(2018)年にかけて増加しています。

今後、森林経営管理制度に伴う森林整備の増加が見込まれるなか、林業従事者の育成を進める必要があります。

■森林組合等向けの講習会・研修会の開催・参加回数



資料：新城市森づくり基本計画進捗状況報告書（各年版）

■林業架線作業主任者育成研修



資料：愛知県 林業・技術センターHP

2-4 森づくりに関する市民意識

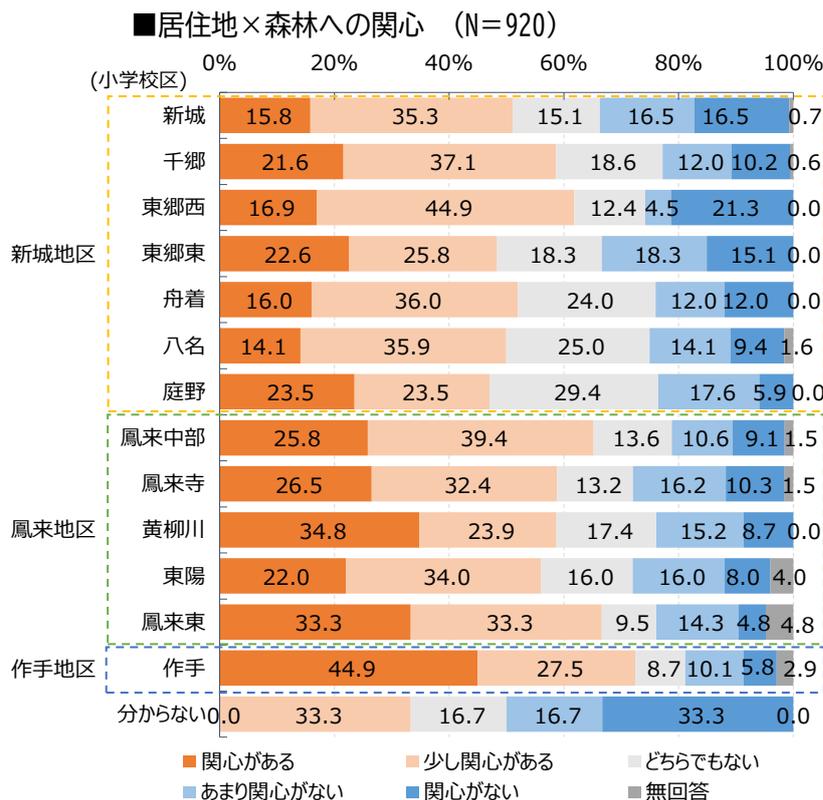
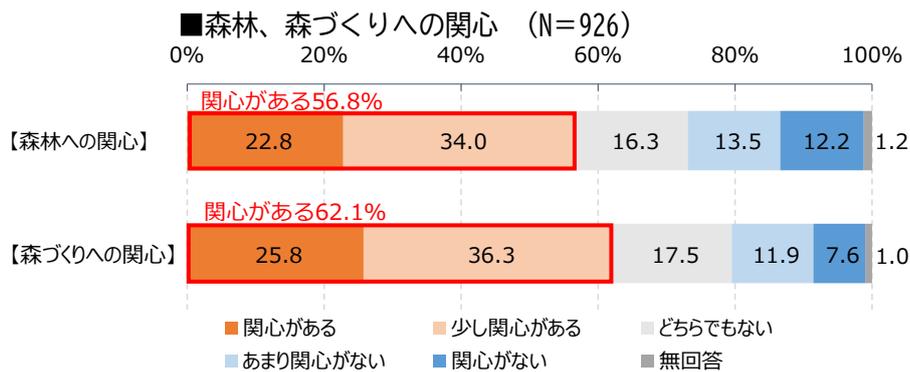
計画の策定にあたり、市民の森づくりに対するニーズや意見を把握し、施策の検討に反映するため、令和2（2020）年7月に、無作為に抽出した市内在住の市民2,000名を対象にした「新城市の森づくりに関するアンケート調査」を実施しました。回収数は926通で、回収率は46.3%でした。

(1) 森林に対する印象等について

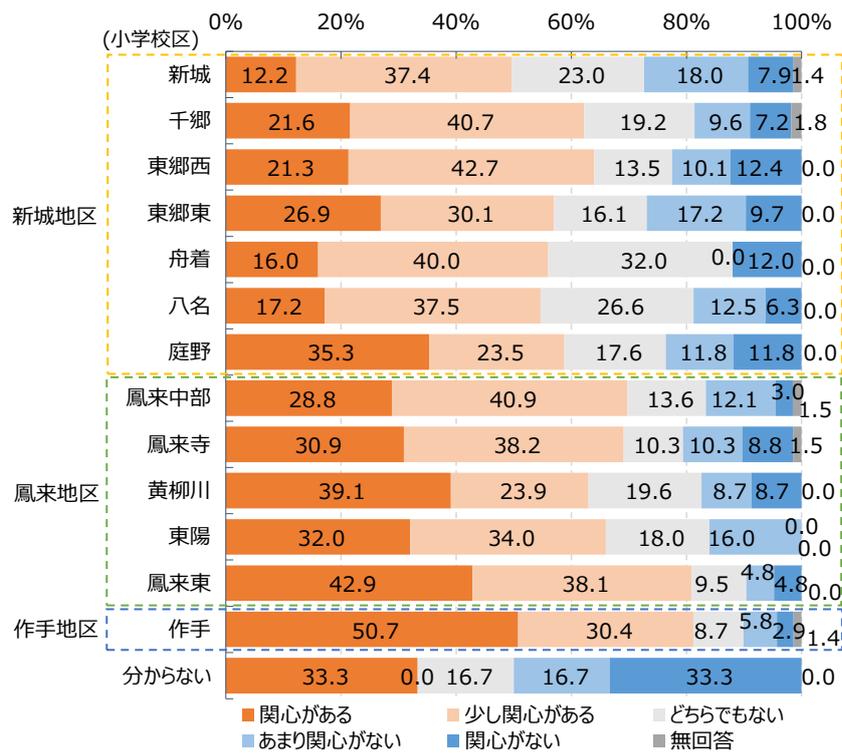
市民の約6割が森林や森づくりに関心を持っています。

森林への関心について、「関心がある」「少し関心がある」を合わせた、関心がある方は56.8%でした。また、森づくりへの関心について、「関心がある」「少し関心がある」を合わせた、関心がある方は62.1%でした。

回答者の居住地別にみると、森林への関心について、関心がある方は、新城地区が平均52.7%、鳳来地区と作手が平均62.9%でした。同様に、森づくりへの関心について、関心がある方は、新城地区が平均57.4%、鳳来地区と作手が平均71.6%でした。新城地区に比べて、鳳来地区と作手地区は森林、森づくりへの関心が高いことが分かります。

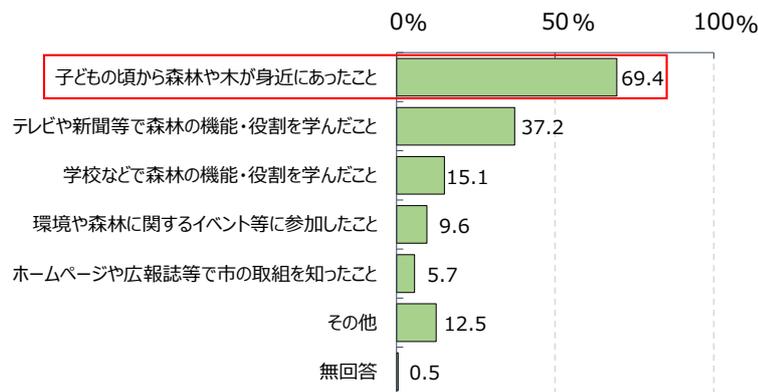


■居住地×森づくりへの関心 (N=920)



森づくりに関心を持ったきっかけについて、「子どもの頃から森林や木が身近にあったこと」が69.4%と最も高くなっています。

■森づくりに関心を持ったきっかけ (N=575)

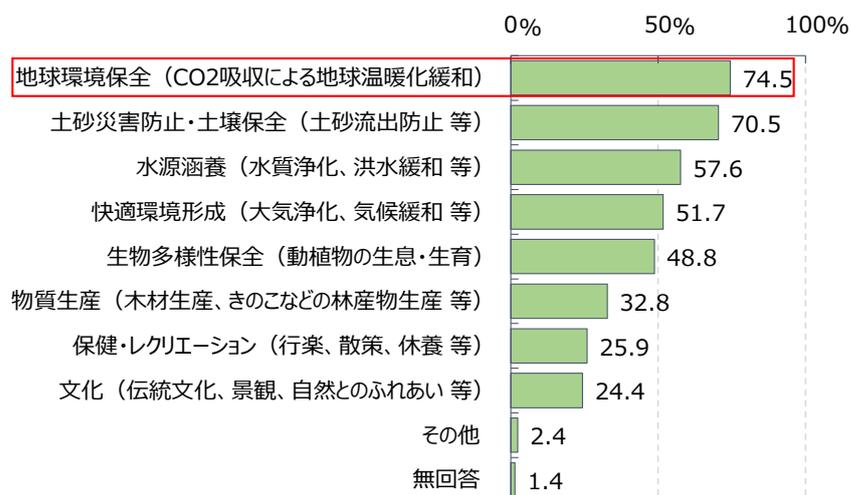


協働の森づくりにどのように関わるのかイメージしにくいことが考えられます。

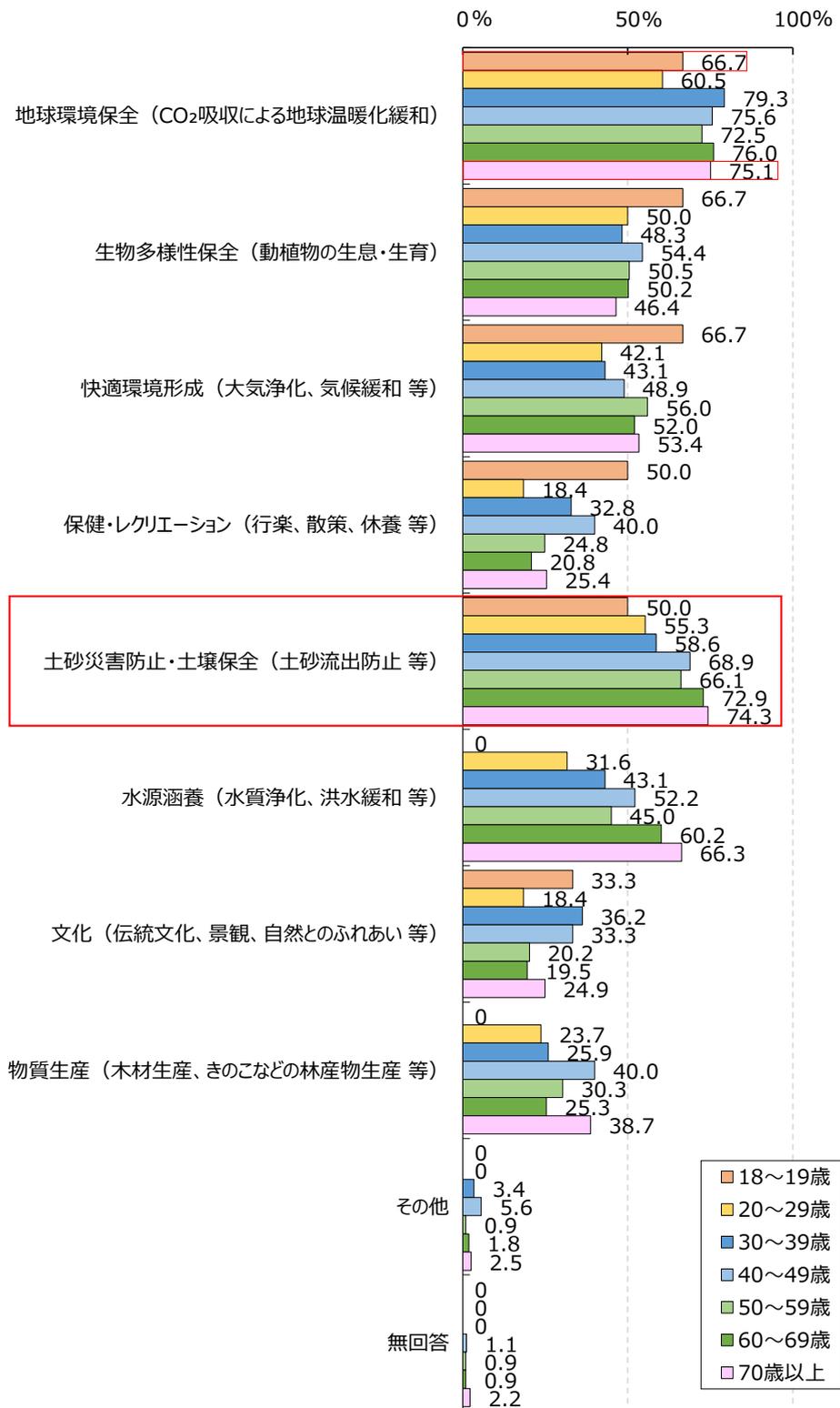
森林に期待する役割について、「地球環境保全」が74.5%と最も高く、次いで「土砂災害防止・土壌保全」が70.5%でした。

回答者の年齢別にみると、「土砂災害防止・土壌保全」は20代が55.3%であるのに対し、70歳以上が74.3%でした。年代が高いほど土砂災害防止・土壌保全への期待が高くなっています。

■森林に期待する役割 (N=926)



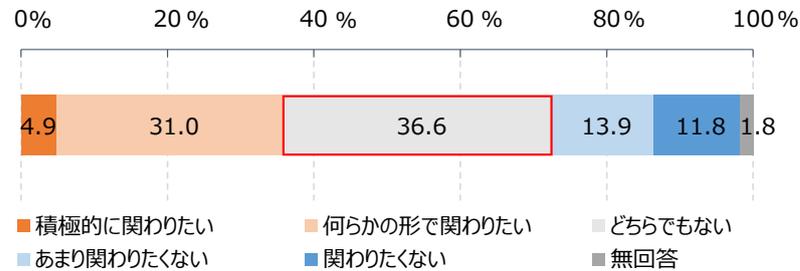
■年齢×森林に期待する役割 (N=926)



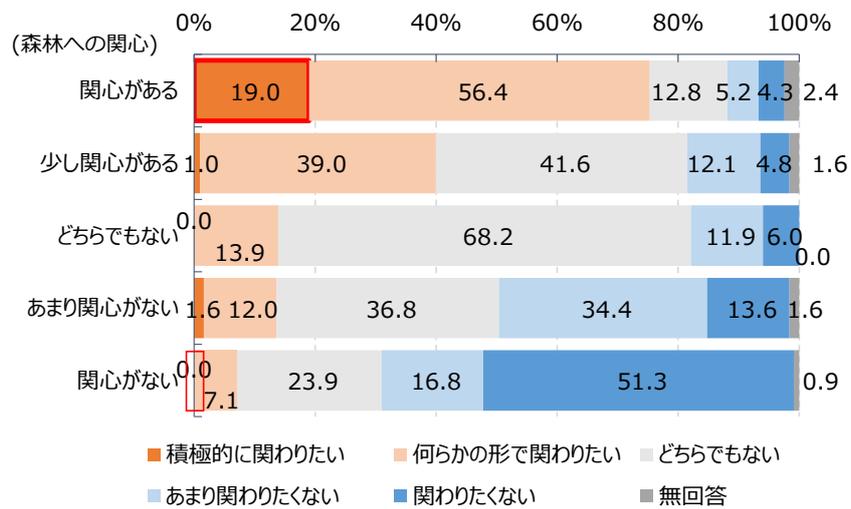
協働による森づくり活動への意欲について、「どちらでもない」が36.6%と最も高くなっています。協働と言ってもどのように関わるのかがイメージしにくいことが考えられます。

森林への関心別にみると、「積極的に関わりたい」は、関心がある方が19.0%、関心がない方が0%でした。関心がある方ほど協働による森づくり活動への意欲が高くなっています。

■協働による森づくり活動への意欲 (N=926)



■森林への関心×協働による森づくり活動への意欲 (N=915)

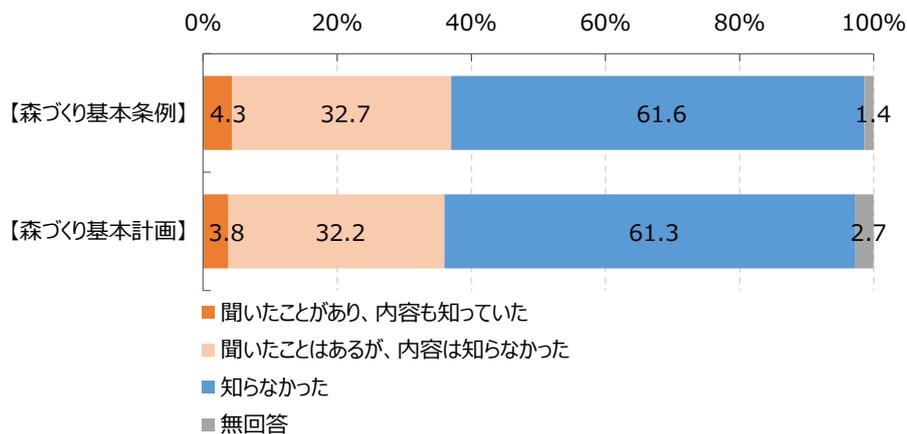


(2) 新城市森づくり基本条例及び基本計画について

市民の6割以上が「新城市森づくり基本条例」「新城市森づくり基本計画」を知りません。

新城市森づくり基本条例及び基本計画の認知度について、「知らなかった」が最も高く、基本条例が61.6%、基本計画が61.3%でした。「聞いたことがあり、内容まで知っていた」は基本条例が4.3%、基本計画が3.8%でした。ほとんどの人が内容を知らないことが分かります。

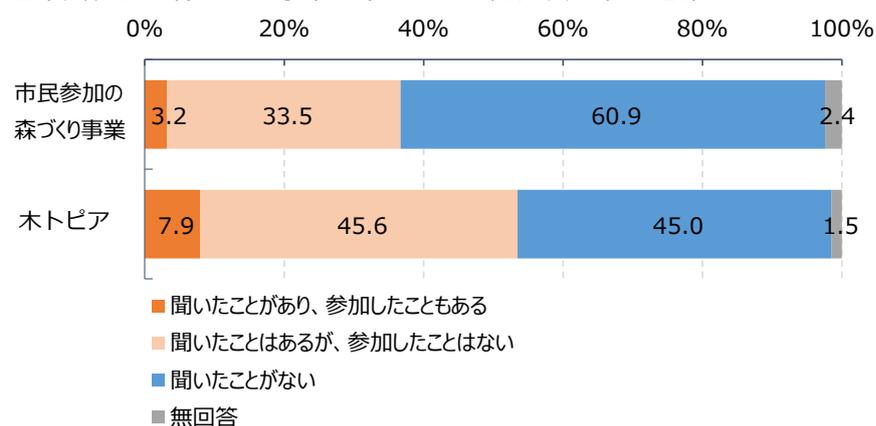
■新城市森づくり基本条例及び基本計画の認知度 (N=916)



30代以下の若い世代では森づくりに関わる取り組みの認知度が低くなっています。

市民参加の森づくり事業、木トピア、薪ボイラーの認知度について、「聞いたことがない」が最も高く、それぞれ60.9%、45.0%、72.2%でした。

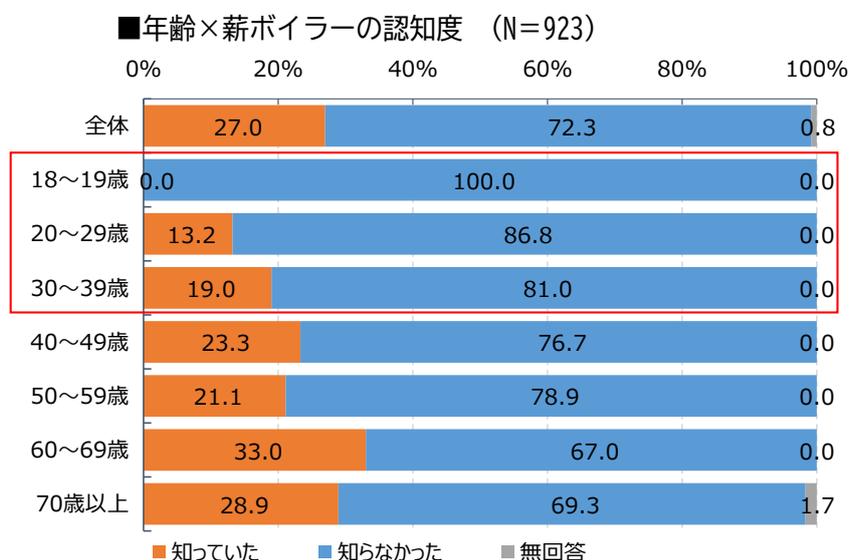
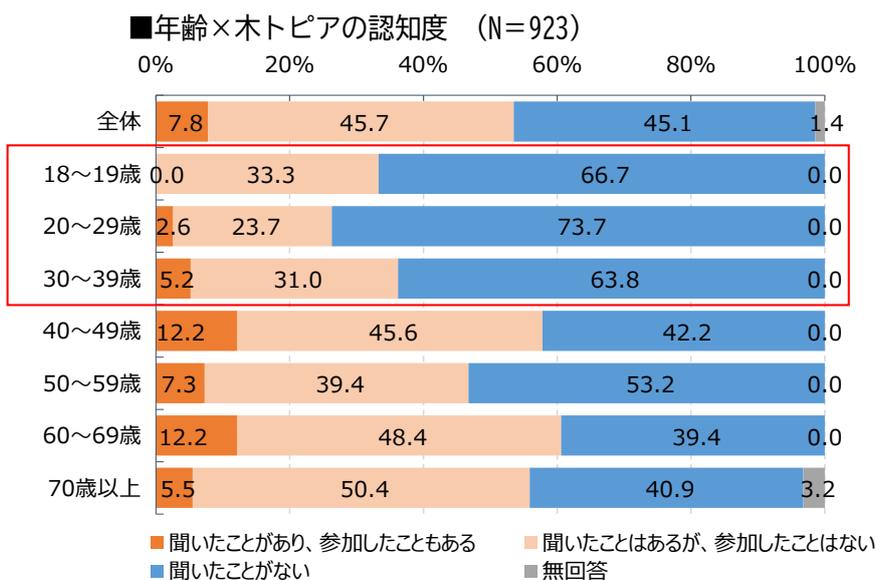
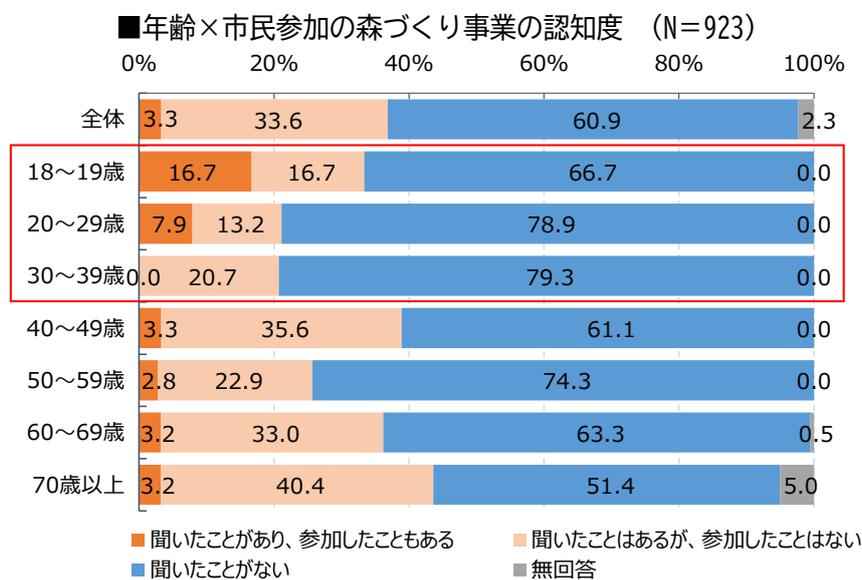
■市民参加の森づくり事業、木トピアの認知度 (N=926)



■薪ボイラーの認知度 (N=926)

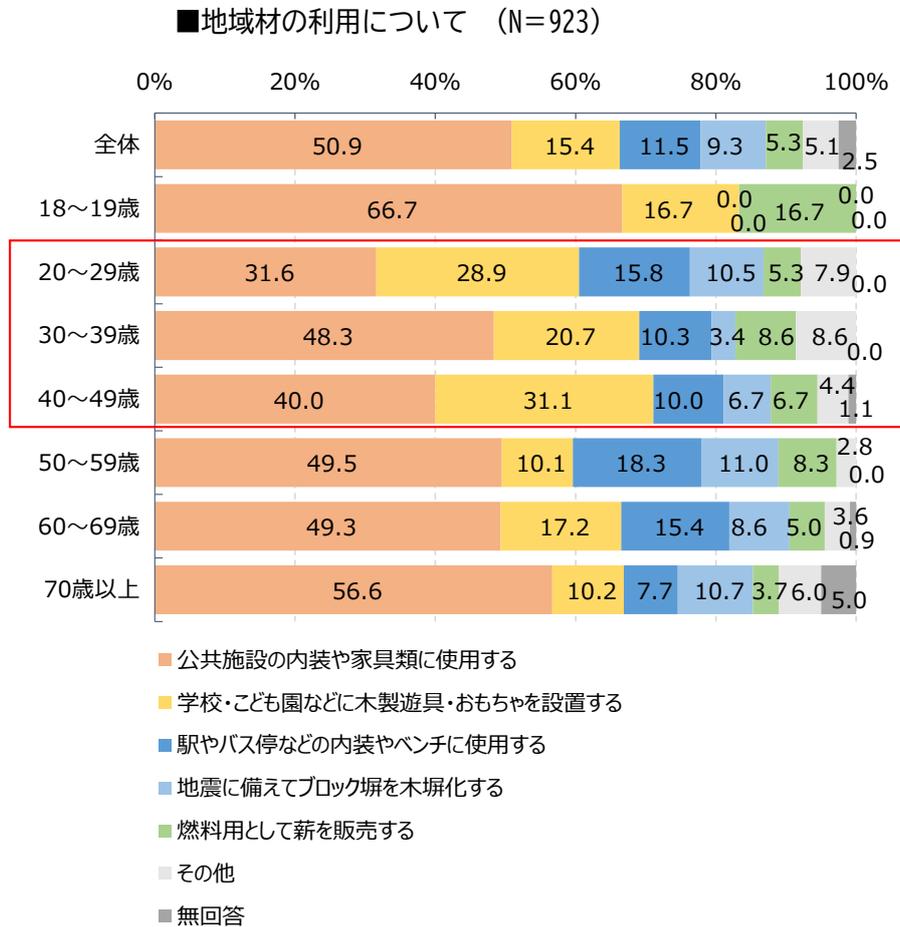


回答者の年齢別にみると、「聞いたことがない」という回答は、市民参加の森づくり事業で30代以下は平均74.9%、40代以上は平均62.5%、木トピアで30代以下は平均68.0%、40代以上は平均43.9%、薪ボイラーで30代以下は平均89.2%、40代以上は平均72.9%でした。30代以下の世代では森づくりに関わる取り組みの認知度が低いことがわかります。



地域材の利用については、「公共施設の内装や家具類に使用する」が50.9%と最も高くなっています。

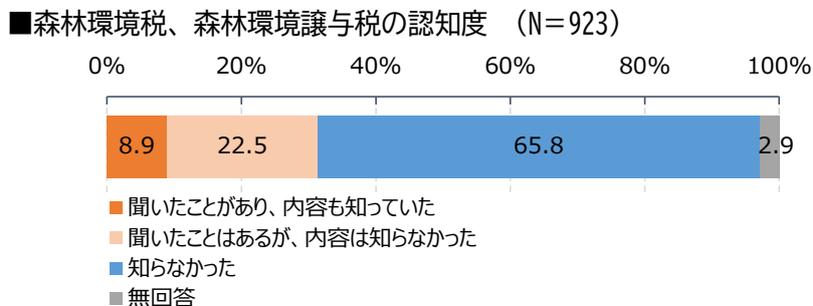
回答者の年代別にみると、「学校やこども園などに木製遊具・おもちゃを設置する」は、全体平均が15.4%、20～40代が平均26.9%でした。子育て世代では学校やこども園などに木製遊具・おもちゃを設置する用途を望む方が多いことが分かります。



(3) 本市の今後の森づくりについて

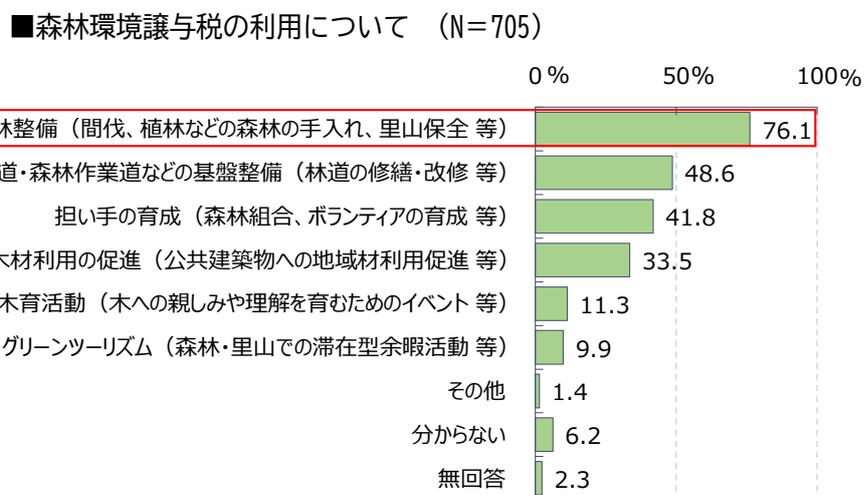
「森林環境税」「森林環境譲与税」の認知度が低い状況です。

森林環境税、森林環境譲与税について、「知らなかった」は65.8%と最も高くなっています。

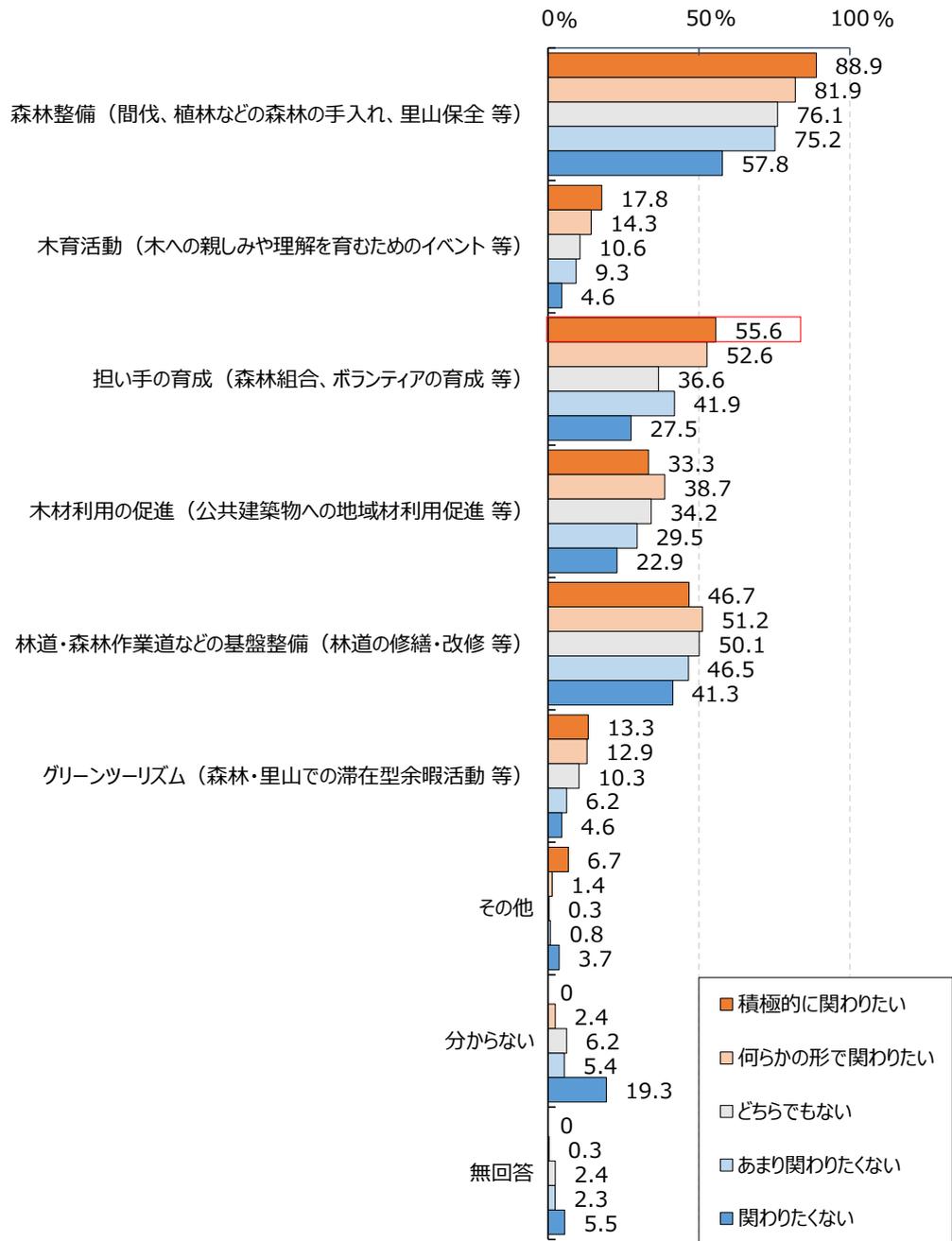


森林環境譲与税の利用については、「森林整備」が76.1%と最も高くなっています。

森づくり活動への関心別にみると、「担い手の育成」は全体平均が41.8%、森づくり活動に関わりたい方が平均55.6%でした。森づくり活動への関心がある方ほど、担い手の育成への利用を望んでいることが分かります。



■森づくり活動への意識×森林環境譲与税の利用 (N=909)

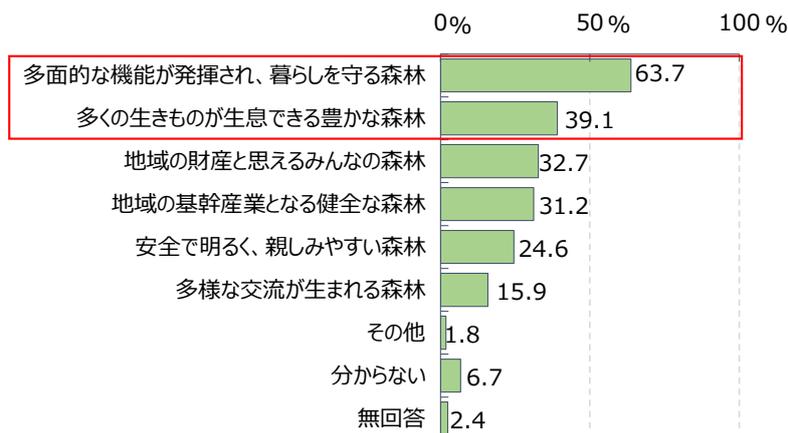


市民の多くが、望ましい森林の姿として「多面的な機能が発揮され、暮らしを守る森林」と答えています。

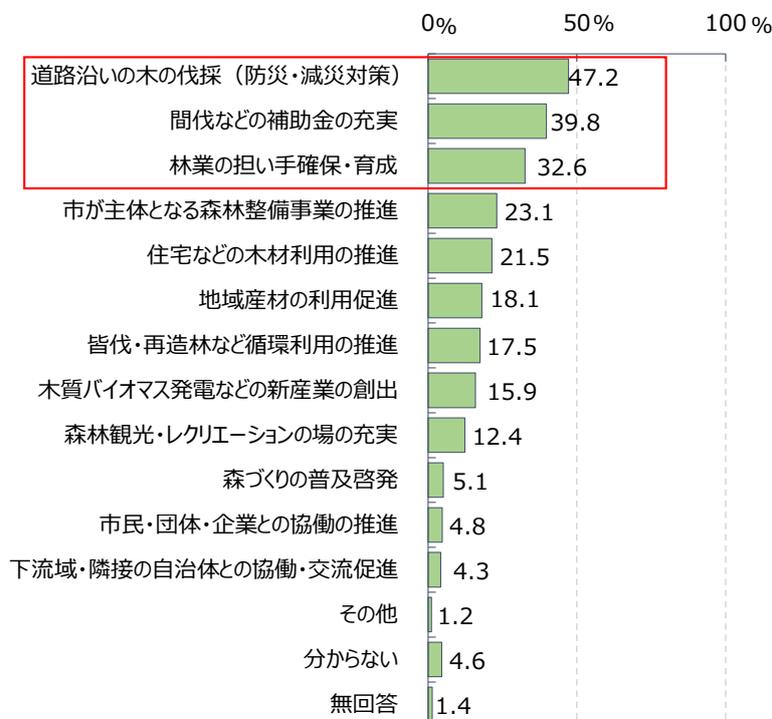
望ましい森林の姿については、「多面的な機能が発揮され、暮らしを守る森林」が63.7%と最も高く、次いで「多くの生きものが生息できる豊かな森林」が39.1%でした。

森づくりに関して市が積極的に取り組むべきものについては、「道路沿いの木の伐採」が47.2%で最も高く、次いで「間伐などの補助金の充実」が39.8%、「林業の担い手確保・育成」が32.6%でした。

■望ましい森林の姿について (N=926)



■市が積極的に取り組むべきもの (N=926)



2-5 森づくりを取り巻く主な社会動向

(1) 新たな森林・林業基本計画（平成 28（2016）年 5 月 24 日閣議決定）

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、需要面においては CLT（Cross Laminated Timber）や非住宅分野等における新たな木材需要の創出、供給面においては主伐と再生林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を車の両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとしています。

<新たな森林・林業基本計画のポイント>

1. 資源の循環利用による林業の成長産業化

本格的な利用期を迎えた人工林（育成単層林）において先行的に路網を整備するとともに、主伐後の再生林対策の強化などにより森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化の早期実現を図ります。

2. 原木の安定供給体制の構築

大型化する製材・合板工場や木質バイオマスのエネルギー利用の拡大などに対応するため、面的なまとまりをもった森林経営の促進等により原木供給力を増大させ、安定供給体制の構築を図ります。

3. 木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出

品質・性能の確かな製品供給や、国産材を使用した横架材等の開発・普及等により木材産業の競争力を強化します。さらに、CLT 等の新たな木質部材の開発・普及や、従来木材が利用されてこなかった非住宅建築物等の分野での木材利用を促進し、新たな需要を創出します。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する森林・林業・木材産業

平成 29（2017）年 4 月に国連総会で採択された「国連森林戦略計画 2017-2030」では、様々な主体による協力や活動の強化等による森林分野の SDGs を含む 2030 アジェンダ等への貢献を提示しています。

日本では、森林の蓄積量が年々増加し、森林を広く利用できる状況にあり、山村地域において進行する過疎化への対応や生活の質の向上を求める声の高まりの中で、様々な角度から SDGs に貢献できる可能性があります。

■森林の循環利用と SDGs の関係



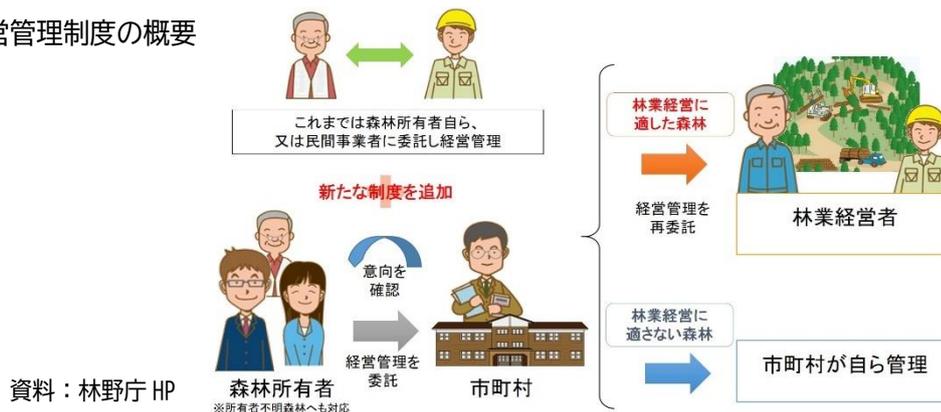
資料：令和元年度 森林・林業白書

(3) 森林経営管理制度

平成 31 (2019) 年 4 月に森林経営管理法が施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理することとしています。

所有者の一部又は全部が不明で手入れ不足となっている森林においても、所有者の探索や公告等の一定の手続を経た上で市町村に経営管理権を設定する特例が措置されており、所有者不明森林等においても適正な整備が推進されていくことが期待されています。

■森林経営管理制度の概要

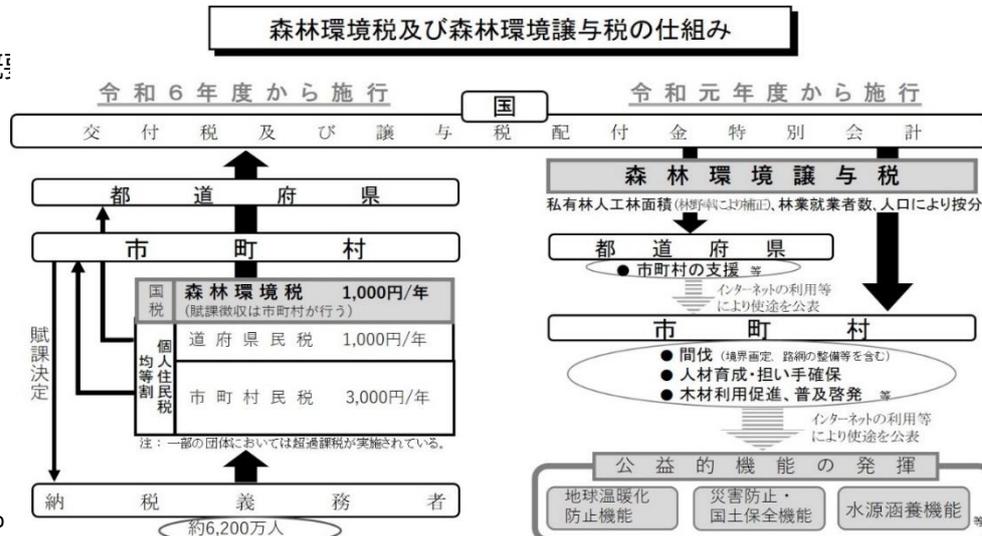


(4) 森林環境税・森林環境譲与税

森林の公益的機能の維持増進のため、国民が等しく負担を分かちあい、我が国の森林を支える仕組みとして、平成 31 (2019) 年 3 月に「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。「森林環境税」は令和 6 (2024) 年から課税、「森林環境譲与税」については「森林経営管理制度」の導入に合わせて令和元 (2019) 年度から譲与開始となっています。

森林環境譲与税は、新たに市町村が担うこととなる森林の公的な管理を始めとする森林整備のほか、人材育成・担い手の確保、都市部における木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充当できます。都市部の森林環境譲与税を地方の森林整備に活用するなど、都市部と地方が連携する取り組みも出てきています。

■森林環境税及び森林環境譲与税の概



(5) スマート林業

国内の森林資源を活用し、林業の成長産業化に向けた取り組みを着実に推進するためには、人口減少や少子高齢化が一層進む可能性がある中で、低い労働生産性や高い労働災害率といった林業特有の課題に対処していく必要があります。

国では、これらの課題を解決するために、地理空間情報や ICT 等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする「スマート林業」を推進しています。

■「スマート林業」の実現に向けた対応方向

段階	課題	対応方向
 資源段階	○ 施業集約化 ・小規模・零細な所有構造 ・所有者の高齢化と不在村化 ・森林資源情報の精度が不十分	(森林情報の高度化・共有化) ・航空レーザ計測等による詳細な森林情報の把握 ・森林クラウドによる森林情報の共有化
 生産段階	○ 生産性・経営力の向上 ・効率的な人員・機械の配置が不十分 ・需給動向を踏まえた生産管理が不十分	(高性能林業機械の活用) ・ICT等の先端技術を活用した機械の開発 ・現場の生産情報を効率的に情報共有する仕組みの構築
 流通段階	○ 需給情報の共有 ・需要情報と供給情報を共有する仕組みが不十分	(需給マッチングの円滑化) ・需給情報を共有する体制を整備

資料：スマート林業の実現に向けた取り組みについて（令和元年9月 林野庁）

(6) 国産材利用拡大に向けた国民運動「木づかい運動」

国では、平成17（2005）年より、木材を利用することの意義を広め、国産材利用を拡大していくための国民運動として「木づかい運動」を展開しています。

また、その一環として、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための活動である「木育」についても推進しています。近年では、「木」を真ん中に置いた子育て・子育て環境を整備し、子どもをはじめとする全ての人たちが、木の温もりを感じながら、楽しく豊かに暮らしを送ることができるようにする「ウッドスタート」に取り組む自治体や企業等があります。

■ウッドスタート



資料：木育ラボ（認定NPO法人 芸術と遊び創造協会）HP

2-6 第1次計画の成果と課題

(1) 第1次計画の概要

① 森づくりの将来像

第1次計画で示されている本市が目指す森づくりの将来像は以下のとおりです。第1次計画では、「新城の森」を地域における貴重な財産として「未来の子どもたちから預かっている」という意識を大切にして、「新城の未来に向けて一歩進んだ森づくり」に取り組んでいくこととしています。

【将来像】

育成と共生 しんしろ“未来の森”づくり

～森を育て、人が育ち、森と共に暮らす～

地域が一体となって森を育てることで、森に関わる人が育ちます
人々に育まれた森は、森と共に暮らす私たちに、豊かな生活環境をもたらしてくれます

【新城がめざす森のイメージ】

新城がめざす“未来の森”のイメージとは

- 公益的機能に優れた“森”
- 森林資源の循環利用に富む“森”
- 人の手で育成・管理された“森”
- 地域の資源として魅力ある“森”

森づくりの基本方針

- ・ 公益的機能が持続的に発揮される森づくり
- ・ 木材資源の循環利用を促進する森づくり
- ・ 森づくりを担う人材の育成
- ・ 地域づくりと一体となった森づくり

【将来像の概念】

1. 公益的機能が持続的に発揮される森づくり

- ・ 生物の多様性を育む森林
- ・ 水源をかん養し、山地災害を防ぐ森林
- ・ 快適な環境をつくり安らぎを提供する森林



2. 木材資源の循環利用を促進する森づくり

- ・ 木材資源を生み出す森林
- ・ 林業、木材産業の基盤としての森林
- ・ 地域材を供給する地域の森林



3. 森づくりを担う人材の育成

- ・ 森づくりに関わる多様な人材の育成
- ・ 森林に理解と関心を持つ市民を育てる

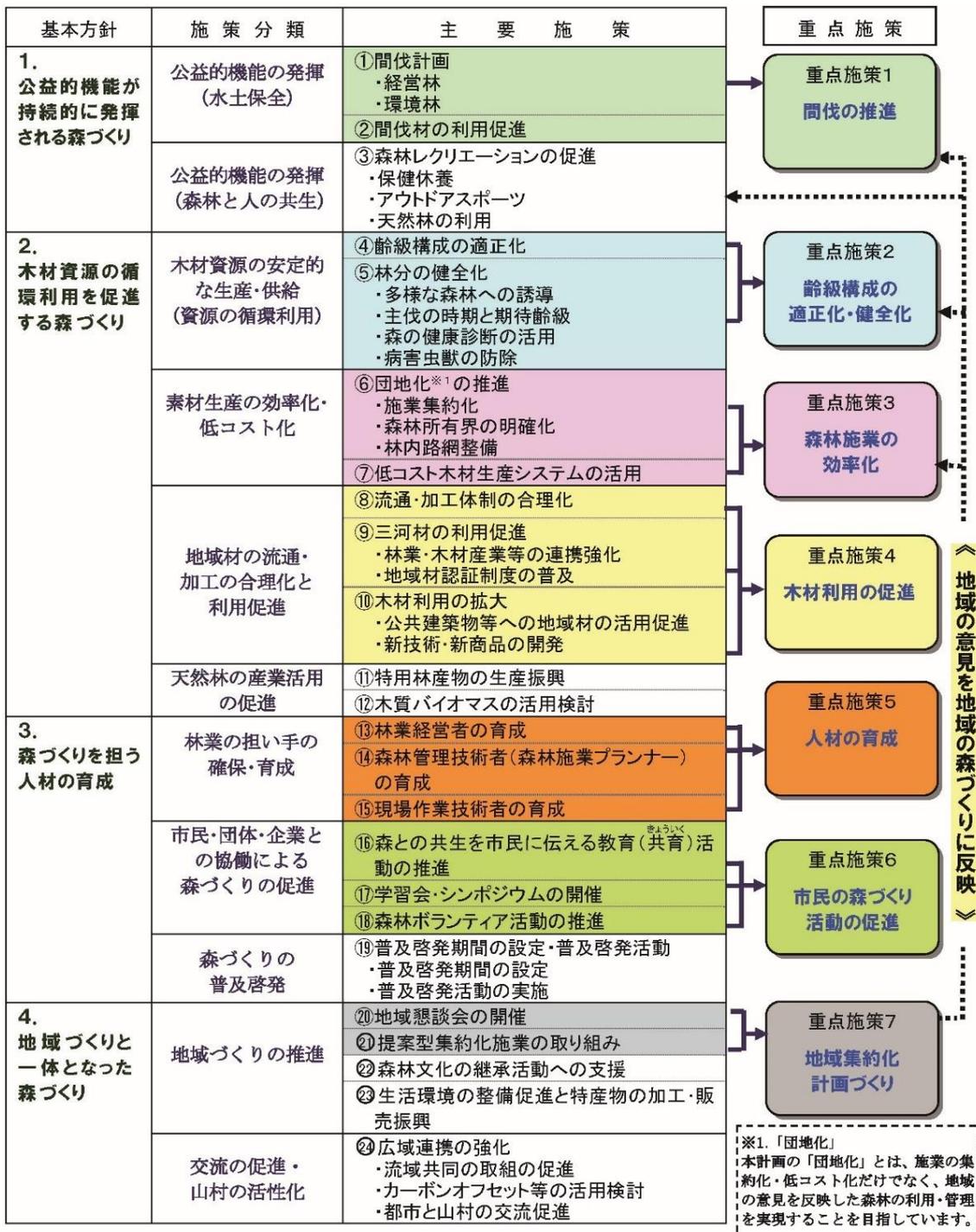
4. 地域づくりと一体となった森づくり

- ・ 地域の人々に健康や活力を与える森林
- ・ 地域の生活文化を支える森林

新城北設楽地域の森づくり

② 森づくりの基本方針及び施策体系

本市の森づくりは「豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、もって住み良い地域をつくること」を目的（＝基本理念）としています（条例第1条）。目的の達成に向け取り組んでいく上での森づくりの基本方針、及び基本方針に基づく具体的な施策は以下のとおりです。



(2) 第1次計画の成果と課題

① 目標の達成状況

目標の達成状況を3段階で評価しています。

【達成状況】

A：目標達成率 100%以上
 B：目標達成率 70%以上 100%未満
 C：目標達成率 70%未満
 -：現状値が把握できないもの

基本方針・重点施策		指標		達成率	達成状況
1 公益的機能が持続的に発揮される森づくり					
1 間伐の推進	間伐面積 (ha)	目標	15,700	57%	C
		実績	8,875		
2 木材資源の循環利用を促進する森づくり					
2 齢級構成の適正化・健全化	主伐地の再造林 (ha)	目標	当初計画 450 見直し後 20	146%	A
		実績	29.2		
3 森林施業の効率化	施業の団地(集約)化数(累計か所)	目標	当初計画 15 見直し後 38	113%	A
		実績	43		
	低コスト木材生産システムによる素材生産量 (m ³ /年)	目標	当初計画 110,000 見直し後 45,000	137%	A
		実績	61,559		
	高性能林業機械による素材生産量 (m ³ /年)	目標	106,000	119%	A
		実績	126,620		
4 木材利用の促進	素材の生産量 (m ³ /年)	目標	当初計画 400,000 見直し後 446,000	93%	B
		実績	414,341		
3 森づくりを担う人材の育成					
5 人材の育成	森林組合員等向けの講習会・研修会の開催・参加 (回/年)	目標	当初計画 425 見直し後 380	99%	B
		実績	377		
	森林組合職員の森林施業プランナー認定者 (累計人)	目標	当初計画 10 見直し後 5	100%	A
		実績	5		
	人材育成プログラムの実施 (累計人)	目標	当初計画 30 見直し後 13	100%	A
		実績	13		
6 市民の森づくり活動の促進	体験学習会等の参加 (人/年)	目標	当初計画 4,500 見直し後 3,200	71%	B
		実績	2,259		
	市有林を森づくり活動のフィールドとして提供した実績 (ha/年)	目標	35	29%	C
		実績	10		
4 地域づくりと一体となった森づくり					
7 地域集約化計画づくり	地域懇談会の開催 (累計か所)	目標	60	102%	A
		実績	61		
	森林経営計画の作成 (累計か所)	目標	当初計画 15 見直し後 38	113%	A
		実績	43		
-					
その他の施策	木トピアの開催 (人)	目標	45,000	65%	C
		実績	29,100		
	新城市薪生産協議会における検討会議の開催 (延べ人)	目標	400	54%	C
		実績	214		
	森林学習会の開催 (人)	目標	400	114%	A
		実績	457		

実績については、令和2(2020)年9月末日現在(間伐面積のみ令和2(2020)年7月末日現在)のものです。

② 主な成果と今後の課題

4つの基本方針に基づいて24の主要施策を設定するとともに、主要施策を組み合わせた7つの重点施策とその他の施策を複合的に展開し、森づくりに取り組んできました。

重点施策	主な成果	今後の課題
重点施策1 間伐の推進	あいち森と緑づくり事業をはじめ、各種事業を実施し、8,875 haの間伐を実施することで、木材の利用と森林の公益的機能を高めました。	利用期を迎えた森林資源を活用するには、集約化を図り森林経営計画の認定による搬出間伐をより一層進める必要があります。あいち森と緑づくり事業に加え、森林経営管理制度に基づく市主体の間伐の実施など、計画的な間伐の推進が必要です。
重点施策2 齢級構成の適正化・健全化	循環型林業推進モデル事業・造林事業などを活用し、主伐地の確保と再造林を実施しました。	齢級構成の適正化・健全化には伐って→使って→植えるの循環サイクルが重要です。一方、木材価格の低迷により主伐後の再造林費が賄えないなど、所有者が主伐をする意思が持てないことが課題です。
重点施策3 森林施業の効率化	林業事業者を中心に集約化を図り、搬出間伐を実施してきました。平成27(2015)年度からは、新城林務課、新城森林組合と市森林課で集約化プロジェクトを実施し、その他の林業事業者の集約化を合わせて43地区で集約化を図りました。	集約化は林業事業者が中心となり事業採算の見込める場所を中心に実施しており、計画的な実施や面的な広がりにつながっていないことなどが課題です。
重点施策4 木材利用の促進	「新城市木材調達協議会」を設置し、小学校などの中・大規模な公共建築物の建て替え時に地域材(市内産材・県産材)を多用し、木材の利用拡大に取り組みました。	小学校・こども園などの公共建築物の建て替えや大規模な改修工事は、市内で毎年実施されるわけではありません。そのため、市内の公共建築物への利用だけでは、更なる木材の利用拡大につながりません。
重点施策5 人材の育成	豊川水源基金などを活用し、森林整備に必要な人材の育成に継続的に取り組みました。また、林業事業者へ、森林経営計画作成のための研修や森林整備の技術研修会などへの参加を啓発しました。	森林施業プランナーは集約化(団地化)の推進に向けて欠かせない存在であり、認定者の育成が不可欠です。しかし現状では、資格試験受講者自身が伸び悩んでいます。今後、森林環境譲与税を活用した森林整備の拡大に伴い、林業事業者などの人材確保が課題です。
重点施策6 市民の森づくり活動の推進	市民の森づくり活動の促進、協働による森づくり活動の推進に向けて、体験学習会や地域出前講座等を開催しました。	講習会への参加者数は横ばい若しくは微減傾向にあり、新規参加者を増やす取り組みが必要です。また、体験学習会や講座等に参加し、ある程度知識や技術の身に付けた人へのフォローアップや、地域の森林に還元してもらう場や機会の創出も必要です。
重点施策7 地域集約化計画づくり	地域毎に説明会(懇談会)を開催し、森林経営計画策定のための支援・取り組みを実施しました。10年間で43箇所、2,522 haで森林経営計画の認定を行いました。	今後は、県の実施する航空レーザ計測の解析データなどを活用し、森林情報を整理することで、計画的・戦略的な森林整備を実施していくことが必要です。
その他の施策	「木トピア」を継続的に開催し、森づくりの普及啓発に取り組んで来ましたが、また、湯谷温泉における薪ボイラーの運用を開始し、薪の原料となる未利用間伐材を利用することで、森林資源の有効活用を図りました。	「木トピア」の参加者数は、共催イベントや天候に左右されています。今後は、内容・実施体制などの再検討なども必要です。

2-7 計画策定の視点

現行計画の評価、森づくりに関する市民意識、森づくりを取り巻く社会動向を踏まえ、次期計画策定のポイントを以下のとおり設定します。

ポイント

1

計画的・戦略的な集約化施業による人工林の健全化を推進する

「人工林の健全化」を目標として現行計画を推進してきましたが、木材価格の低迷により所有者が主伐をする意思が持てないこと、事業採算の見込める場所での集約化施業を優先したこと等により、年齢構成の適正化や計画的な人工林の健全化が十分とは言えません。引き続き、森林 GIS を活用した適切な施業地の選定、標準伐期齢に達している山林の所有者への働きかけ、集約化、森林経営管理制度の活用等による森林整備、植林・再造林を行い、人工林の健全化を推進します。

ポイント

2

森づくりへの多様な主体の参画と担い手の育成を推進する

森づくりは、数十年以上の年月を要し、時には 100 年を超えるなど、長期的な視点が必要になります。また、人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、森づくりの担い手を広く確保、育成することは継続的な課題です。子どもの頃の森林や木とのふれあいは、森林や森づくりへの関心を醸成することが分かりました。長期的な展望に立ち、子どもへのアプローチの強化も含めた、森づくりを担う人づくりを進めていく必要があります。

ポイント

3

森づくりを取り巻く社会動向を踏まえた計画を策定する

国では、本格的な利用期を迎えた人工林において先行的に路網を整備するとともに、主伐後の再造林対策の強化などにより森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化の早期実現を図ることとしており、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度、スマート林業、木育などの取り組みを展開しています。こうした森づくりを取り巻く社会動向を踏まえた計画を策定します。

ポイント

4

分かりやすく、親しみやすい、関心を促す計画を策定する

本計画は、森林組合や山林所有者といった森林の関係者だけでなく、森林の恵みや恩恵を受けている全ての人を対象の計画になります。森づくり基本条例とのつながりや、森林と SDGs の関係も含めた森林の有する多面的機能や、その発揮に必要な整備、市民等に行き届くことなどを分かりやすく伝える、親しみやすい計画を策定します。

第 3 章

計画の目標

本章では、森づくりの基本理念及び将来像、その実現に向けた基本目標を説明しています。

- 3-1 森づくりの基本理念及び将来像
- 3-2 森づくりの基本目標
- 3-3 施策体系

■新城市の山の眺望



3-1 森づくりの基本理念及び将来像

森づくりの基本理念と将来像については、長期的な視点で取り組むべき森づくりという特性から、第1次計画における基本理念と将来像を継承することとします。

基本理念

豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、 住み良い地域をつくる

(新城市森づくり基本条例第1条より)

将来像

育成と共生 しんしろ“未来の森”づくり ～森を育て、人が育ち、森と共に暮らす～

地域が一体となって森を育てることで、森に関わる人が育ちます
人々に育まれた森は、森と共に暮らす私たちに、豊かな生活環境をもたらしてくれます



3-2 森づくりの基本目標

森づくりの基本理念及び将来像の実現に向けた基本目標を以下のとおりとします。

基本目標1は森づくり基本条例 第10条「森林の整備及び保全の推進」、基本目標2は第11条「林業及び木材産業の健全な発展」及び第12条「木材の利用の拡大」、基本目標3は第13条「地域づくりを通じた森づくり」、基本目標4は第14条「市民の森づくり活動の推進」及び第15条「森づくりの普及啓発」を踏まえた基本目標になります。

基本目標1 公益的機能が持続的に発揮される森づくり

公益的機能が持続的に発揮される豊かな森づくりにあたり、本市の森林面積の7割を占める人工林の健全化を図るとともに、広葉樹林・針広混交林の創出による樹種構成の多様化を図ります。

人工林の健全化にあたっては、「所有者の山林の境界を明確にする」、「小規模の森林が多いため集約化を図る」、その際には「標準伐期齢に達しているエリアで優先的に行う」、「集約化計画を立て、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用して間伐、造林を行う」など、計画的・戦略的に推進します。

基本目標2 森林資源の循環利用を促進する社会づくり

基本理念及び将来像の実現にあたっては、「植える」→「育てる」→「収穫する」→「適材適所で使う」という、いわゆる森林資源の循環利用を実現する必要があります。特に、「適材適所で使う」は現状で大きな課題となっており、これが実現できないことには、各種補助事業を活用した間伐等の「育てる」ができず、循環利用のサイクルを止めてしまうこととなります。地域材の利用や森林資源のエネルギー利用の拡大を図るとともに、新たな木材需要を創出し、「適材適所で使う」を実現することで、森林資源の循環利用を促進します。

基本目標3 森づくりと一体となった地域づくり

基本理念にあるように、森づくりにあたっては、森だけを見るのではなく、まちや地域を見ながら（望ましい姿を描きながら）取り組むことが重要です。

豊川流域圏における様々な主体との連携や、観光や教育などの異分野との交流、また、名古屋圏や首都圏、関西圏をターゲットとした、森づくりを通じた交流人口・関係人口の拡大を推進します。森づくりと一体となって、豊かで住み良い地域づくりを進めます。

基本目標4 森づくりを担う人づくり

現状で大きな課題となっている「適材適所で使う」を解消し、森林資源の循環利用のサイクルを回すことが出来た時、重要になるのが「育てる」を支える人材です。林業従事者の技術等の向上だけでなく、林業の成長産業化による担い手の確保・育成も重要です。さらには、子どもたちに森林や木とのふれあいの場・機会を提供する木育等の取組を推進することで、森林や森づくりへの関心や意欲を高め、市民参画の拡充や、未来の森づくりの担い手育成に取り組めます。

3-3 施策体系

本計画の施策体系を以下に示します。
 施策方針と持続可能な開発目標（SDGs）との関係も示しています。

【基本理念と将来像】	【基本目標】	【施策方針】	【SDGsの17のゴールとの関係】
豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、住み良い地域をつくる 育成と共生 しんしろ 未来の森 づくり	基本目標 1 公益的機能が持続的に発揮される森づくり <森づくり基本条例> 第10条 森林の整備及び保全の推進	(1) 計画的・戦略的な人工林の健全化の推進 (2) 多様で健全な森林の形成 (3) 暮らしを守る森づくりの推進	
	基本目標 2 森林資源の循環利用を促進する社会づくり <森づくり基本条例> 第11条 林業及び木材産業の健全な発展 第12条 木材の利用の拡大	(1) 地域材の利用拡大と新たな木材需要の創出 (2) 林業・木材産業の活性化 (3) 森林資源のエネルギー利用の推進	
	基本目標 3 森づくりと一体となった地域づくり <森づくり基本条例> 第13条 地域づくりを通じた森づくり	(1) (森づくりを通じた) 流域・広域連携の促進 (2) (森づくりを通じた) 交流人口・関係人口の拡大	
	基本目標 4 森づくりを担う人づくり <森づくり基本条例> 第14条 市民の森づくり活動の推進 第15条 森づくりの普及啓発	(1) 林業従事者の確保・育成 (2) 市民参画の拡充 (3) 未来の森づくりの担い手育成	

第4章

具体的な施策

本章では、森づくりの基本目標の施策方針毎に、計画期間中に取り組む具体的な施策について説明しています。

基本目標1：公益的機能が持続的に発揮される森づくり

基本目標2：森林資源の循環利用を促進する社会づくり

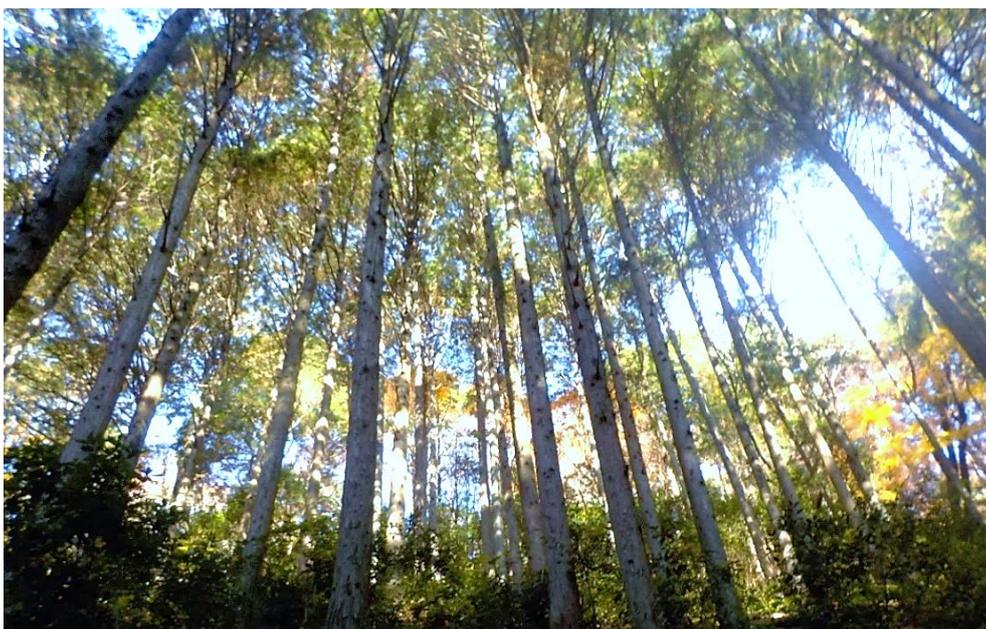
基本目標3：森づくりと一体となった地域づくり

基本目標4：森づくりを担う人づくり

重点プロジェクト

指標及び目標値

■大野財産区の林内



基本目標 1 公益的機能が持続的に発揮される森づくり

施策方針(1) 計画的・戦略的な人工林の健全化の推進

人工林の健全化を推進するにあたり、森林資源のデータ整備を行うとともに、森林所有者の意向を踏まえた上で、計画的・戦略的な間伐等を施行するためのゾーニングを行います。その上で、所有者説明会（地域懇談会）等を開催し、効率的・効果的に施業を進められるよう、集約化施業を図ります。その際、森林経営管理制度についても周知し、必要に応じて市が経営管理の委託を受けて、森林組合等の林業経営者と連携して、適切な管理を実施します。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとの関係▶



■施業集約化の取り組み



資料：林野庁 HP 森林・林業・木材産業の現状と課題

【主な施策】

ステップ1：現状を把握し、方向性を示す

① 森林資源のデータ整備【新規】 **重点**

愛知県が実施する「航空レーザ計測」の解析結果を基に、樹種、樹高、本数・密度といった様々な森林資源情報から、林相区分図や材積分布図、立木密度区分図等を作成します。

森林 GIS 等を活用し、森林整備の順位づけ等を行います。

② 森林のゾーニング【新規】

整備した森林資源データ等を活用し、優先間伐ゾーン、適正間伐ゾーン、針広混交林化ゾーン、利活用ゾーンなど、森林のゾーニングを行います。

ステップ2：森林所有者の意向を把握し、適切な方法を検討する

③ 所有者説明会（地域懇談会）の開催・集約化の実施【継続】

森林所有者や地域を対象とした所有者説明会（地域懇談会）等を開催し、林業の現状や諸問題について意見交換を行い、地域の森林の将来像の共有化を図ります。また、集約化施業の説明等を行い、集約化施業の有効性への理解を深めます。

地域の合意形成のプロセスは、地域懇談会の形態に限らず、綿密で幅広いアプローチ手法が求められることから、地域の特性に応じて段階的に取り組んでいくものとします。

④ 森林所有者の意向調査【新規】 重点

手入れされていない森林を減らし、森林の多面的機能を高めるため、所有者の今後の森林管理に対する意向を調査し、今後の森林管理の方針を定めていきます。

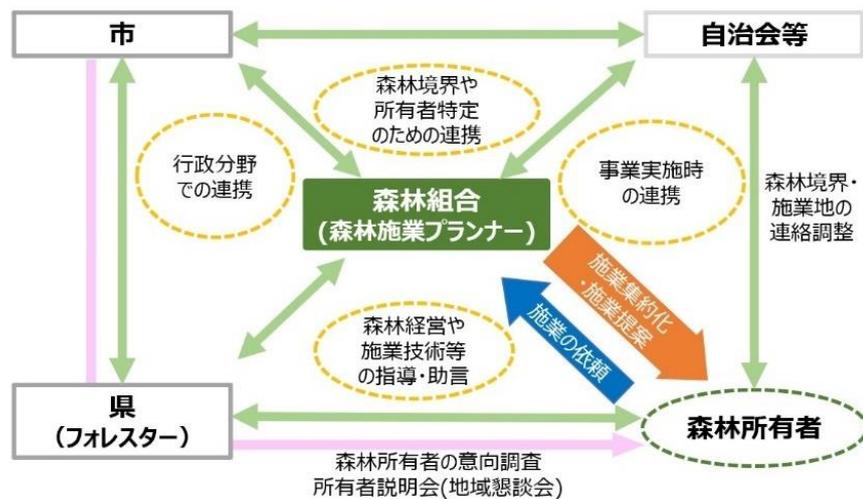
⑤ 森林所有界の明確化【継続】

集約化施業（効率的・効果的な間伐の実施）を行うにあたり、森林所有者の合意を得るため、森林所有者や地域ぐるみの立会いによる森林所有界の確定作業を促進していきます。

⑥ 森林経営管理制度の方向性の検討【新規】

森林経営管理制度に関して、市の森林管理の方向性の検討し、森林所有者の意向調査結果を踏まえた、経営管理権集積計画を作成します。

■施業集約化推進体制



ステップ3：継続的な人工林の健全化を実施する

⑦ 間伐の推進【継続】 森林経営管理制度に基づく間伐の推進【新規】 重点

森林が二酸化炭素の吸収源となるなどの公益的機能や木材生産等の生産機能を十分に発揮できるよう、新都市森林整備計画等に基づき、適切な林齢・時期に間伐を実施します。

林業経営に適した森林においては、樹種に応じた適切な時期に間伐を実施していくことで、立木の生育促進と林分の健全化を図り、良質な木材を安定して生産できる森林とします。間伐は施業地の集約化を促進し、高性能林業機械を用いた列状間伐により、効率化・低コスト化を図ります。

林業経営に適さない森林においては、強度間伐を実施することで自然植生の導入と針広混交林化を図るなど、現地の特性に合わせた維持管理に手間がかからない森林へと誘導します。

⑧ 齢級構成の適正化【継続】

主伐後の再造林を促進し、若齢林を確保することで、林業経営に適した森林の齢級構成の適正化を図ります。

⑨ 伐期の長期化【継続】

地域の森林資源の現状や森づくりの基本理念及び将来像を踏まえ、公益的機能の発揮と木材資源等の有効利用のバランス等を考慮して、森林所有者と協議し、伐期も含め適切な施業を進めます。

伐期の長期化により大径材など多様な木材需要に対応した木材の供給を図ります。

施策方針(2) 多様で健全な森林の形成

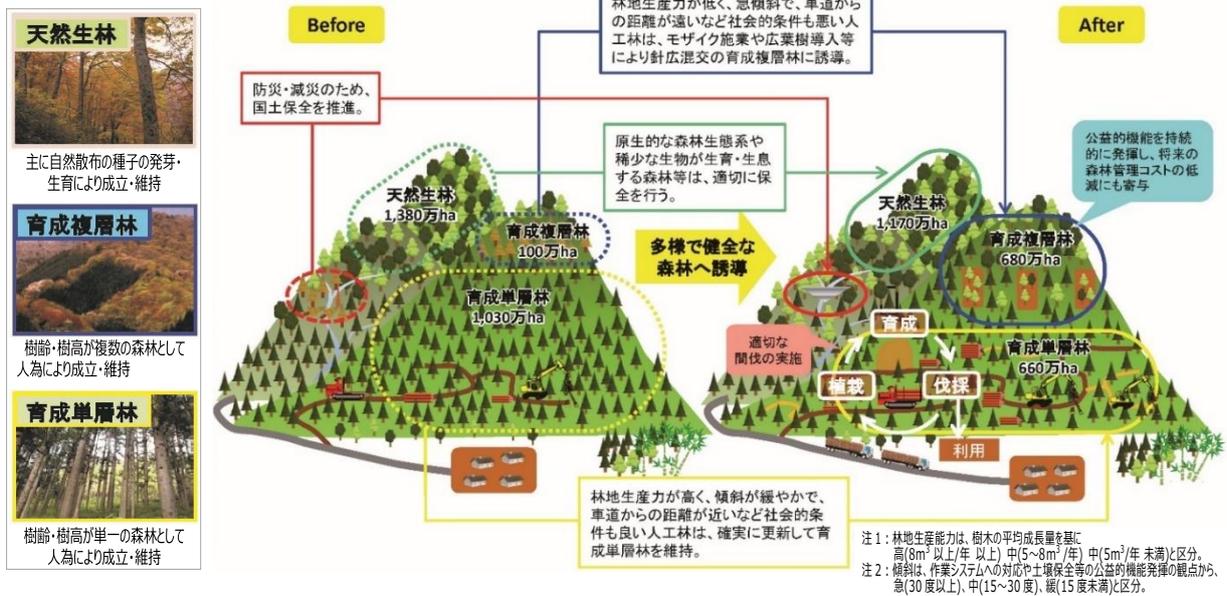
林業経営に適した森林（木材等生産林）としての人工林の適切な管理を行うとともに、地形等の条件から林業が成立しないエリアでは、針広混交林化ゾーンとして、針広混交林化を進め、多様な動植物が生息・生育できる、多様な森への誘導を図ります。

愛知県等と連携し、病虫害や鳥獣被害対策を実施します。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとの関係▶



■多様で健全な森林への誘導



【主な施策】

資料：林野庁 HP 森林・林業・木材産業の現状と課題

針広混交林・広葉樹林の拡大

① 多様な森への誘導【継続】

林業経営に適した森林においては、新都市森林整備計画に基づき適切な間伐を実施するとともに、林業経営に適さない森林においては、強度間伐を実施することで自然植生の導入を図って針広混交林へ誘導します。

② 生きものの生息に配慮した森づくりの実施【継続】

愛知県の県鳥であるコノハズクをはじめ、クマタカ、ハヤブサ、アマゴなど代表的な生きものの生態について、森林所有者、林業関係者など多様な主体が学ぶ機会を設けるとともに、これらの生きものの生息に配慮した森林づくりを実践していきます。

③ 天然林の利用【継続】

森林景観や豊かな生態系を育む森林は、自然の遷移に任せることで遷移極相林とし、生物多様性や地球環境保全、土砂流出防止、水源かん養などの公益的機能の保全に努めます。

森林空間を森林浴、オリエンテーリング、ハイキング、キャンプなどのアウトドアスポーツやレクリエーションの利用フィールドとして活用する天然林については、遷移に任せるだけでなく利用目的に適合する森林形態となるよう、利用林への転換を促進します。

④ 市有林の針広混交林化の検証・検討【新規】

市有林において、様々な樹種を生育し、生育段階を検証することにより、針広混交林化への移行や多様な森林整備を先導的に実施します。

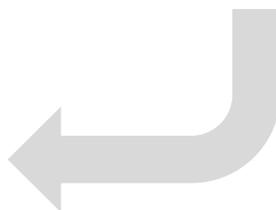
■間伐の遅れにより、山肌が露出した状態



■間伐実施直後



■間伐実施後数年が経過し、下草が生い茂った状態



病害虫、鳥獣被害対策を推進する

⑤ 病害虫の防除【継続】

近年増加傾向にある人工林でのエダムシ（スギノアカネトラカミキリ）は、その年に枯れる枝からの侵入も多いとされています。被害を防ぐため森林の適正な管理を推進します。

⑥ 鳥獣害対策の推進【継続】

野生生物による森林被害に対し、愛知県、本市、猟友会等の連携によるニホンジカの捕獲を実施します。

造林地ではニホンジカ、野ウサギなどの食害の発生が予見されることから、早期発見による防除対策のほか、低コスト造林の導入を検討していきます。

施策方針(3) 暮らしを守る森づくりの推進

近年、集中豪雨等による山地災害が全国的に頻発しており、森づくりに関する市民意識調査の結果からも、多くの市民が関心を抱いている（懸念している）ことが分かります。

日常的に、公道沿いの間伐や林道の適切な整備を行うとともに、防災・減災対策の実施や普及啓発、災害時における早期復旧対応をするなどして、暮らしを守る森づくりを推進します。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとの関係▶



■間伐実施場所（県道鳳来佐久間線）



【主な施策】

日常的な安全対策の実施

① 公道沿いの間伐の推進【継続】

あいち森と緑づくり事業等を活用し、住民の生活に支障をきたさぬよう、公道沿いの間伐を実施します。

② 林道の維持管理【継続】

林道は森林整備や木材生産活動に重要であるばかりでなく、住民の生活においても重要な役割を果たしています。しかし、年月の経過とともに法面の不安定化、側溝への土砂の堆積、橋梁の老朽化などが進行しており、「新城市地域強靱化計画」等に基づき、今後も林道の維持管理を継続的かつ計画的に進めていきます。

■点検車による林道橋梁点検作業



③ 管理放棄された里山林等の整備の実施【継続】

荒廃した里山林については、地域への働きかけや整備の支援に取り組みます。

いざという時のための防災・減災対策の実施

④ 森林における防災・減災の普及啓発【継続】

山地災害等が発生した際に、地域住民がいち早く避難等の判断ができるよう、森林の状態や危険地を周知することにより、森林における防災・減災の普及啓発に取り組みます。

⑤ 治山事業の推進【継続】

山腹の崩壊等により、住宅、学校及び道路等の公共施設が被害を受ける恐れがある森林や、重要な水源流域及び住宅地周辺等の森林において、治山施設の設置や防災機能が高い森林整備を行います。森林整備にあたっては、新城フォレストベースを拠点に愛知県と本市が連携をとりながら進めます。

災害時の迅速な復旧の実施

⑥ 災害復旧対応の実施【継続】

近年、台風や集中豪雨が頻繁に発生し、斜面崩壊や路体の流出など、林道が被災するケースが増加していますが、引き続き、林道災害復旧事業等により、早期の復旧を図ります。



コラム

『新城市地域強靱化計画』

近年、地球温暖化に伴う風水害が全国的に頻発・激甚化しており、また、この地域においては南海トラフ巨大地震の発生等も危惧されています。

国は平成25（2013）年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、翌年には「国土強靱化基本計画」を策定、愛知県においても平成28（2016）年3月に「愛知県地域強靱化計画」を策定（令和2（2020）年3月改訂）しました。これらを受けて、本市では、国や県の計画との調和を図りながら、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、いかなる災害が発生した場合でも、仮に被害を受けることがあっても、可能な限り最小限にとどめ、迅速に回復することができるよう、令和2（2020）年9月に「新城市地域強靱化計画」を策定しました。森林整備の基盤となる林道においても、この計画などに基づき強靱化を推進していきます。

基本目標2 森林資源の循環利用を促進する社会づくり

施策方針(1) 地域材の利用拡大と新たな木材需要の創出

地域材認証制度や利用の普及・PRに努めるとともに、林業木材産業の連携強化等、流通加工体制の強化を図り、木材生産量の拡大を目指します。

その上で、公共建築物の建材や内装材、個人住宅等での木材利用を推進・促進します。また、幼少期から本物の木材に触れることができるよう、木育の推進や木材を活用した新たな商品・技術を開発することにより、新たな木材需要の創出を目指します。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとの関係▶▶



■地域材を使用した作手総合支所



■木トピア



【主な施策】

地域材のPR

① 地域材利用のPR【継続】

木トピアや三河材まつり等で地域材の利用を促進します。

木材生産量の拡大

② 流通加工体制の合理化【継続】

地域材を安定的に供給することにより国産材の需要に応えるため、引き続き、HOLZ 三河の活用促進を働きかけます。

新城北設楽地域共同で木材を安定供給できるストックヤードを確保するなど、流域市町村が連携した流通・加工体制の合理化を検討していきます。

③ 林業・木材産業等の連携強化【継続】

取引の安定化、流通の効率化、価格の透明化、木材の品質向上に向けて、林業から木材産業等の更なる連携の強化を図ります。

④ 木材生産量の拡大【継続】

森林組合等の林業事業者による森林施業の集約化を加速し、高性能林業機械の導入や路網の整備により、木材の伐採・搬出・運搬の効率化が図れるよう支援し、木材生産量の拡大を目指します。

また、森林経営管理制度を活用し、これまで十分な管理等が行われてこなかった森林の管理を推進することで、木材生産量の拡大を目指します。

木材利用の拡大

⑤ 公共建築物等への地域材の活用促進【継続】

こども園や小・中学校等の教育施設、体験施設や資料館などの文化・交流施設、福祉施設、地域コミュニティ施設など、今後、市内で新設あるいは改修する公共施設等への木材利用を促進します。

「新城市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」の趣旨に基づき、本市と関係機関が連携し、地域材の積極的な活用が図れるよう、木材の生産に関する情報等を共有し、需要と供給のマッチングを図ります。

⑥ 木造住宅等の市内産材利用補助制度の創設【新規】 重点

木造住宅等の市内産材利用補助制度を創設します。

⑦ 地域材加工品の開発【新規】

地域材を活用した加工品、新商品の開発を進めます。

■地域材を使用したブックスタンド



■地域材を使用した椅子



⑧ アジア競技大会における地域材の利用促進【新規】

アジア競技大会が令和8（2026）年に愛知県で開催されるため、県産材の需要増が見込まれる令和5（2023）年～令和6（2024）年に供給が円滑に進められるよう、愛知県や森林組合等と伴に体制の構築を図ります。

施策方針(2) 林業・木材産業の活性化

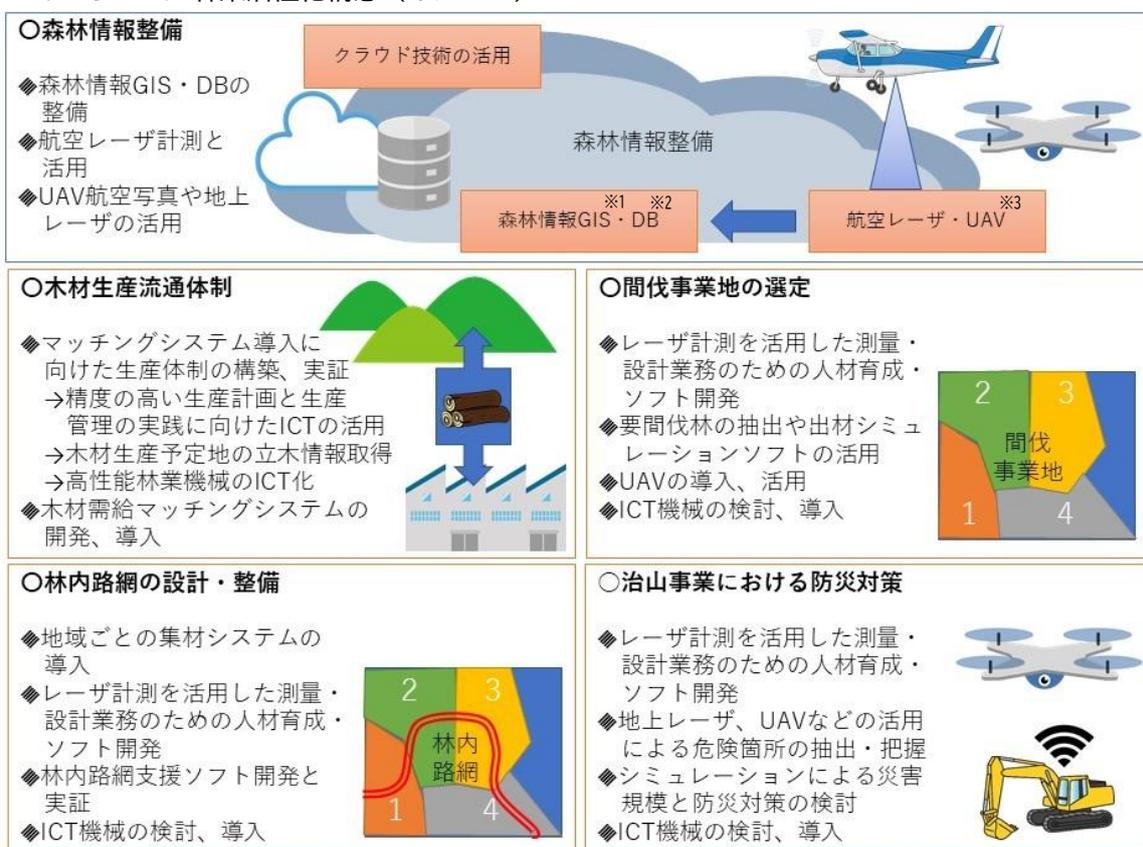
地域材の生産から流通、加工、利用に至るまでの関係者の連携強化を図るなど、林業・木材産業の活性化につながる仕組みづくりを進めます。また、森林経営管理制度の創設を受けて、森林組合等の林業事業者と連携し、森林所有者から経営管理を委託された場合の管理実施体制を確保します。

新城フォレストベースを拠点に、森林資源情報の共有をはじめ、ICT を活用したスマート林業を推進し、林内路網の整備及び高性能林業機械の導入を進め、効率的・効果的な作業環境を確保します。

持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールとの関係▶



■あいちの ICT 林業活性化構想 (イメージ)



※1 GIS: Geographic Information Systemの略で、地理情報システムのこと。

※2 DB: Databaseの略で、データベースのこと。

※3 UAV: Unmanned aerial vehicleの略で、いわゆるドローンやラジコンヘリ等の無人航空機のこと。

資料: 愛知県 HP

【主な施策】

木材生産体制の強化

① 生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者の連携体制の構築【新規】

地域材の生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者組織を県と連携して発足させ、地域材を活用した製品開発、木製品の需要及び利用調査、広葉樹材の木材市場の開催、地域材や製品の展示、それらに関する情報提供や相談の一元化などに取り組みます。

効率的・効果的な作業環境の確保

② スマート林業の推進【継続】

森林 GIS の活用、林業機械の遠隔操作、ドローン活用等のスマート林業を推進し、市内事業者の安全で効率的な林業経営を目指します。新城フォレストベースでは、森林資源情報を共有するなど、愛知県と本市が一体となって ICT 化を進めます。

③ 林内路網の整備【継続】

高性能林業機械の導入や施業の集約化を推進する上で、現地に適合した路網の開設を積極的に推進します。

また、一時的な利用の施業路と継続的な利用の森林作業道の区分けを行い、継続的利用の森林作業道については林道への編入、林道として再開設、既設森林作業道の連絡化等による路網のループ化を推進して作業効率を高めます。なお、林道については東三河地域森林計画に準じていきます。林業機械による作業、運搬の効率化に向けて、林道の整備と拡張を継続的に実施します。林道の整備においては、側溝保護工等での木材利用を推進します。

■林道開設（上小夫田徳後線）



■代行林道開設（和田田代線）



④ 林業機械の導入補助【新規】

高性能林業機械の導入を推進し、素材生産現場の生産性を高めるため、国や県の補助制度が活用できない場合における林業機械の導入に対する補助制度を検討します。

特用林産物の生産振興

⑤ 特用林産物の生産振興【継続】

市内で生産量の多いシイタケ、タケノコ、木炭などの特用林産物について、生産コスト低減を含めた技術の向上を図るとともに、普及宣伝により産地化を推進します。

また、山菜類（ワラビ、ゼンマイ、ワサビ、コシアブラなど）、花木類（センリョウ、サカキなど）等の特用林産物の生産振興など、特用林産物の活用に取り組んでいきます。

施策方針(3) 森林資源のエネルギー利用の推進

薪やチップ、ペレットなど、森林資源のエネルギー利用について、引き続き、検討・推進していきます。

持続可能な開発目標 (SDGs) の17のゴールとの関係▶



■湯谷温泉の薪ボイラーの仕組み

湯谷温泉加温施設木質バイオマスボイラー



【主な施策】

木質バイオマスの活用検討

① 薪の生産及び利用の促進【継続】

市内の温浴施設に導入した薪ボイラーのための薪の生産・供給を継続します。

② 木質バイオマスの活用検討【継続】

森林などの豊かな地域資源を最大限活用した地産地消のエネルギーシステムとして、木質バイオマスの活用検討に取り組みます。

■薪ボイラー用の薪割作業



■薪ボイラー施設



基本目標3 森づくりと一体となった地域づくり

施策方針(1) (森づくりを通じた) 流域・広域連携の促進

木材の利用だけでなく、間伐等の森林整備や植樹といった森づくりを市内だけで考えるのではなく、豊橋市をはじめとした豊川流域の自治体や、都市部の自治体との広域的な連携も見据え、森づくりを通じた流域・広域連携、地域づくりを推進します。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとの関係▶



■新城設楽生態系ネットワーク主催の植樹ツアー



【主な施策】

流域自治体との連携促進

① 流域共同の取り組みの推進【継続】

本市並びに北設楽地域は豊川の水源として重要な役割を果たしています。下流域の住民や団体、企業に水源林の健全化活動への参加や協力を積極的に働きかけ、生活圏域や流域が連携した森づくりを促進していきます。

② 豊川流域での木材利用の促進【新規】 重点

豊川流域の自治体等で構成する広域組織において、木材利用の促進について協議し、新たな木材需要の創出を目指します。

都市圏等との広域連携

③ 他自治体（都市部）との連携強化【新規】

都市部との連携により、関係人口の創出や都市部での地域材の利用の促進等を目指します。地域材の利用の幅を広げるため、都市部での販路開拓に係る営業活動などを実施します。

④ カーボンオフセット等の活用検討【継続】

地球温暖化対策として、森林の二酸化炭素吸収や炭素固定機能の発揮が求められており、排出権取引、カーボンオフセット、排出量削減に向けた木材利用などの取り組みが構築されつつあり、地球温暖化の防止に貢献する森林整備や木材利用等を検討します。

施策方針(2) (森づくりを通じた) 交流人口・関係人口の拡大

市が実施している移住支援事業との連携、都市と山村の交流促進、その他観光事業等との連携によって、交流人口・関係人口の拡大を図り、林業従事者の確保につなげていきます。

市内の豊かな森林資源を活かした森林レクリエーション、アウトドア、保健休養を推進し、本市の森林の魅力を発信します。

持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールとの関係▶



■DA MONDE TRAIL



資料：新城市スポーツツーリズム特設 HP

【主な施策】

移住定住の促進

① 移住定住促進事業との連携【新規】

移住支援金支給等の市の移住支援事業と連携し、林業、木材加工業への雇用促進を図ります。

② 都市と山村の交流促進【継続】

通過型の観光だけでなく、森林体験活動やグリーンツーリズム等の滞在体験型観光を積極的に推進することで、森林の環境や山村の暮らしに対する理解と関心を高めていきます。

観光・レクリエーションの推進

③ 観光事業との相乗効果の創出【新規】

既存観光事業に対して、市内の森林利用について検討し、観光コンテンツの充実化、森林の潜在機能の発揮につなげます。

④ 生活環境の整備促進と特産物の加工・販売促進【継続】

観光・余暇活動として訪れる都市住民等の嗜好・需要に合わせた地域づくりの拠点として、市内には数多くの農林水産物の直売所があります。また、地元産材を活かした惣菜加工・販売施設として「道の駅つくで手作り村」「道の駅もっくる新城」が整備されています。これらの既存施設を核として、地域資源である林産物の開発や特産物の振興を図ります。

■道の駅もっくる新城の販売コーナー



⑤ 森林レクリエーションの促進【継続】

市内には、森林浴の森百選に選ばれている「愛知県民の森」をはじめとした森林資源が豊富に存在します。森林浴、森林ツーリズムなど、森林をフィールドとしたレクリエーション活動を増やし、市民の健康と福祉の増進を目指します。

⑥ 森林を活用したアウトドアスポーツの推進【継続】

本市の地域資源である豊かな自然を活用したアウトドアスポーツのまちづくりを進めます。市域の約 83%を占める広大な森林とその周辺地域はアウトドアスポーツの適地であり、トレイルランニング、オリエンテーリング、パラグライダー、ロッククライミング、ラリー、マウンテンバイクなど、多様な利用がされています。アウトドアスポーツの振興によって、若者を中心とした流入・交流人口の増加や雇用促進などによる山村地域の活性化、フィールドとしての林道や森林整備の促進の効果が期待されます。

保健休養の推進

⑦ 保健休養の推進【継続】

休養、散策、森林とのふれあい等、森林空間において保健休養の場として利用されている森林については、森林の質の向上と入りやすい森づくりに取り組んでいきます。

森林の質の向上は、森林景観を保全・創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然複層林化を進めます。また、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林化、人工林の有する美的景観を確保する必要がある森林における景観維持のための育成単層林化等の推進に努めます。

入りやすい森づくりとして、遊歩道の整備や既存施設のバリアフリー化のほか、情報の提供を行い、機能の充実を図ります。

基本目標4 森づくりを担う人づくり

施策方針(1) 林業従事者の確保・育成

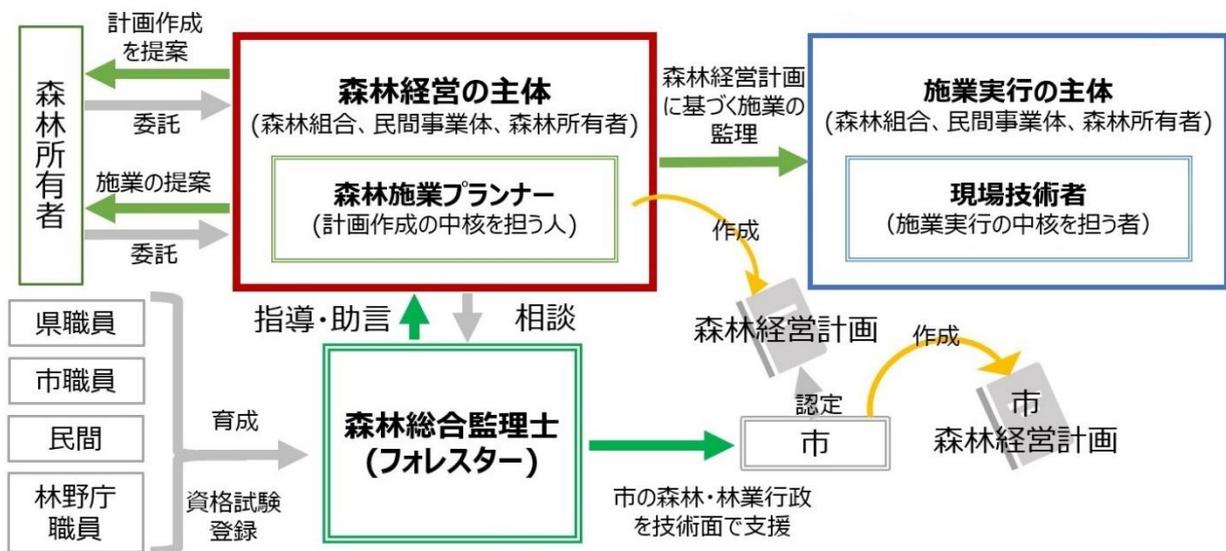
森林組合の体制強化を図るとともに、森林組合以外の林業経営に主体的に取り組む林業事業者の育成を進めます。また、林業経営者の育成、森林・林業に係る起業を考えている個人・事業者の支援を行います。

林業技術者の育成については、森林施業プランナー等の管理技術者、現場作業技術者など、国や県の人材育成事業等を活用し、多様な人材の育成に努めます。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとの関係▶



■林業を担う人材の役割



資料：林野庁 HP 森林・林業・木材産業の現状と課題を参考に作成

【主な施策】

林業事業者の育成

① 森林経営に主体的に取り組む林業事業者の育成【継続】

森林組合の体質の強化を図るとともに、認定林業事業者等の森林組合以外の林業事業者の育成を促し、連携による体質強化を目指します。

事業規模の拡大を図る林業事業者への支援を推進します。

起業等の支援

② 森林・林業に係る起業の支援【新規】

森林・林業×観光などのローカルビジネス、ベンチャービジネス創出に向けた支援を推進します。

③ 林業経営者の育成【継続】

森林組合等による地域の森林所有者ならびに経営者向けの勉強会・講習会の積極的な開催を促します。また、愛知県等が実施する各種の林業技術者の研修制度への継続的な参加を促していきます。

林業技術者の育成

④ 森林施業プランナーの育成【継続】

森林施業の集約化（団地化）等を森林の所有者に勧めるにあたり、作業方法や間伐に必要な経費、木材販売見込額等をまとめた施業提案を行うことができる森林施業プランナーの育成を促します。

⑤ 現場作業技術者の育成【継続】

現在、育林現場や木材生産現場等、林業の現場作業に従事する人材の育成を図る人材育成プログラムを、(財)豊川水源基金の助成事業（水源林保全流域協働事業）として実施しています。今後も継続的な事業実施に取り組み、将来の担い手となる若手林業技術者の育成を図ります。

⑥ 人材育成事業の活用【継続】

愛知県が実施する林業労働者の確保・育成対策や、林野庁の補助を受けて全国森林組合連合会が実施する緑の雇用担い手対策等の人材育成事業を活用して、各種の講習会・研修会への参加を促します。

■森林施業プランナー育成研修



資料：愛知県 HP 森林林業研修の実施状況について

施策方針(2) 市民参画の拡充

森林の多面的機能の PR や普及啓発を進めるとともに、ボランティアの育成や活動の支援を行います。

近年、CSR（企業の社会的責任）や SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献の観点から、企業の地域貢献に対する意向が高まっています。こうした高い意識を持つ事業と連携することで、企業連携による森づくりを推進します。

持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴールとの関係▶▶



■市民参加の森づくり事業チェーンソー講習会



■木トピア



【主な施策】

効果の PR、普及啓発

① 森林整備効果の PR 【継続】

森林の持つ二酸化炭素吸収効果を PR するとともに、森林を整備することにより、水源のかん養、土砂災害防止、生物多様性保全などの公益的機能が拡大することを広く PR し、森林整備の必要性や森林に対する理解を図ります。

② 普及啓発活動の実施 【継続】

市民及び下流域等の周辺市町村の人々が森林の有する多面的機能について理解と関心を深め、森づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、10月を「森づくり月間」に設定し、森林に関する普及啓発に取り組みます。

森づくり月間において、森づくりの普及啓発にふさわしい事業を実施します。豊川流域全体への普及効果が得られることを期待して、新城北設楽地域の4市町村の連携や東三河広域協議会を構成する8市町村の連携による行事の開催など、豊川下流域を巻き込んだ活動の実施を目指します。

また、市広報紙・HPにより森づくり情報を定期的に掲載し、市民参加の促進や施策への理解を深めます。

協働によるボランティアの育成

③ 森林ボランティア活動の推進【継続】

市有林を森林活動のフィールドとして提供し、市と森林ボランティアとが協働した取り組みを推進します。

企業連携の推進

④ 企業・団体の森づくり活動の促進【継続】

企業等が社員教育や CSR（企業の社会的責任）の一環として市内の森林保全に取り組む場合に、必要な情報の提供を行います。また、フィールドの提供や活動計画の作成を支援し、活動時の助言も行っています。



コラム 『木トピア』

木トピアは、地域材の活用促進、市内の林業・木材産業の活性化を目的として、木工の体験や緑化木の配布などを行うイベントで、JA 祭りと共に毎年 10 月に開催されています。

新城森林組合や HOLZ 三河などの市内外の森林・林業関係の団体が様々なブースを展開し、参加者に木の良さや森の大切さを伝えています。



施策方針(3) 未来の森づくりの担い手育成

本市が目指す森づくりの将来像の実現に向けて、中長期的な視点で、未来の森づくりの担い手を育成するため、木育活動の推進による乳幼児へのアプローチ、森林学習等の児童生徒へのアプローチを強化します。

また、引き続き、共育活動や森林文化継承活動の推進、学習会・シンポジウムの開催等により、広く、多世代へのアプローチも継続的实施します。

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールとの関係▶



■間伐材を使った積み木貸出事業



■NPO 団体などによる出前講座



資料：新城設楽生態系ネットワーク協議会 HP

【主な施策】

乳幼児へのアプローチ

① 木育活動の推進【新規】 **重点**

地元の木工品製造事業者及び木工職人等と連携し、地域材を利用したおもちゃや食器等の日用品を開発し、新生児にプレゼントする新生児祝い品事業を検討・実施します。

幼児期から森林、木材に触れ合うことができる木育イベントの開催を通じて、幼児教育の機会を増やします。

児童生徒へのアプローチ

② 森林を生かした環境学習の推進【継続】

次代を担う子どもたちが森林や自然に触れたり親しむことにより、その仕組みを学び、生きる力を育むとともに、森林保全や木材の利用に積極的に参加していく土台を築くため、森林環境学習に取り組めます。

③ 森との共生を市民に伝える教育（共育）活動の推進【継続】

森づくりに対する市民や流域の人々の理解を深める教育活動を、森と人が育つ「共育活動」として位置づけ、市民参加の森づくりを推進するための森林体験活動や教育・学習活動を積極的に推進します。

体験活動、教育・学習活動は、森林を知り、森林に近づき、森林の中に入るという初期段階から、森林管理に関する一般的な学習と下草刈りや枝打ち、間伐等の中級者向けの実践段階、そして、森林の多様な公益的機能を生かす健全な森林管理をめざす上級者向けの指導者段階まで、段階的な人材育成の仕組みを充実させていきます。

こうした体験活動、教育・学習活動は、本市に活動拠点を持つ森林 NPO や森林ボランティアと協働で推進していきます。

④ 森林文化継承活動への支援【継続】

林産業の体験施設である「学童農園山びこの丘」や「愛知県民の森」「つくで手作り村」などにおける展示、各種林業体験、木工工作体験を通じた施設の利用促進を図ります。また、森林 NPO や森林ボランティアとの協働による森林・林業の体験活動の促進に取り組んでいきます。

⑤ 学習会・シンポジウムの開催【継続】

森林に関する専門家を招いた学習会やシンポジウムを開催し、森林・林業の抱える様々な課題について、問題意識の共有化を図り、その解決策を探ります。

重点プロジェクト

本計画を着実に推進するため、基本目標毎に重点プロジェクトを設定し、目標の達成に大きく貢献することが期待できる施策・事業を重点的に取り組むこととします。

重点プロジェクトの設定にあたっては、「2-4 森づくりに関する市民意識」及び「2-5 森づくりを取り巻く主な社会動向」を踏まえ、森づくり会議での協議や、本計画策定に向けて実施した関係者ヒアリングの内容を基に検討を行いました。

森林環境譲与税を活用し、各重点プロジェクトに充当します。

基本目標毎に設定する重点プロジェクトは以下のとおりです。

豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、 住み良い地域をつくる

個別の施策・事業を牽引

重点プロジェクト1

基本目標1 公益的機能が発揮される森づくり

森林経営管理制度に基づく市主体の間伐推進プロジェクト

「森林経営管理制度」に基づき、森林所有者の意向を確認した上で、手入れの行き届いていない森林について林業経営者に経営管理を集積・集約化を図った上で、林業経営に適さない森林について、森林環境譲与税を活用し、市が主体となって間伐を推進します。

重点プロジェクト2

基本目標2 森林資源の循環利用を促進する社会づくり

木造住宅への市内産材の利用促進プロジェクト

市内産材を利用して市内に新築する戸建住宅に対する補助制度を創設します。市内産材の利用を促進し、市内の森林整備の推進、林業・木材産業などの地元産業の活性化を図ります。

重点プロジェクト3

基本目標3 森づくりと一体となった地域づくり

豊川流域での木材利用促進プロジェクト

東三河広域連合、奥三河ビジョンフォーラム、東三河ビジョン協議会、穂の国森づくりの会など、豊川流域の自治体等で構成する広域組織において、木材利用の促進について協議し、新たな木材需要の創出を目指します。

重点プロジェクト4

基本目標4 森づくりを担う人づくり

木とのふれあいを通じて豊かな心を育む新城木育プロジェクト

子どもの頃から本物の木とふれあうことで、人と木や森との関わりを主体的に考えることのできる豊かな心を育むことを目的として、新生児に地域材で制作したおもちゃや食器等の日用品を贈る「新生児誕生祝い品事業」や「木育教室の開催」といった新城木育プロジェクトを推進します。

森林経営管理制度に基づく市主体の間伐推進プロジェクト

【プロジェクトの概要】

「森林経営管理制度」に基づき、森林所有者の意向を確認した上で、手入れの行き届いていない森林について林業経営者に経営管理を集積・集約化を図った上で、林業経営に適さない森林について、森林環境譲与税を活用し、市が主体となって間伐を推進します。

【具体的な取組内容】

森林資源のデータ整備

愛知県の「航空レーザ計測」の解析結果を基に、樹種、樹高、本数・密度といった様々な森林資源情報から、林相区分図や材積分布図、立木密度区分図等を作成します。

整備した森林資源情報等を活用し、優先間伐ゾーンや針広混交林化ゾーンなどのゾーニングを行います。

森林所有者の意向調査

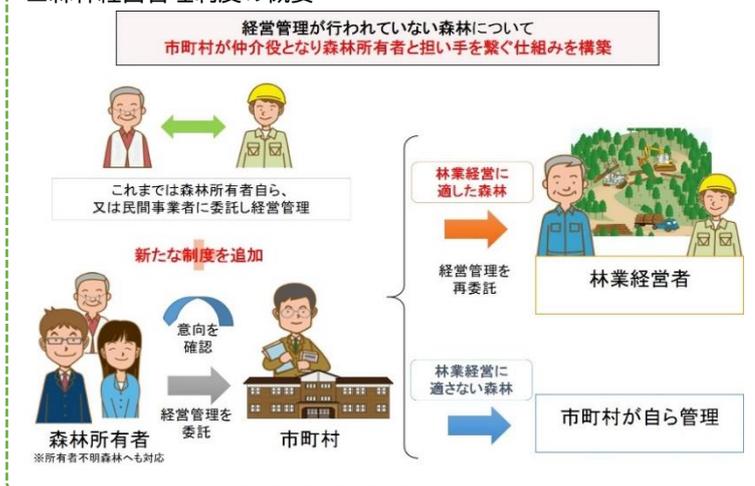
ゾーニングの結果を踏まえ、優先的に間伐等を行う必要があるゾーンにおいて、森林所有者に対する意向調査を実施します。具体的には、森林所有者や地域を対象とした所有者説明会（地域懇談会）を開催し、林業の現状や諸問題について意見交換を行います。また、地域の森林の将来像の共有化を図るとともに、森林所有者の今後の森林管理に対する意向を把握します。

森林経営管理制度の活用

森林所有者の意向調査の結果、市が森林所有者から経営管理の委託を受けることになった森林について、森林資源情報等を活用しながら、林業経営者と協議し、林業経営に適した森林については、林業経営者に再委託することとします。

一方、林業経営に適さない森林については、森林環境譲与税を活用し、市が自ら管理を行うこととします。

■森林経営管理制度の概要



【実施計画】

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
森林資源のデータ整備	●	→								
森林所有者の意向調査	●	→	→	→	→	→	→			
森林経営管理制度の活用			●	→	→	→	→	→	→	→

作手地区の森林資源のデータ整備については、令和2(2020)年度に完了しました。

木造住宅への市内産材の利用促進プロジェクト

【プロジェクトの概要】

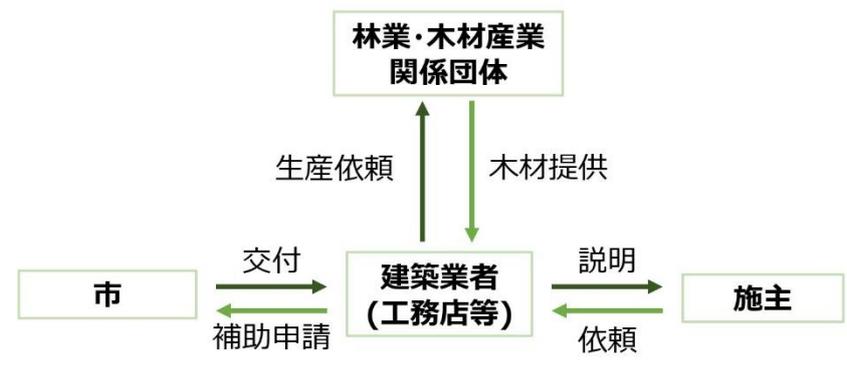
市内産材を利用して市内に新築する戸建住宅に対する補助制度を創設します。市内産材の利用を促進し、市内の森林整備の推進、林業・木材産業などの地元産業の活性化を図ります。

【具体的な取組内容】

補助制度の創設

市内産材を使用した戸建住宅の新築・増築・改築に対して補助を行う制度を創設します。

■市内産材を使用した補助事業のイメージ



住宅メーカー等への普及啓発

市内の本社・支店等を持つ住宅メーカー及び工務店に対して、補助制度に関する説明会を実施し、制度を活用した市内産材の利用促進を図ります。

補助制度の活用促進

市役所や住宅展示場等で補助制度について紹介を行うだけでなく、様々な機会を捉えて補助制度を紹介し、制度の活用促進を図ります。

【実施計画】

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
補助制度の創設	●	→	→							
住宅メーカー等への普及啓発				●	→	→	→	→	→	→
補助制度の活用促進				●	→	→	→	→	→	→

豊川流域での木材利用促進プロジェクト

【プロジェクトの概要】

東三河広域連合、奥三河ビジョンフォーラム、東三河ビジョン協議会、穂の国森づくりの会、新城フォレストベースなど、豊川流域の自治体等で構成する広域組織において、木材利用の促進について協議し、新たな木材需要の創出を目指します。

【具体的な取組内容】

広域組織での木材利用促進に関する協議の実施

東三河地域の市町村長や主要分野の民間組織等の代表者、地元有識者等で構成される各種広域組織において、地域材の利用促進に関する協議を行い、豊川流域での木材利用の促進を目指します。

公共施設等での木材利用の推進

本市では、「新城市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、関係機関と連携し、地域材の積極的な活用を図っています。

主要構造材だけでなく、内装材やテーブル・ベンチ、木製什器等にも地域材を積極的に取り入れます。

■地域材を使用した作手小学校



流域自治体での木材利用の推進

本市の公共施設等における木材利用促進の仕組みを活用し、広域組織での木材利用促進に関する協議を踏まえて、豊川流域の自治体での公共施設の新築・改修、内装の更新等の様々な場面において、地域材を積極的に利用する仕組みを構築します。

【実施計画】

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
広域組織での協議の実施	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→
公共施設等での利用推進	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→
流域自治体での利用促進						●	→	→	→	→

木とのふれあいを通じて豊かな心を育む新城木育プロジェクト

【プロジェクトの概要】

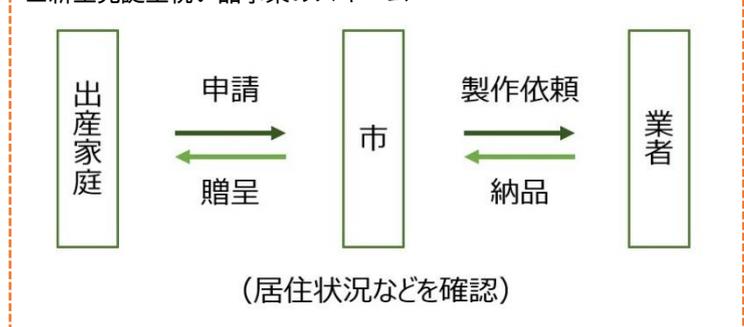
子どもの頃から本物の木とふれあうことで、人と木や森との関わりを主体的に考えることのできる豊かな心を育むことを目的として、新生児に地域材で制作したおもちゃや食器等の日用品を贈る「新生児誕生祝い品事業」や「木育教室の開催」といった新城木育プロジェクトを推進します。

【具体的な取組内容】

新生児誕生祝い品事業

地元の木工品製造事業者及び木工職人等と連携し、地域材を利用したおもちゃや食器等の日用品を開発し、新生児にプレゼントする新生児誕生祝い品事業を検討・実施します。

■新生児誕生祝い品事業のスキーム



木育教室の開催

木育インストラクターを講師として木育教室を企画・開催し、市内のこども園や、大学・短期大学幼児教育・保育科の学生、希望者を対象とした日常的な保育・幼児教育の中で、本物の木とふれあい、学べる機会を創出します。

木育イベントの開催

市内の子育て支援センター・児童館における、地域材を活用した内装等の木質化や、木トピアをはじめとする各種イベントでの木の玉やカンナくずのプールなどの設置により木育を推進します。

【実施計画】

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
新生児誕生祝い品事業	開発		実施							
木育教室の開催										
木育イベントの開催										

<森林環境譲与税の活用>

森林環境譲与税は、森林整備のほか、人材育成・担い手の確保、都市部における木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充当できます。本計画では、重点プロジェクトを実施するため財源として以下の用途への活用を予定しています。

重点プロジェクト	森林環境譲与税を活用する取組内容
重点プロジェクト1 森林経営管理制度に基づく 市主体の間伐推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営管理法に基づく意向調査 ・ 森林経営管理制度に基づく間伐
重点プロジェクト2 木造住宅への市内産材の 利用促進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内産材の利用促進補助事業
重点プロジェクト3 豊川流域での 木材利用促進プロジェクト	(対象外)
重点プロジェクト4 木とのふれあいを通じて豊かな心を育む 新城木育プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児誕生祝い品事業 ・ 木育教室イベントの開催

第 5 章

計画の 推進にあたって

本章では、本計画を着実に推進するための体制と進行管理の考え方を説明しています。

5-1 計画の推進体制

5-2 進行管理の考え方

■鳳来寺山から望む山々



5-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政や森林所有者、林業関係者だけでなく、森林の多面的な機能の恩恵を受ける全ての人と連携し森づくりを行うことが重要です。市民・市民団体・事業者の森づくりへの積極的な参画を促します。また、森づくり会議において、専門的な意見及び市民目線の意見を収集し、森づくりに反映していきます。

さらに、周辺・流域自治体との連携、広域連携も視野に入れて取り組みます。

(1) 市民・市民団体・事業者の森づくりへの積極的な参画

本計画は、本市や森林組合、森林所有者のみの計画ではなく、森林の恩恵を受け、森林と共に暮らしている全ての人を対象となる計画です。

将来像である「育成と共生 しんしろ“未来の森”づくり ～森を育て、人が育ち、森と共に暮らす～」の実現に向けて、これまで以上に市民・市民団体・地域協議会・事業者が森づくりに参画できるように、各種施策を展開します。

(2) 森づくり会議による専門的意見及び市民意見の反映

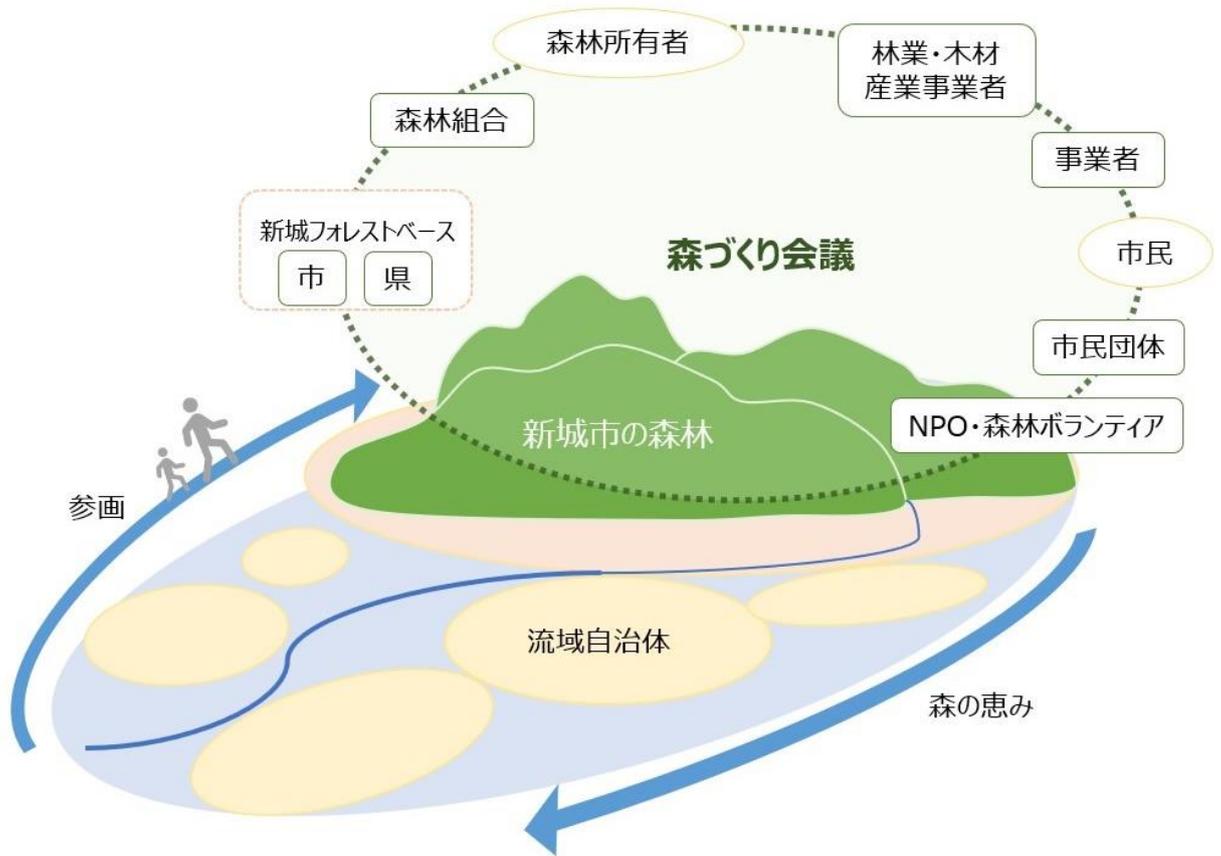
計画の推進にあたっては、本計画の策定に携わった「新城市森づくり会議」の組織を継承し、進行管理を行っていくこととします。計画の進捗状況について確認するとともに、さらなる展開に向けた助言を行います。

(3) 新城フォレストベースをはじめとし、周辺・流域自治体との連携

新城フォレストベースだけでなく、周辺自治体や流域自治体との連携を促進することにより、森林資源の循環利用を促進します。特に、本計画の重点プロジェクトに掲げる施策については、流域自治体と連携して取り組みます。

平成 24 (2012) 年に設置された新城フォレストベースでは、森林整備の促進や山地災害等への迅速な対応などの課題に対応するため、県・市とのさらなる連携を進めます。

■計画の推進体制



コラム

『新城フォレストベース』

新城フォレストベースは、新城市役所鳳来総合支所内（現在は新城市役所東庁舎2階）に設置された「新城森林総合センター」の愛称です。

これは、平成24（2012）年度にスタートした「東三河県庁」と地元市町村との協働事業の一つとして設置されたもので、愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課と新城市産業振興部森林課は、センター内のワンフロアで、森林の整備と林業・林材業の振興に取り組んでいます。



5-2 進行管理の考え方

計画の実効性を確保するために総合的かつ計画的な施策の推進に努め、森づくりに関わる社会情勢の変化等に対応した見直しを可能とするため、PDCA サイクルによつて的確な施策の展開を図ります。

基本計画に基づく各種施策の実施とその進捗管理は本市が行い、実行計画管理シート（案）などで実行体制を明記し、毎年度、指標の達成度及び施策の進捗状況をまとめます。

計画の進捗、実績の評価は、森づくり基本条例第 16 条の規定に基づいて設置する新城市森づくり会議が行います。会議の委員は、学識者、森林組合ならびに林業及び木材産業関係者等から構成され、森づくりに関する各種施策を円滑に推進するために本市が実施する森づくり施策について進捗と実績の評価ならびに計画に関する提言を行い、その結果を市長に報告します。

(1) 計画の点検・評価の実施（毎年）

基本目標に基づく具体的な施策の実施状況、重点プロジェクトの実施状況、施策方針毎に設定している評価指標の進捗状況について、本市が中心となって把握・評価し、森づくり会議に諮ることで、計画の点検・評価を毎年実施することとします。

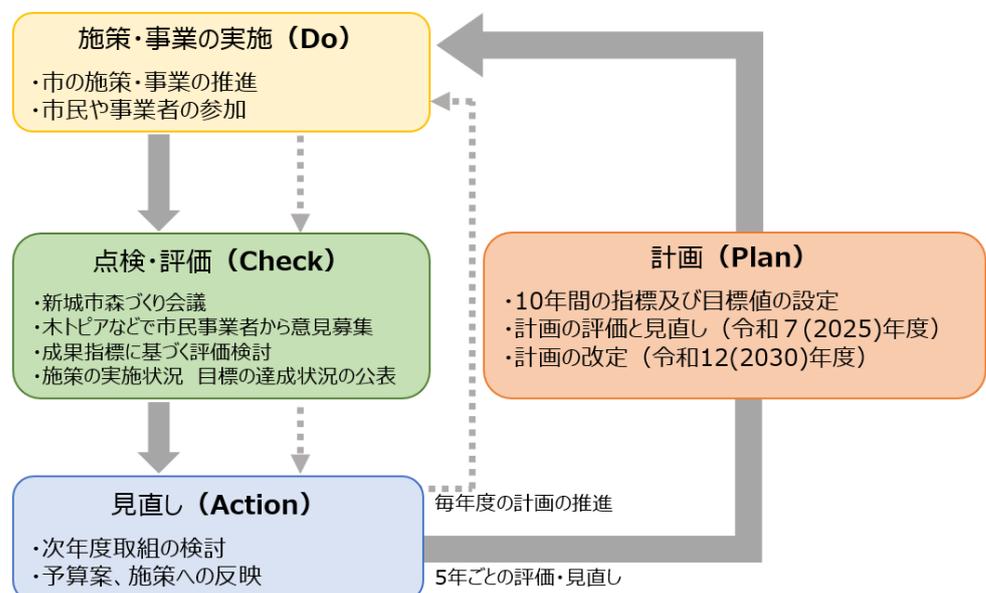
(2) 点検・評価の結果を踏まえた計画の見直し（中間年）

毎年実施する計画の点検・評価の結果、森林・林業を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、中間年である令和 7（2025）年度に、計画の見直しを検討・実施します。

(3) 各主体の意見の把握と反映

計画の推進にあたり、森づくり会議だけでなく、木トピアをはじめ、市民・市民団体、事業者、森林組合、森林所有者、その他森林・林業関係者が集う場等において、各主体の意見等を積極的に把握し、計画や施策の充実・改善につなげるようにします。

■PDCAサイクル による計画の推進



■実行計画管理シートのイメージ

実行計画管理シート(案)

産業振興部森林課
令和〇(〇〇〇〇)年〇月〇

基本目標・施策方針	主な施策	新規・継続	重点プロジェクト	実行体制	検討会議設置の有無	指標	現状値	区分	R3(2021)	(2)	R12(2030)	計画見直しの有無	目標値	
							R元(2019)						R12(2030)【10年後】	
基本目標1 公益的機能が持続的に発揮される森づくり														
施策方針(1) 計画的・戦略的な人工林の健全化の推進														
施策方針(2) 多様で健全な森林の形成														
施策方針(3) 暮らしを守る森づくりの推進														
基本目標2 森林資源の循環利用を促進する社会づくり														
施策方針(1) 地域材の利用拡大と新たな木材需要の創出														
施策方針(2) 林業・木材産業の活性化														
施策方針(3) 森林資源のエネルギー利用の推進														
基本目標3 森づくりと一体となった地域づくり														
施策方針(1) (森づくりを通じた)流域・広域連携の促進														
施策方針(2) (森づくりを通じた)交流人口・関係人口の拡大														
基本目標4 森づくりを担う人づくり														
施策方針(1) 林業従事者の確保・育成														
施策方針(2) 市民参画の拡充														
施策方針(3) 未来の森づくりの担い手育成														
<p>【達成状況(指標及び目標値有)】 A: 令和〇〇(〇〇〇〇)年の目標達成率100%以上 B: 令和〇〇(〇〇〇〇)年の目標達成率70%以上100%未満 C: 令和〇〇(〇〇〇〇)年の目標達成率70%未満</p> <p>【達成状況(指標及び目標値無)】 0%:未実施 10%~90%:実施程度に応じて評価 100%:完全実施</p>														

資料編

- 資-1 新城市森づくり基本条例
- 資-2 新城市森づくり会議等
- 資-3 新城市の森づくりの歩み
- 資-4 用語解説

資-1 新城市森づくり基本条例

(1) 新城市森づくり基本条例

平成 21 年 3 月 25 日
条例第 18 号

近年、森林への期待は、これまでの国土の保全、水源のかん養、木材その他の林産物の生産といった機能に加え、自然環境の保全、公衆の保健休養、更には地球温暖化防止の機能などますます多様化・高度化している。

森林の管理は、これまで林業という経済活動を通じて行われることが中心であったが、現在では木材価格の低迷から林業の採算性が極めて悪化しているため、管理の行き届かない手入れ不足の森林や放置されたままの森林が目立っており、森林が本来有している多面的機能が十分発揮されない状態が続いている。

このような状況の中、平成 21 年度から愛知県においてあいち森と緑づくり税が導入され、既存の施策では十分に進まない奥地林や公道沿いの森林の間伐などが実施される。新城市を含む新城北設楽地域は、これを機に人々の暮らしとは切り離せない森林の恵みや忘れかけてきた森林を慈しむ心を再確認するとともに、森林の有する多面的機能の発揮と森林環境の高度化のために全力を尽さなければならない。

こうしたことから、私たちは長期的展望に立ち、森林所有者や林業関係者のみならず市民一人ひとりが森づくりに真剣に取り組むことを目指し、新城北設楽地域の関係市町村共同の取組として、ここに森づくり基本条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための基本理念を定め、市及び森林組合の責務並びに森林所有者、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな森林環

境、森林資源を次世代に継承し、もって住み良い地域をつくることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 森林 市内に存在する森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 2 条第 1 項に規定する森林(竹林を含む。)をいう。

(2) 森林の有する多面的機能 土砂流出又は山地崩壊の防止、洪水軽減、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。

(3) 森林の有する公益的機能 森林の有する多面的機能のうち、木材その他の林産物の生産及び供給を除いた機能をいう。

(4) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。

(5) 森林組合 市内に所在する森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)に規定する組合をいう。

(6) 森林所有者 市内にある森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者をいう。

(7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。

(8) 事業者 市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(9) 森林関係の事業者 前号に掲げる事業者のうち、森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者(森林組合を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 市、森林組合、森林所有者、市民及び事業者は、この条例の目的を達成するため、適切な役割分担のもとに相互に連携及び協力し、次に掲げる基本理念に基づいて森づくりを行うものとする。

(1) 森林の有する公益的機能が持続的に発

揮されるよう、長期的な展望に立った森づくりを行うこと。

(2) 林業及び木材産業の健全な発展につながるよう、その振興を図り、木材資源の循環利用を推進すること。

(3) 地域の活性化につながるよう、地域づくりと一体となった森づくりを推進すること。

(4) 森林の適正な整備及び保全が継続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、森づくりに関し総合的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

2 市は、国、他の地方公共団体、公共的団体等に対し、必要に応じて理解と協力を求め、森づくりの円滑な推進に努めなければならない。

3 市は、森づくりに関する情報の提供を通じて、市民はもとより市外の人々がこの条例の基本理念について理解を深めるよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第5条 森林組合は、森林管理の中核的な担い手として、木材その他の林産物の生産及び供給を通じて森づくりに積極的に取り組まなければならない。

2 森林組合は、森林の管理が適正に行われるよう当該組合員に働きかけるとともに、計画的に森づくりに関する施策を推進するよう努めなければならない。

3 森林組合は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めなければならない。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、森づくりの重要性を深く認識し、自らが所有又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう努めるものとする。

2 森林所有者は、その所有又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、その適正な整

備及び保全の推進に努めるものとする。

3 森林所有者は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、森林の有する公益的機能が市民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力又は参加するよう努めるものとする。

2 市民は、市内又は県内で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、森づくりに関する各種施策に協力するとともに、自然環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 森林関係の事業者は、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるような森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用の推進に努めるものとする。

(森づくり基本計画)

第9条 市長は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森づくりに関する基本的な計画（以下「森づくり基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、森づくり基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(森林の整備及び保全の推進)

第10条 市は、森林の整備及び保全を推進するため、造林、保育その他の森林の施業を計画的かつ適切に実施するものとする。

2 市は、前項に規定する森林の整備及び保全を効率的に行うため、森林所有者及び森林関係の事業者に対し、森林の施業を一体的に実施するよう要請するものとする。

(林業及び木材産業の健全な発展)

第11条 市は、林業及び木材産業の健全な発展を図るため、森林施業の効率化、経営基盤の

強化その他必要な施策を実施するものとする。
2 市は、林業及び木材産業に従事する人材の確保と育成を図るため、就業に関する情報の提供、就労条件の改善その他必要な対策を講じるものとする。

(木材の利用の拡大)

第12条 市は、木材の利用の拡大を図るため、木材を利用する意義に関する情報の提供、建物及び工作物における木材の利用の促進、木材の新たな需要の開拓その他必要な施策を実施するものとする。

2 市は、公共の建物又は工作物を整備する場合には、市内又は県内で生産される木材その他の林産物を利用するよう努めなければならない。

(地域づくりを通じた森づくり)

第13条 市は、地域づくりを通して森林の有する公益的機能の維持及び増進を図るため、生活環境の整備、特産物の生産の振興その他必要な施策を実施するものとする。

2 市は、健康でゆとりと活力のある市民生活に資するため、地域の特性を生かした都市部との交流その他必要な施策を実施するものとする。

3 市は、古くから伝承されている森林に関する知恵や文化を次世代に継承するための取組を支援するものとする。

(市民の森づくり活動の推進)

第14条 市は、森づくりに対する市民の理解を深めるため、必要な情報の提供を行うとともに、自然体験活動その他の教育又は学習活動を通じて森を大切に作る心の醸成に努めるものとする。

2 市は、市民又は市民の組織する団体が自発的に行う植林活動その他の森づくりの活動を推進するため、必要な支援を行うものとする。

(森づくりの普及啓発)

第15条 市は、市民及び下流域など周辺市町村の人々が森林の有する多面的機能について

理解と関心を深め、森づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、森づくりの普及啓発期間を設けるものとする。

2 市は、森づくりの普及啓発期間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(森づくり会議)

第16条 市長は、森づくりに関する各種施策を円滑に推進するため、新城市森づくり会議を設置することができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な調査のため、職員を森林に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(関係法令の遵守等)

第18条 何人も、森林に立ち入る際には、関係法令を遵守するとともに地域の社会慣習を尊重し、森林環境の保全に努めなければならない。

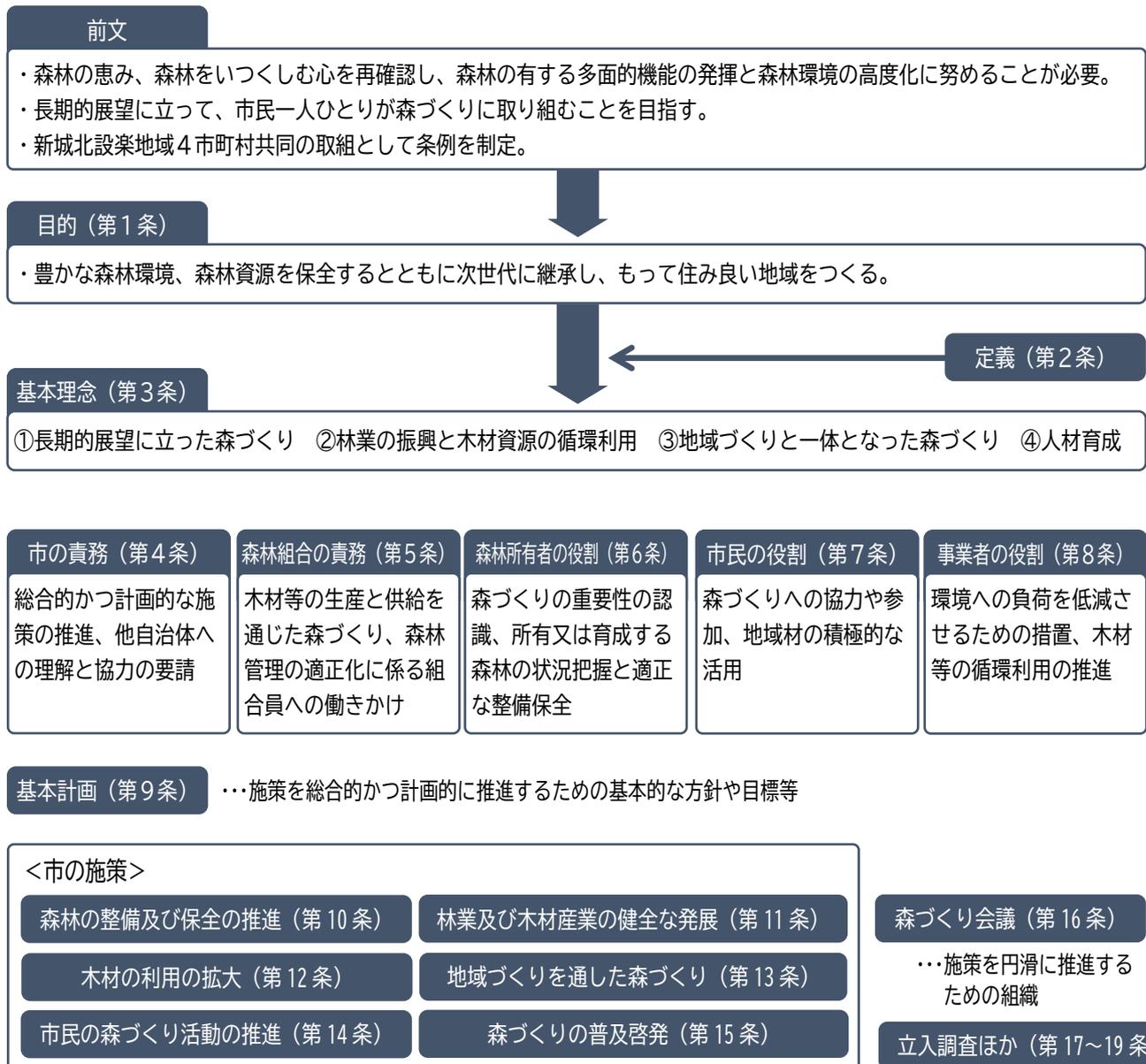
(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 新城市森づくり基本条例構成図



資-2 新城市森づくり会議等

(1) 新城市森づくり会議条例

○新城市森づくり会議条例

平成 24 年 12 月 20 日

条例第 53 号

改正 平成 27 年 12 月 25 日条例第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新城市森づくり基本条例（平成 21 年新城市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 16 条に規定する新城市森づくり会議（以下「森づくり会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 森づくり会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 森づくり（条例第 2 条第 4 号に規定する森づくりをいう。以下同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定及び改定に関すること。
- (2) 基本計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他森づくりに関する施策について市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 森づくり会議は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 新城森林組合を代表する者
- (3) 林業及び木材産業に携わる者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 森づくり会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、森づくり会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、森づくり会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 森づくり会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 森づくり会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 森づくり会議は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 森づくり会議の庶務は、産業振興部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後において最初に第4条第1項の規定により委員に委嘱された者に係る任期については、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成27年12月25日条例第51号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 新城市森づくり会議委員・顧問名簿

令和3(2021)年3月現在

任期：平成31(2019)年4月1日～令和3(2021)年3月31日

	所属	役職	氏名	備考
委員	新城森林組合	代表理事組合長	坂巻 邦彦	会長
	豊橋創造大学 保健医療学部	教授	稲田 充男	副会長
	三河材流通加工事業協同組合	代表理事	山崎 宏明	
	新城地域林材業振興協議会		中嶋 康夫	
	東三河流域森林・林業活性化センター		清水 良文	
	NPO 法人 森林真剣隊	理事長	夏目 隆久	
	NPO 法人 森づくりフォーラム		原田 敏之	
	森林インストラクター		加藤 美加	
	林家		荻野 紀子	
	林家		齋藤 憲生	

	所属	役職	氏名	
顧問	愛知県新城設楽農林水産事務所	森林調整監兼	栗本 洋孝	
	新城林務課	新城林務課長		
	新城森林組合	参事	物部 恭喜	
	新城市産業振興部	部長	金田 明浩	

(3) 新城市森づくり基本計画の見直しに係る作業部会設置要綱

○新城市森づくり基本計画の見直しに係る作業部会設置要綱

(設置)

第1条 新城市森づくり基本計画（平成22年8月策定。以下「基本計画」という。）が、令和2年度に計画最終年を迎えるにあたり、時代の変化や社会の要請に応じた内容に見直しを検討するため、新城市森づくり基本計画見直しに係る作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は次の号に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本計画の内容の見直しに係る計画（素案）の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、作業部会の目的を達するために必要な事項。

(組織)

第3条 作業部会は、別表1に掲げる部会員により構成し、作業部会長をおく。

- 2 作業部会長は森林課長をもって充る。
- 3 作業部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 作業部会の会議は作業部会長が招集する。

- 2 作業部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に作業部会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 作業部会の庶務は、産業振興部森林課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

別表1（第3条1項関係）

組 織	職 名
愛知県新城設楽農林水産事務所 新城林務課	課長補佐 主査 (森林総合監理士並びに林業普及指導員)
新城森林組合	森林整備課係長 (森林施業プランナー)
新城市森林課	森林課長 副課長 林政係長 林道係長

(4) 新城市森づくり基本計画の見直しに係る作業部会委員名簿

令和3(2021)年3月現在

所属	役職	氏名	備考
愛知県新城設楽農林水産事務所 新城林務課	課長補佐	浅岡 郁雄	森林総合監理士
	主査	上原 裕助	林業普及指導員
新城森林組合	主幹	中尾 充洋	森林施業プランナー
	森林整備課係長	京極 隆人	
新城市森林課	課長	鈴木 金也	作業部会長
	副課長兼林道係長	古田 武久	
	林政係長	横山 和典	

(5) 会議の開催経過

日程	検討内容
令和2(2020)年6月25日	第1回 新城市森づくり基本計画の見直しに係る作業部会 ・次期新城市森づくり基本計画の策定について ・現行計画の進捗状況について ・新城市の森林・林業の現状について ・市民アンケート調査の実施について
令和2(2020)年7月2日	第1回 新城市森づくり会議 ・次期新城市森づくり基本計画の策定について ・現行計画の進捗状況について ・新城市の森林・林業の現状について ・市民アンケート調査の実施について
令和2(2020)年9月9日	第2回 新城市森づくり基本計画の見直しに係る作業部会 ・森づくりの将来像・基本方針について ・市民アンケート調査結果について
令和2(2020)年9月17日	第2回 新城市森づくり会議 ・森づくりの将来像・基本方針について ・市民アンケート調査結果について
令和2(2020)年11月11日	第3回 新城市森づくり基本計画の見直しに係る作業部会 ・第2次森づくり基本計画の素案について
令和2(2020)年11月19日	第3回 新城市森づくり会議 ・第2次森づくり基本計画の素案について
令和3(2021)年3月3日	第4回 新城市森づくり基本計画の見直しに係る作業部会 ・第2次森づくり基本計画の最終案について
令和3(2021)年3月11日	第4回 新城市森づくり会議 ・第2次森づくり基本計画の最終案について

■第1回森づくり会議



■第2回森づくり会議



資-3 新城市の森づくりの歩み

年月	主なできごと
平成 17(2005)年 10 月	○(旧)新城市、(旧)鳳来町、(旧)作手村が合併し、(新)新城市が誕生する。 ・市域が 499 平方キロ、愛知県で 2 番目に広い面積となる。市域の 84% (約 41,000ha) を森林が占めるまちとなる。
平成 18(2006)年 4 月	○(旧)新城市森林組合、(旧)鳳来町森林組合、(旧)作手村森林組合が合併し、新城森林組合が発足する。
平成 18(2006)年 5 月	○市民参加(管理)の森づくり事業開始 ・市内の NPO 法人森林真剣隊に森林整備の技術講習会を委託し、森づくりの人材育成事業を開始。
平成 19(2007)年 2 月	○舟着山森林愛護塩沢組合設立 ・市内舟着山山麓の塩沢地区で、住民が主体となって森林を団地化し森林整備を進める取り組みがスタート。
平成 21(2009)年 4 月	○愛知県が「あいち森と緑づくり税」を導入 ・愛知県より事業地の取りまとめ業務を受託し、間伐を促進する取り組みがスタート。
平成 21(2009)年 4 月	○新城市森づくり基本条例制定(新城市、設楽町、東栄町、豊根村で同時に条例化) ・市・森林組合・森林所有者・市民及び事業者の役割の定め、森林整備の計画的な実施を明文化。
平成 22(2010)年 8 月	○新城市森づくり基本計画(第 1 次)制定 ・森林の公益的機能を十分に発揮するための間伐実施などを重点施策に掲げ、10 年間の計画的な森づくりがスタート。
平成 23(2011)年 3 月	○東日本大震災発生 ・木材の需給動向に影響を与えると伴に、原子力発電などの国のエネルギー政策が見直される。
平成 23(2011)年 3 月	○秋葉道木の駅プロジェクトが発足(平成 27(2015)年度より経費の一部を補助) ・間伐材を軽トラックなどにより搬出し、地域通貨を利用することで、森林資源の活用と地域の振興を図る取り組みが開始。
平成 24(2012)年 4 月	○森林経営計画制度がスタート ・切り捨て間伐から搬出間伐へ国の政策が大きく転換する。
平成 24(2012)年 4 月	○新城森林総合センター(愛称:新城フォレストベース)が発足 ・市の鳳来総合支所内に県の新城林務課と市の森林課が同一庁舎内で業務を開始。森林整備の拠点としての運用がスタート。
平成 24(2012)年 6 月	○新城市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針制定 ・小中学校などの公共建築物へ地域材(市内産材、県産材)の積極的な利用を開始。
平成 25(2013)年 4 月	○黄柳川小学校開校 ・地域材を多く活用した小学校として、平成 26(2014)年度木材利用優良施設表彰で農林水産大臣賞受賞。
平成 26(2014)年 9 月	○新城市木材調達協議会発足 ・大規模な公共建築物への市内産材利用について、設計段階から関係機関との調整を図り、材・工分離発注を実施。作手小学校・つくで交流館の建設に適用。
平成 27(2015)年 4 月	○県新城林務課、新城森林組合、市森林課の 3 者による森林集約化促進プロジェクトが始動 ・森林施業の集約化を図り「森林経営計画」の認定の促進を図る取り組みがスタート。
平成 28(2016)年 2 月	○新東名高速道路新城インターチェンジ開所(新城、奥三河地域の新たな交流人口の玄関口が供用開始) ・前年の平成 27(2015)年 3 月には、地域材を多く活用した道の駅「もっくる新城」が玄関口に開駅。
平成 29(2017)年 4 月	○作手小学校・つくで交流館、開校・開所 ・平成 30(2018)年度「第 2 回あいち木づかい表彰」特別賞受賞
平成 30(2018)年 5 月	○市役所本庁舎竣工・業務開始 ・内装に市内産材を活用する。
平成 30(2018)年 10 月	○木トピアを協同組合まつりと共同で開催 ・入場者 3,200 人を達成。
平成 31(2019)年 4 月	○第 2 期あいち森と緑づくり事業がスタート ・森林環境譲与税の譲与開始 ・森林経営管理法の施行と森林経営管理制度スタート
令和元(2019)年 11 月	○湯谷温泉の加温配湯施設での木質バイオマスボイラー(薪ボイラー)の運用開始 ・新城市新生産協議会を開催し、薪の材料となる原木を安定的に供給する取り組みがスタート。
令和 2(2020)年 4 月	○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言発令 ・木材の需要に影響を与える。
令和 2(2020)年 7 月	○新城森林総合センター(愛称:新城フォレストベース)が東庁舎へ移転 ・鳳来総合支所の建て替えに関連し、新城フォレストベースが鳳来総合支所から東庁舎へ移転。
令和 2(2020)年 10 月	○菅総理大臣が 2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロ(脱炭素化)を目指すことを表名 ・二酸化炭素の吸収源としての森林整備の重要性がさらに高まる。

資-4 用語解説 五十音順

あ行	
育成単層林 (いくせいたんそうりん)	スギ・ヒノキの人工林で林冠がほぼ同じ高さの森林のことで、一斉林ともいう。
育成複層林 (いくせいふくそうりん)	単層林に対して林冠が何層かで構成されている森林のこと。
入会林野 (いりあいりんや)	一定の地域の住民が入会権に基づいて共同で利用し、管理している山林原野のこと。
入会山 (いりあいやま)	特定地域の住民団体が特定の山林原野に対して共同利用を営む習慣上の権利を設定した森林。その権利を入会権という。
入会権者 (いりあいけんじゃ)	入会権を有する住民のこと。
エダムシ	森林害虫の一種で、別名スギノアカネトラカミキリと呼ばれる。スギやヒノキの衰弱した枝（枯れ枝）に産卵し、ふ化した幼虫は材の内部を食害する。食害された部分の周辺は不定形、黒褐色に変色する。
横架材 (おうかざい)	梁や桁など、水平方向に設置される建造物の構造部材のこと。
か行	
拡大造林 (かくだいぞうりん)	天然林を伐採した跡地や原野に人工造林を行うこと。
カシノナガキクイムシ	通称「カシナガ」と言われ、ナラ類やシイ・カシ類などの樹幹に潜入し、ナラ菌を樹体に感染させ、菌を増殖することで、水を吸い上げる機能を阻害して枯死させる伝染病「ナラ枯れ」の原因とされている。
架線 (かせん)	伐採した木を林道端などに集めるために空中に張ったワイヤーロープのこと。
カーボンオフセット	市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。
郷土樹種 (きょうどじゅしゅ)	もともとその地域に生育していた樹種のこと。
間伐 (かんばつ)	林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不要木など林木の一部を伐採すること。
強度間伐 (きょうどかんばつ)	間伐が遅れて過密になった林分を健全な林分にするために行う強度の間伐のこと。
グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。
経営管理権集積計画 (けいえいかんりけんしゅうせきけいかく)	森林所有者への意向調査の結果、市が経営管理を行うべきと判断した森林をとりまとめる際に作成する計画。森林所有者がこの計画に同意した後、公告・縦覧することで森林の経営管理をする権利が市に設定される。
航空レーザ計測 (こうくうれーざけいそく)	航空機に搭載したレーザ計測機器（レーザを用いた距離を測るための機器）から地表に向けてレーザを連続的に発射し、レーザが反射した地上物体の三次元位置情報を取得する計測技術のこと。

高性能林業機械 (こうせいのおりんぎょうきかい)	チェーンソーや刈払機などの機械に比べて、作業の効率化や身体への負担軽減などの点で性能が著しく高い大型林業機械のこと。
公道 (こうどう)	国や地方自治体が管理している道路のこと。
さ行	
材積 (ざいせき)	立木または造材された丸太や製材された木材の体積のこと。
再造林 (さいぞうりん)	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。
里山林 (さとやまりん)	都市や集落の近くに広がり、人々の様々な働きかけを通じて維持、管理されてきた森林で、身近にあって地域の生活に深く関わってきた森林のこと。
作業班 (さぎょうはん)	森林組合などが森林内で行う各種作業に必要な技術員の集団のこと。
主伐 (しゅばつ)	一定の林齢に育成した立木を、用材等で販売するために伐採することをいい、被害木の伐採は含まない。
集成材 (しゅうせいざい)	板材(ラミナ)を繊維(木目)の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品ののこと。
小規模林家 (しょうきぼりんか)	保有山林規模が1ha未満と小規模な林家のこと。
針広混交林 (しんこうこんこうりん)	単一の樹種で構成される単純木に対し、二種類以上の樹種で構成される森林を混交林といい、このうち針葉樹と広葉樹が混じって生育している森林のこと。
人工林 (じんこうりん)	主に人が苗木を植えて造林した森林のこと。
薪炭 (しんたん)	薪や炭のこと。
森林組合 (しんりんくみあい)	森林所有者を組合員とする共同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合のこと。
森林所有者 (しんりんしょゆうしゃ)	森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、もしくは育成することができる者のこと。
森林施業プランナー (しんりんせぎょう)	森林施業の方針を明確に示しつつ、利用間伐等の施業に必要な経費等を的確に把握した上で、具体的な施業プランとして森林所有者に説明し、合意形成ができる技術者のこと。
森林作業道 (しんりんさぎょうどう)	特定の者が森林施業のために継続的に使用する施設であり、林道規程によらない道で、2t積程度の小型トラックや林業機械(フォワーダ等)の走行を予定するもの。
森林情報 (しんりんじょうほう)	森林基本図や森林計画図、森林簿といった森林の基本情報のこと。
森林資源情報 (しんりんしげんじょうほう)	樹種・林齢・面積・材積等の森林の資源情報のこと。
森林GIS (しんりんじーあいえす)	地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、樹種や林齢等の文字・数値情報をコンピューター上で総合的に管理、分析、処理するシステムのこと。
森林所有界 (しんりんしょゆうかい)	所有森林の境界のこと。
水源かん養 (すいげんかんよう)	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。

スイングヤード	建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機のこと。（swing：回転する、yarder：集材機）
ストックヤード	一時的に木材等を貯留するための集積場のこと。
スマート林業 （りんぎょう）	地理空間情報や ICT 等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする林業のこと。
生物多様性 （せいぶつたようせい）	地球上には数百万種ともいわれる多様な生物種が存在しており、こうした種の多様性に加えて、地域個体群等の遺伝子レベルの多様性、生態系の多様性を含めた概念のこと。
施業の集約化 （せぎょうのしゅうやくか）	隣接する複数の所有者の森林をとりまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施すること。
遷移極相林 （せんいきょくそうりん）	ブナ林や照葉樹林など、これ以上植生が変化しない安定した状態（極相）に達した林のこと。
素材生産 （そざいせいさん）	立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程のこと。
造林 （ぞうりん）	人工的に森林を造成すること。
ゾーニング	森林を機能などに応じて区分すること。
新城フォレストベース （しんしろ）	平成 24（2012）年度にスタートした「東三河県庁」と地元市町村との協働事業の一つとして、新城市役所鳳来総合支所内（現在は新城市役所東庁舎 2 階）に設置された「新城森林総合センター」の愛称。
た行	
大径材 （たいけいざい）	末口径（丸太の太さ、直径）が 30cm 以上の材木のこと。
代行林道開設 （だいこうりんどうかいせつ）	林道のうち、地域振興上重要な基幹道路について、山村振興法又は過疎地域特別措置法に基づく代行措置などにより、県が開設すること。
玉切り （たまぎり）	伐り倒した木を、建築用材等に利用するため 4 m や 3 m の長さに切り揃えること。
地域材 （ちいきざい）	本計画では、東三河地域の山林で採れた材木を地域材という。
地域材認証制度 （ちいきざいにんしょうせいど）	木材需要の拡大、産地ブランド化の促進、間伐材利用の推進による資源調整などを目的として、地域で産出されたこと、あるいは、それを加工したものであることを認証する制度のこと。
治山 （ちさん）	荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して、水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、国土の保全及び水資源の確保を図ること。
チップ	木材を細かく切ったもの。パルプの原料。
低コスト造林 （ていこすとぞうりん）	再造林面積の増大に対応するため、一貫作業システムの導入、コンテナ苗、下刈り回数削減、シカ被害軽減及び再造林コスト予測などにより、低コストな造林を行うこと。
天然林 （てんねりん）	主に自然に生育した木で構成された森林のこと。
天然複層林化 （てんねんふくそうりんか）	森林を自然の推移に委ね、主として天然更新等の自然の力を活用して森林（天然林）を造成する森林づくりの方法のこと。
地理空間情報 （ちりくうかんじょうほう）	空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（位置情報）とそれに関連付けられた様々な事象に関する情報、もしくは位置情報のみからなる情報のこと。

特用林産物 (とくようりんさんぶつ)	保育山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材・ほだ木用原木を除く林産物のこと。主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のキノコやタケノコなどである。
土場 (とば)	市場などに出荷する前に、木材を一時的に集積・貯蔵しておく場所のこと。
な行	
認定林業事業体 (にんていりんぎょうじぎょうたい)	愛知県の「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、「労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」を作成し、知事の認定を受けた事業体のこと。
は行	
標準伐期齢 (ひょうじゅんばつきれい)	主伐時期の目安として市町村森林整備計画に定められたもので、概ねスギで35～50年、ヒノキで45～60年とされている。この林齢での伐採を奨励するものではなく、この林齢より若くしての伐採を抑制するためのもの
剥皮 (はくひ)	樹皮を剥ぐこと。
プレカット工場 (こうじょう)	住宅等の建築に必要な柱、梁などの部材を工場であらかじめ加工する工場のこと。
プロセッサ	加工する(process)機械の意味で、自動式の造材用機械のこと。林地または土壌で、伐倒木をグラップルでつかみ、ローラーなどによって材を送りながらカッター(ナイフ)で枝払いを行うと同時に、これを油圧チェーンソーによって一定の長さに玉切りする。
フォワーダ	玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタのこと。(forward:運送する)
ペレット	木材加工時に発生するおが粉等を圧縮成形した燃料であり、形状が一定で取り扱いやすい、エネルギー密度が高い、含水率が低く燃焼しやすい、運搬や貯蔵も容易であるなどの利点がある。
ま行	
木質バイオマス (もくしつ)	森林で育成した樹木の生態量のこと、具体的には森林から切り出した木材だけでなく、樹木の枯葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。
三河材流通加工事業協同組合 (みかわざいりゅうつうかこうじぎょうきょうどうくみあい)	民間の製材、原木市場、近隣の森林組合と愛知県森林組合連合会で組織する協同組合で、地域林材業の発展や東三河地域の森林の健全な育成に向けて、原木市場と製材・プレカット工場、防虫防腐工場を併設し、原木から製材品、住宅部材にいたるまでの一貫した供給体制を築いている。
松くい虫 (まつくいむし)	一般に、マツを枯らす線虫(マツノザイセンチュウ)を媒介するマツノマダラカミキリのこと。
木育 (もくいく)	子どもの頃から木を取り入れた生活の中で、木と森に親しみ、人と、木や森の関わり、森づくりの大切さを考えられる豊かな心を育む活動のこと。
木育インストラクター (もくいく)	木育の意義や役割を理解し、森林・林業、木材、環境について分かりやすく伝えるインストラクターのこと。
ら行	
ラミナ	集成材を構成する板材のこと。
立木密度 (りゅうぼくみつど)	森林の「混み方」のことで、単位面積の林地に生きている立木の本数で、一般にはha当たり本数で表される。

林道 (りんどう)	原則として不特定多数の者が利用する恒久的公共施設で、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道のこと。国有林野事業の管理経営のために森林管理署等が主に国有林野内に開設する国有林林道と、民有林の林業等のために、市町村や森林組合等が民有林内に開設する民有林林道がある。
林分 (りんぶん)	林業経営上の単位として扱われる、林相（樹種、林齢等）がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林のこと。
林家 (りんか)	保有山林面積が1 ha 以上の世帯のこと。
林業事業体 (りんぎょうじぎょうたい)	林家、林家以外の法人、団体、グループなど。林家以外の林業事業体としては、会社、社寺、森林組合、造林組合、農協などの各種団体組合、財産区、市町村、都道府県、国などがある。
林相 (りんそう)	森林を構成する樹種、林齢などにより示される森林の全体像のこと。
林産物 (りんさんぶつ)	林野から生産又は採取される産物のことで、木材の他に、薪や木炭、シイタケなどのキノコ類などがある。
林齢 (りんれい)	樹木の年齢のこと。人工林では苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。
齢級 (れいきゅう)	森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。
齢級構成 (れいきゅうこうせい)	森林面積を齢級毎に示したものの。
列状間伐 (れつじょうかんばつ)	林内の植栽した列に沿って機械的に伐採する方法のこと。
路体 (ろたい)	道路構造の最下層にあたる部分のこと。
路網 (ろもう)	森林の管理や整備、林産物の搬出、森林へのアクセスに利用される道路のネットワークのこと。
わ行	
割り山 (わりやま)	入会林野を入会権者に分割・配分し、一定期間被配分者の占有に委ねること。
英数字	
ICT (あいしーてい)	Information & Communications Technology の略で、日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。
CSR (しーえすあーる)	Corporate Social Responsibility の略で、企業は経済だけでなく環境保全など社会に対しても責任もつべきとする考え方。
CLT (しーえるてい)	Cross Laminated Timber の略で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直行するように積層密着させた木質系材料のこと。
SDGs (えすでいーじーず)	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。令和 12（2030）年を期限とする国際目標で、「誰一人として取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットにより構成されている。

第2次新城市森づくり基本計画

令和3（2021）年3月

新城市産業振興部 森林課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船 115 番地 東庁舎

TEL：0536-22-9935 FAX：0536-23-7659

E-mail：ringyou@city.shinshiro.lg.jp





第2次新城市森づくり基本計画